

第九十八回
国会

参議院農林水産委員会會議録第三号

昭和五十八年三月二十二日(火曜日)

午後零時三十五分開会

委員の異動

二月十八日

辞任

熊谷 弘君

補欠選任

大石 武一君

二月二十一日

辞任

伊藤 郁男君

補欠選任

三治 重信君

二月二十二日

辞任

三治 重信君

補欠選任

伊藤 郁男君

二月二十三日

辞任

坂倉 藤吾君

補欠選任

山田 譲君

二月二十六日

辞任

山田 譲君

補欠選任

坂倉 藤吾君

三月十九日

辞任

伊藤 郁男君

補欠選任

田淵 哲也君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

下条進一郎君

岡部 三郎君

坂元 親男君

高木 正明君

瀬谷 英行君

鶴岡 洋君

委員

大城 眞順君

北 修二君

熊谷 三郎君

國務大臣

農林水産大臣

政府委員

農林水産政務次官

農林水産大臣官房長

農林水産大臣官房総務課長

農林水産大臣官房総務課長

農林水産省経済局長

農林水産省構造改善局長

農林水産省農畜局長

農林水産省食品流通局長

農林水産技術会議事務局長

食糧庁長官

林野庁長官

水産庁長官

常任委員会専門員

安達 正君

本日の會議に付した案件

○理事の辞任及び補欠選任の件

○農林水産政策に関する調査

(昭和五十八年度の農林水産行政の基本施策に関する件)

○北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(下条進一郎君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二月十八日、熊谷弘君が委員を辞任され、その補欠として大石武一君が選任されました。

また、三月十九日、伊藤郁男君が委員を辞任され、その補欠として田淵哲也君が選任されました。

○委員長(下条進一郎君) まず、理事の辞任についてお諮りいたします。

村沢牧君から、文書をもって、都合により理事を辞任したい旨の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(下条進一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(下条進一郎君) 御異議ないと認め、

それでは、理事に瀬谷英行君を指名いたします。

○委員長(下条進一郎君) 農林水産政策に関する調査のうち、昭和五十八年度農林水産省関係の施策に関する件を議題といたします。

農林水産大臣から所信を聴取いたします。金子農林水産大臣。

○國務大臣(金子岩三君) 農林水産委員会の開催に当たりまして、私の所信の一端を申し上げます。

今日、わが国経済社会を取り巻く諸情勢を見ると、世界経済は引き続き停滞傾向にあり、先進諸国における失業問題は戦後最悪の状況に立ち至っております。

また、国内面にあつては、物価は安定的に推移している反面、景気回復ははかばかしくなく、財政の大不均衡は依然として解消されないなど、わが国経済社会はかつてない困難な時代に遭遇いたしております。

このような困難な状況の中で、今後わが国が安定した成長を維持しつつ経済社会の発展と国民生活の安定を図っていくためには、何と云っても、国の基とも言うべき農林水産業の健全な発展を図ることが不可欠であります。

現在、わが国農林水産業をめぐる内外の諸情勢は、米を初めとする多くの農産物の需給の緩和、土地利用型農業部門の経営規模拡大の停滞、労働力の高齢化等の諸問題に加え、行財政改革の観点からの農林水産行政の一層の効率的な推進の要請、諸外国からの市場開放要求の強まり等きわめて厳しいものとなっております。まさに、わが国農林水産業は試練のときを迎えていると言っても

過言ではありません。

申すまでもなく、農林水産業は、国民生活にとつて最も基礎的な物資である食糧の安定供給を初め、活力ある健全な地域社会の形成、地域住民への就業の場の提供、国土・自然環境の保全などが国経済社会の土台を支える重要な役割りを果たしております。

八〇年代の経済社会は、資源・エネルギーの制約の強まり、高齢化社会の到来、物質的豊かさより生活の質的向上や生きがい、ゆとりを求める国民の志向の強まりなどが見込まれます。

この中で、再生可能な自然エネルギーを利用し、また、自然の生態系と調和してこれを維持培養するという他産業には見られない農林水産業の特質は今後ますます重視されていくものと考えます。しかも、今後の世界の食糧需給の展望を見ますと、中長期的には樂觀を許さないものがあります。

このような状況のもとで一億一千万人を超える国民に食糧を安定的に供給し、健康的で豊かな食生活を保障するためには、国内で生産可能な農産物は極力国内で賄うという方針のもとに、総合的な食糧自給力を維持強化することが基本的に重要であります。

この場合、国民の広範な理解と支持を得るためにも、わが国の制約された国土条件のもとで、可能な限り生産性の向上を図ることを基本として、農林水産業の役割りが着実に効率的に果たされることが肝要であります。

以上のような基本的考え方のもとに、昨年八月、農政審議会から行われた「八〇年代の農政の基本方向」の推進について「報告を踏まえ、最近のわが国農林水産業を取り巻く厳しい情勢に対応した柔軟な発想により農林水産行政の展開を図ってまいります」。

以下、昭和五十八年度における主要な農林水産施策について申し上げます。

まず、農業の振興につきまして申し上げます。第一に、生産性の向上に重点を置き、農業構造の改善、農業基盤の整備、農業技術の開発・普及を

図ることとあります。

すなわち、構造改善につきましては、新たに昭和五十八年度から地域農業集団を広範に育成し、その活動を通じて、これまで十分進んでいなかった土地利用型農業の経営規模の拡大と生産性向上を強力に推進いたします。また、山村、離島を含め、農村の多様な立地条件にきめ細かく配慮した新農業構造改善事業の後期対策を充足させることとしております。

農業基盤の整備につきましては、昭和五十八年度から昭和六十七年度までの十年間を計画期間とする第三次土地改良長期計画を策定することとし、農業と農村の健全な発展のための基礎条件の計画的整備を図ることとしております。

また、技術の開発につきましては、生産性の飛躍的向上を期するため、細胞融合、核移植などの革新的技術を活用した技術の開発、試験研究体制の整備などに重点を置くこととしております。また、新技術の普及と定着を図るため、普及事業の効果的、効率的な運営に努めるほか、統計情報整備を図ることとしております。

第二に、限られた国土資源のもとで需要の動向に応じて最も効果的に農業生産が行われるよう農業生産の再編成を進めることとあります。

今後は、農業生産の再編成の面から見ても、生産性向上の面から見ても、土地利用型農業の発展に重点を置く必要があります。特に、稲作と大家畜生産は、わが国の土地利用型農業の基軸をなすものであります。その生産性の向上に積極的に取り組みつつ、着実にその発展を図ってまいりたいと考えております。

農業生産の再編成を進める上で最も重要な水田利用再編対策につきましては、昭和五十八年度の転作等目標面積を軽減し、六十万ヘクタールとしたこととあります。昭和五十九年度から始まる第三期対策につきましては、第二期対策の実施状況や米の需給事情、転作の定着化の状況等を総合的に勘案して、昭和五十九年度の予算編成までの間においてその枠組みについて結論を得たいと考

えております。

第三に、国民に健康的で豊かな食生活を保障することとあります。

わが国の食生活は、米を中心とし、栄養のバランスがとれた豊かな内容のものとなっており、欧米諸国とは異なる形態の、いわば「日本型食生活」ともいふべきものが形成されつつあります。この「日本型食生活」は、健康の保持という面と国内生産との結びつきを持った食糧消費という面の両面において望ましいものであります。今後一層その定着を促進してまいりたいと考えております。

このため、「日本型食生活」を構成する主要食糧の需給と価格の安定を図ることを基本に、地域で生産される農林水産物の利用の高度化、食品の加工・流通部門の効率化、外食産業の近代化を進めるなど食品の生産から加工、流通の全般にわたる力を入れるほか、消費者に対する啓発活動などを推進することとしております。

以上申し上げました各般の施策のほか、世界の食糧需給の安定に貢献するため、長期的観点に立つて、開発途上地域における農業開発への協力を一層推進することとしております。

また、国土資源に制約のあるわが国として輸入に依存せざるを得ないものについては、その安定的輸入の確保を図るとともに、国内の不作や輸入障害の事態に備えて備蓄の確保を図ることとしております。

このほか、金融制度の充実、農業災害補償制度の円滑な運営等を図ることとして申し上げます。

次に、林業の振興につきまして申し上げます。森林・林業につきましては、木材需要の減退等厳しい環境のもとで、これまで積極的に植林してきた林木の健全な育成と安定供給、緑豊かな国土の保全、林業生産の場である山村の発展を図ることを基本としてまいりたいと考えております。

このため、これまでの施策をさらに推進するほか、昭和五十八年度においては新しい取り組みを行い、森林資源の整備と林業の振興を図ってまいりたいと考えております。

すなわち、緑資源の確保について広く国民の理解と協力を求めつつ森林の適正管理を総合的に推進するとともに、上流水源地帯における複層林の形成と林道網の整備を有機的に結びつけ、水源涵養や国土保全の機能にすぐれた森林の造成に努めることとしております。

また、国有林野事業につきましては、経営改善を強力に推進してまいりたいと考えております。次に、水産業の振興につきまして申し上げます。水産業につきましては、諸外国による二百海里規制の強化、燃油価格の高水準での推移等による漁業経営の悪化、水産物需要の低迷等厳しい事態に直面しております。

困難な状況にある漁業経営の立て直しのため、漁業生産構造の再編整備等を推進するほか、新たに昭和五十八年度から省エネルギー、低コストを実現する新しい漁業技術体系の確立を図るなどの施策を講じてまいりたいと考えております。

また、栽培漁業の推進体制の整備等による「つくり育てる漁業」の振興、粘り強い漁業外交の展開を通ずる遠洋漁場の確保、さらには水産物の流通、加工の改善と多様な魚を初めとする魚の消費拡大によって、水産業の振興と水産物の安定供給に努めてまいりたいと考えております。

さらに、漁業協同組合の事業範囲への任意共済事業の追加、漁船積み荷保険の本格実施等を行ってまいりたいと考えております。

以上申し上げましたような農林水産業の振興を図るためには、その基盤となる健全な地域社会がつくられることが不可欠であります。このため、農山漁村の総合的な環境整備の推進等により、豊かで活力に満ちた農山漁村を建設するとともに、農林水産業の生産基盤である農用地、森林等の緑資源の維持培養、漁港の整備と漁場の保全開発を図ってまいりたいと考えております。

これら農林水産施策を推進するため、厳しい財政事情のもとで、農林水産予算につきましては、生産性の高い農林水産業の実現と農林水産物の安定供給を目標として、限られた財源の中で質的な

充実に努めることに重点を置き、厳しい中にも明るい展望が開けるよう必要な予算の確保を図ったところであります。

また、施策の展開に伴い必要となる法制の整備につきましては、今後、当委員会の場におきましてよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

最後に、当面の最重要課題となっております農産物の市場開放問題につきまして申し上げます。

現在残されている輸入制限品目は、すべてわが国農業の基幹となるもの、地域振興上特に重要なものに限られ、自由化を行うことは困難な状況にあり、欧米諸国においても、農産物については種々の輸入制限措置を講じているのが実情であります。

私は、今後とも、わが国農業の実情やこれまでの農産物の市場開放措置について諸外国に十分説明し、その理解を得ながら、自由化要求に応ずることなく、慎重に対処してまいりたいと考えております。

以上、所信の一端を申し上げましたが、私は農林水産業に携わる方々に明るい希望を持っていただけるようわが国農林水産業の発展のため全力を傾けてまいりたいと考えております。

委員各位におかれましては、農林水産行政推進のため、今後とも一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(下条進一郎君) 本件に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(下条進一郎君) 次に、北海道寒冷地畑作営農改善資金金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金金融通臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。金子農林水産大臣。

○国務大臣(金子岩三君) 北海道寒冷地畑作営農改善資金金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金金融通臨時措置法の一部を改正する法律案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

北海道寒冷地畑作営農改善資金金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金金融通臨時措置法は、それぞれ北海道及び南九州の劣悪な自然条件のもとにある畑作地域内の農業者に対し、農林漁業金融公庫が必要資金を貸し付けることにより、農業経営の安定を図ることを目的とするものであります。

これら二法は、昭和三十四年あるいは昭和四十三年の制定以来、両畑作地域内の農業者の営農改善に大きく貢献してまいりました。

これら二法により資金の貸し付けを受けようとする農業者は、営農改善計画を立て、所要の資格認定を受けることとされており、その申請期限は、両法ともに、昭和五十八年三月三十一日とされております。

しかしながら、両畑作地域内には、たび重なる災害の発生等により、まだ安定経営に達しない農業者が数多く存在すること、最近における農業をめぐる情勢にかんがみ、わが国の主要な畑作地域である両畑作地域における農業経営を安定させる必要があること等から、引き続き本資金制度を継続する必要があると見られます。

したがって、この二つの営農改善資金の貸し付け資格の認定の申請期限をさらに五年間延長して、昭和六十二年三月三十一日までとし、関連土地整備整備事業等の一層の推進と相まって両畑作地域における農業者の経営の安定を図ってまいることとした次第であります。

以上がこの法律案の理由及びその内容でございます。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(下条進一郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時五十四分休憩

午後一時四十二分開会

○委員長(下条進一郎君) ただいまから農林水産

委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、北海道寒冷地畑作営農改善資金金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金金融通臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○川村清一君 北海道寒冷地畑作営農改善資金金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金金融通臨時措置法の一部を改正する法律案に対して質問いたしますが、非常に法律の名前が長いので、質問は、略称、われわれは北海道の方をマル南資金と称し、それから南九州の方をマル南あるいはマル南営農資金、こう言っておりますので、マル南、マル南というふうな、こういう名称を呼びますので、お許しをいただきたいと思っております。

さて、このマル南資金の方は、昭和三十四年に法制定がなされまして、それが三十九年に第一回の改正がなされ、四十一年に第二回の改正がなされ、そして、四十三年に第三回の改正がなされまして、さらに四十八年に第四回の改正がなされまして、五十二年に五回目の改正、この改正法律案が現行の法律でありまして、これが五十八年の三月三十一日で期限切れになる。そこで、これからさらに五年間この法律の施行を延長する、いわば六回目の改正案がこの提案されたわけでありまして、それから、マル南の方は、昭和四十三年に法制定がなされまして、四十八年に改正がなされ、五十二年に二回目の改正がなされた。そして、今回また改正される、こういうことです。マル南の方は、先ほど申し上げましたように昭和三十九年に改正されましたが、法制定は三十四年でありまして、マル南の方は四十四年から法律ができて施行されてきておる、こういうことであります。ですから、マル南の資金は昭和三十四年に法制定されましたから、いま五十八年ですから二十四年間行われてきております。さらに、これが五年延長されますと、二十九年、大方三十年この法律が行われるというところであります。

そこで、これは私は反対で申し上げておるわけではございませんが、先ほど申し上げましたように、北海道寒冷地畑作営農改善資金金融通臨時措置法、南九州畑作営農改善資金金融通臨時措置法、これは臨時措置法。そうすると、最初法制定された場合は、昭和三十四年の四月一日から昭和三十九年の三月一日までで、この五年間これを実施するという目的で時限立法としてこの法律ができたものと考えております。

ところが、これは延ばすことに反対しているわけではないです。その点は間違えないで聞いていただきたいんですが、その法律が三十年もたつてもまだ臨時措置法という法律では、この法律の名称と中身、運用というものがちよつとこれはマッチしないんじゃないかという感じがするわけですから、したがって、法律の名称がこの中身とマッチするように名称を改めることができないものかどうか。臨時措置法が三十年も続いているというのは、ちよつと奇異な感じがするわけですが、この点いかがなものでしょうか。

○政府委員(森実孝郎君) 御指摘のように、マル南関係の法制は六回目の延長であり、またマル南関係は三回目の延長になるわけでございます。私どもといたしましては、やはり延長期間中に対象農業者に対する認定を行い、貸し付けがスムーズに行われるということを当初から標榜しているわけでございまして、やはり災害等特殊な自然条件の影響等がございまして、御案内のように本制度の対象となるべき農業者がなお多数残る実情にあって、今回も延長をお願いしているわけでございまして、

まあ、畑作営農全般についての法制がどうかという御議論もございまして、それからまた、マル南、マル南に限らず、これを臨時措置法ではなくて恒久法にしたかどうかという御議論が一般にあることは私も承知しておりますが、いわば地帯の特殊性に着目いたしまして、あるいはまた農業の特殊性に着目して、特別にその規模拡大なり経営条件の改善を図るための、いわば特殊な地域

に限定しての措置でございますから、他の幾つかの法制にもございまして、臨時措置法という形をとっているわけでございます。まあ、むしろこの期間内に目標が達成できるよう努力することが筋道ではないかと思っております。一般法にすることについてはいささか全体との関連において問題があるのではないだろうかと思っております。

○川村清一君　まあ、そういうお考えならそれで了解しますが、どうも法律の名前と内容とが一致しないということだけは、これはお認めいただければいいと思っております。なかなか法律の名前を変えるのもこれは困難でありまして、そういうことで了解いたしますが。

次にお尋ねしたいのは、この六回目の今度の改正は全く単純延期で、内容がいささかも変わっていないわけですね。これもずっと表を見ますという、たとえば貸付対象者あるいは経営改善目標、それから貸付条件といったようなものが改正に変わっているわけですね、改善されているわけですね。たとえば制定当時の昭和三十四年のときには農業所得は三十万以下、それから改正の三十九年には農業所得四十万以下、次の四十一年のときには農業所得六十万以下、次の四十三年には農業所得七十万以下と、次の四十八年から五十三年までのときは農業所得は中庸以下、これはちよつとわからないのですが、次の五十三年から五十八年のときも中庸以下と。

それから、経営改善目標でございますが、最初は四十万から五十万の所得、次は所得五十万から六十万、次が八十万、次のときが百万から百三十万。その次が安定畑作経営の所得水準として百八十万から二百十万ですか。次の五回目のときは数字が出ておりませんね。

それから、貸付対象の範囲でございますが、最初は土地改良、建物施設、農機具であったのが、四十三年の改正のときから搾乳牛及び繁殖肉用雌牛を追加すると。次の改正では乳牛または肉用牛に改正した。次には乳牛・肉用牛または種豚の購入、

それから果樹の植栽または育成、こういうものを追加しておりますね。

それから、貸付条件でございますが、これもたとえば利率でも土地改良五％、その他五・五％を四十三年の改正では土地改良四・五％、その他五％と変えてそれがずっときておると。

それから、貸付限度額でございますが、これは最初百万、次が百万、次が二百五十万、次が酪農は五百万、その他は三百万。これはマル寒で言っているんですからね、マル南ではなくてマル寒で言っているわけですね。それから、次は酪農九百万、その他六百万、それから現行が酪農が千四百万、その他九百万、こうなっておるんですが、今回の改正は全く単純延長というわけで中身の改善が一つもないんでありますが、これは一体どういうわけですか。

○政府委員(森実孝郎君)　貸付限度額の引き上げの問題あるいは貸付条件の改善等の問題について、各面から御議論があったことは事実でございます。

ただ、今日の状況を見ますと、今回法律の延長をお願いしました趣旨というの、災害その他の関係から当初予定した農家が認定を受けることができないという状況がありまして、何とかそういった手を挙げている農家にこの制度金融の利益を均てんさせたいということに主要なねらいがあるわけでございます。最近までの実績を見てみますと、たまたま川村委員御指摘のように、改正の都度貸付条件の改善とかあるいは限度額の引き上げ等を行ってございまして、私ども大観いたしますと制度としては十分特別措置として見る限度まで見てきているのではないだろうか。限度額等につきましても見てみますと、やはり最近の物価の安定状況ということやあるいはまた現に借り入れている農家の限度額との関係、そういった実績等を見ましても、大体的な限度額で達成できるのではないだろうか。こういったことを考えまして、この法律の延長自体についてはむしろ目的をおおむね達成したからいいではないかという議論

もあつたわけでございますが、先ほど申し上げたような事情を踏まえてぜひ延長したいということとで主張をいたしまして、政府としての延長案をまとめたわけでございますが、条件の改定の問題とか限度額の問題等につきましては、先ほど申し上げましたような事情から今回は改善を見送っております。

○川村清一君　そう言われてもちょっと納得いかないのです。今回改正しますと、これ五年間ですからね。そうしますと、非常にいまは若干物価も安定しております。しかし、これがどう変わっていくか。決して生産資材といったようなものあるいは土地の購入代金といったようなものあるいは乳牛の購入代金といったようなものがあるが全く安定しているものとは思わないわけですね。そうすると現在、これマル寒ですが、酪農が千四百万、その他が九百万と、これがこれから五年間このまゝいっていいものかどうか。そこで現地の方は何とかマル寒の方は酪農を二千三百万まで、その他は千五百万、それから現在マル南の方は酪農、乳用牛は九百万、その他は八百万であります。これを一律千五百万円に引き上げてほしいという強い要望があるわけでありまして、いま局長の言われたようなことで現行をこれで押し切っていくつもりか。どういふような変化が生じててもこれを押し切っていくつもりなのかどうか、その点をもう少しはっきりお答えいただきたい。

○政府委員(森実孝郎君)　貸付対象につきまして、累次の追加で内容を私ども充実しているのではないかと考えております。貸付利率、償還期間、据え置き等につきましては、いまの農業の制度金融の中で最も優遇された部類になっておりますし、また、特にそのことで支障があるという実態ではないだろうと一般論としては思っております。限度額は御案内のように法定事項ではございません。そういう意味においては御指摘のように、経済事情の激変等がある場合においてどう考えるかという問題は、毎年毎年の予算の執行の問題としてはあり得ると思っておりますが、いまの経済

状況を前提に置く限りにおいては、現に限度額満額を希望している農家というのは非常に低いわけでございます。実績というのは、まず問題はないのではないかと考えておりますが、当然経済状況の変化等に応じた検討ということはこれから必要だろうと思っております。

○川村清一君　ただいまの局長の御答弁によつて、貸付対象の範囲については今後これに追加していくこともできるという御答弁でありましたので、私はマル南、南九州におきましてはやはり何といたしまして生産とそれから需要、流通、この辺が一貫していかなければ農家の所得はなかなかふやすわけにいきませんので、需要の多い花卉、花木――花の木ですね、これをぜひ対象の範囲に入れてほしいという要望があるわけでありまして、これに対していまの局長の御答弁では入り得る可能性がある、こう私は理解して構わないかどうか。

それから、貸付限度額でございますが、これは先ほど申し上げましたように、マル寒につきましては百万円から始まって二百五十万円に上がり、そして酪農五百万その他三百万に上がって、それから酪農九百万その他六百万まで上がって、それから酪農千四百万その他九百万まで上がったので、それから、これからの五年間で経済の激動、それがなるとは保証できないのでありまして、そういう経済的な変化があつた場合にはこれは法定事項ではございませんので、いわゆる政府の考え方によつてそれを改定することが可能なわけですから、そういう配慮があつてしかるべきだと私は思うのですが、いかがでございますか。

それから、償還期限、うち据え置き期間といったようなものはこれはなかなかむずかしいことですから、これには触れませんが、ぜひ私は貸付対象の範囲それから貸付限度額、こういうものにつきましましては、将来十分その自然状況あるいは経済社会の変動に伴つて必要が生じた場合には善処してもらいたいということを強く要請したいのですが、いかがですか。

○政府委員(森実孝郎君) 貸付利率、償還期間等の問題については、御理解いただけたかと思っておりますが、貸付対象と貸付限度額はなかなかいろいろな議論があることは私も承知しております。

そこで、貸付対象として具体的に、特に南九州等で問題になっております花卉、花木の問題でございますが、これは、実は花卉、花木につきましましては非常に植栽育成の期間が短期で、いわば運転資金の性格を持っているという本質がございまして、長期の制度金融にはなじまないということで、実は原則として認めておりません。総合施設資金だけが特定の種類であつて生産圃場で二年以上の期間栽培をすることを目的とするものだけを認めているという例があるにとどまっております。どういう実態のものが御要望があつたかということ、をいろいろ伺つてみますと、やはりどうも育成期間の問題その他から考えまして、むしろ近代化資金の融資対象として処理されるのがしかるべきといふものが多いのではなからうかといふふうに理解しております。

貸付限度額の問題は、いろいろ農業自体の事情もございしますが、やはり全体の物価動向が物を言う世界でございまして、私先ほど申し上げましたように、今日の状況下では比較的物価が安定しており、また、過去の実績等でも限度額いっぱいを要する農家の比率が非常に低いということから見まして、いまのところ必要がないのではないかと見ておりますが、これからの経済動向を見きわめて、必要があれば毎年毎年の予算において十分考へてまいりたいと思つております。

○川村清一君 そういうことであれば了解いたします。その次ですね、この貸付対象者の中に、昭和四十八年に改正されてから四回目の改正、五回目の改正から農業所得というものは中庸以下という、こういう表現で数字を出さないので、これはどういうわけですか。一体これは所得目標はないんですか。

○政府委員(森実孝郎君) 従来から地域におきます階層分化の基軸になっております。つまり何と申しますか、規模が拡大していく農家階層と縮小する階層との境界点という境界的なゾーンにありまして規模なり農業所得に相当する農家を中庸農家として取り扱つてきているわけでございます。

○川村清一君 どうもちょっとわかりませんが、こんな抽象的なことでは。しからば、その前の方は三十万以下とか四十万以下とか六十万以下とか七十万以下と、こう明確に書いておいて、そしてこの四十八年の改正から中庸以下、こういう言葉で表現しているのですか、数字はないのですか。それと関連して、貸付対象者は中庸以下幾ら、所得が中庸というのは半ばということでしょうが、たとへば二百万の所得者と一番低いところで五十万と仮にしますか、そうすると、その中間と

いうことですか、それ以下、真ん中より以下といふことですか。その時代、時代においてどのくらいの所得があれば経営がやつていけるか、そしてここに所得目標が当然出てくるわけですね。中庸以下とあつても安定畑作経営の所得水準が百八十万から二百十万で、という数字が四十八年改正の改正のときには安定畑作経営の所得水準といふものは明示されてないわけですね。そうすると、どのぐらいの程度のものに貸付対象とし、その者がその営農改善によってどれだけの所得を得られる、畑作経営の所得水準がどのぐらいか、その水準、所得目標といふものが明確でなければ一体資金を貸し付けても果たしてその農家がそこそころまで上がるかどうかこれはわからぬわけでしょう。もう少しこれは具体的に数字を出して言つてもらわないと困りますね。

○政府委員(森実孝郎君) 御案内のように、昭和四十七年までは農業所得の具体的な基準を適達に規定しておつたわけでございます。これは経済状況の変化のもとで必ずしも適当ではないといふことで、中庸程度の畑作経営者の水準以下といふことで基準を決めまして、具体的な基準は適宜実

は出してきているわけでございます。北海道の例で申しますと、現在は三百万円程度以下といふことになっております。なお、宮崎、鹿児島の場合は二百万円以下ということになっております。

なお、これを今回の改正後というふうを持つていくかについては検討中でございますが、全体の所得の動きなり、先ほど申し上げましたようないわゆる規模拡大と規模縮小の分界点にございまして農家の所得なり規模等を想定いたしまして、ある程度は引き上げていくことになるだろうと思つております。大体私どもの感じとしては、まだ決まつておりませんが、北海道については大体四百八十万程度、南九州では二百五十万程度の水準が必要ではないかと思つて検討を進めていこうとております。

○川村清一君 それでは次にお尋ねしたいのは、今日まで二十四年間この法律を実施してきたわけですね。そこで、要するに、マル寒資金を融資するということは経営を安定させるということであり、ここに目標にした農業所得が得られるということと、ここに目標にした農業所得が得られるという条件と、今日まで長い間この法律を目標とした所得といふものを農家が得られるようになったかどうか、どの程度になったのかといふことについて追跡調査をされていると思ひますから、この点ひとつ明らかにしていただきたい。

○政府委員(森実孝郎君) 経営改善効果でいけば目標をどの程度達成しているかということが具体的に問題だろうと思ひます。まず北海道、これは酪農、肉牛、畑作あるいはそれらの複合経営によつてそれぞれ相違がございしますが、総じて申し上げますと、当初の目標を上回つた者が四七・四%、おおむね目標を達した者が四五・五%で、九二・九%がおおむね目標を達成したという状況になっておりまして、達成困難な者が七・一%という数字になっております。

それから、宮崎、鹿児島の場合に申し上げますと、若干宮崎と鹿児島で違いがございしますが、総じて

申し上げると、おおむね目標を上回つた者、おおむね達成した者が、宮崎では九〇・一%、達成困難な者が九・九%、鹿児島では九〇・三%、達成困難な者が九・七%といふことでございまして、総じて言つと、大体九割を上回る農家が目標またはそれに近い水準で達成しているといふことが言えるのではないかと思つております。

なおこの調査は、前回改正時までのものの集計でございまして、今回改正時の集計調査につきましては、まだ調査が終わつておりませんので、若干数字が古くなることはお許し願ひたいと思ひますが、従来の例から見ても、かなりの目標達成があると見ております。

○川村清一君 マル寒もマル南も九〇%以上目標を達成しているということになりますれば、これは大体効果があつたものといふふうに判断して差し支えないと思つて、その数字を聞いて私も一応安心したわけでございます。

その次にお尋ねしたいことは、これも表によつて質問するわけですが、ここに「北海道寒冷地・南九州畑作営農改善資金の実績及び法延長後における認定計画戸数」という表がある。これはいただいた中にもこの表はあるわけでございます。

そこで、どうも私が腑に落ちない点がありますのでお聞きするわけですが、必ず認定計画戸数といふものがあるわけですね。たとえば、三十四年から三十八年までは二万八千戸、三十九年一十一年は四万六千戸、四十一年一十二年は三千百戸、四十三年一四十七年は一万二千五百戸、四十八年一五十二年は五千戸、これ合計五万三千二百戸。それから、五十三年一五十六年は四千戸、五十七年までは全部で五万八千二百戸。それからマル南の方につきましては、四十三年から今日まで認定計画戸数は四万八千戸。ところが、その計画達成率は非常に低いんですね。マル寒につきましては、認定戸数が二万二千八百四十二戸、したがって達成率は合計三九・二%。それからマル南につきましては、認定計画戸数は四万八千戸、

認定戸数は二万四千三百九十二戸、達成率は五〇・八％。これはまあ五〇％を超えています。どうしてこの認定計画戸数と認定戸数、せっかく計画立てても認定が実施できなかった。実施率は三九・二％あるいは五〇・八％、こういう低い率になったのか、その辺の理由を御説明いただきたい。

○政府委員(森実孝郎君) 御指摘の認定戸数の実施の比率は余り高くございません。マル寒で申し上げますと、達成率が大体四四％、南九州では三七％の達成率でございます。そのことが私も今回、法の延長をお願いした一番大きな理由に実はなっているわけでございます。

なお、実績が計画戸数を下回りましたのは、一つはこの数年間に非常に災害が大きかったこと、それからもう一つは酪農、養豚、温州ミカンの計画生産がかなり進められたこと、それからもう一つはやはり基盤整備事業が全体の公共事業抑制の中でなかなか思うように進まなかったというふうな理由があると思います。

そういう意味で私も、こういった自然的条件が一番大きなわけでございますから、計画認定がなかなか実績が低かったという事実をベースに置きまして、何とか五年の期間延長ということをお願いしているわけでございます。

○川村清一君 どうも局長の答弁は私が聞いていることと違うんだ。

いや、それじゃさらにお尋ねしますが、このいただいた資料の下の方には「貸付計画額及び貸付決定額」という表があるわけですね。それで、これはお金の方なんです。たとえば第二回目の改正した四十一年から四十二年までは、これは計画認定達成率は一〇四・八％、非常にこれは優秀なんです。その年のこのマル寒の貸付計画額と貸付決定額の達成率は二四・一％、これは最高なんです。こういう形になると非常に好ましいんですね。ところが今度は、これは計て言うわけでありますが、昭和三十四年から五十二年までのいわゆる制定から四回目の改正後までの計を見ますと、認定計画達成率は二〇・八％、これは非常に低くて、

三八・八％なんです。ところが、この達成率に対して今度は貸付額の方はどうかという、貸付額の達成率は六五・二％、この辺もちょっとわからないですね。どうして認定戸数が三八・八％なのに対して貸付金額の方の達成率は六五・二％、これはまあいろいろ事業の内容によって違いがあると思いますが、ちょっとこれ腑に落ちない。同じように、マル南の方もこのときの認定達成率は五五・五％なんです。ところが、金額の方の達成率は、貸付額の達成率は八一・二％なんです。認定が五五・五％に対して金額は八一・二％。こういう点もちょっとどうなのかわからないです。

それから、全部の合計になります。認定計画戸数五万八千二百に対して二万二千八百四十二、達成率は三九・二％、これはマル寒ですよ。それが今度は、金額の方へいきます。貸付計画額及び貸付決定額の方は六六・一。それからマル南ですが、合計のところで五〇・八％。これは認定の計画達成率、これが今度は金の貸付決定になります。達成率は七三・〇％、つまり認定の方の達成率は非常に低いと、これに対して貸付金額の方のパーセンテージは非常に高い、この辺の理由が一つわからないんです。ですから局長、もし仮に五五・五％というもので、いや、これはマル寒の方で言います。マル寒の方で言って、認定の方が三八・八％に対して貸付金額の方の達成率は六五・二である、同じときのマル南の方は認定の達成率は五五・五に対して貸付額の方は八一・二達成しているというところは、これはどうも私、素人の頭で考えてみると、もしも認定の方が一〇〇％ということですね、こういうことになるでしょう。そういうことになりませんか。そういうふうな気がするんですが、この辺はどう説明されるんですか、説明してください。

○政府委員(森実孝郎君) 認定戸数の達成率と、それから貸付計画額の達成率に非常に乖離がある、貸付決定額の比率が非常に高いのはどういふわけかということでございますが、これは私も

実は当初の予定を出すときは平均的な貸付規模を想定いたしましてそれによって行っておりまして、実は年々物価上昇の中で貸付限度額の引き上げが行われてきておいて、そういう意味においては計画額自体も変わってくる本質がある。そこを毎年毎年を数字の上で修正していないということ、それからもう一つはやはり認定された農家については非常に個別審査を行っていて、この資金につきましてはやはりかなり親切に克明に貸し付けを行っているというこの結果だろうと理解しております。

そこで予算なり資金枠の問題でございますが、先ほど申し上げましたように、貸付限度額自体も経済状況に応じて年々法律の期間の途中においても改定をやっている例は過去においてもたくさんあるわけでございます。予算規模等はこれは認定の実績なり計画の内容に即して計上することにしておりまして、当初の枠というもので必ずしも限定しないで、いわば年々の予算としてその実情を受けとめていくという形で処理をしているつもりでございます。

なお、年度末等において問題がある、不足がございましては、公庫資金の中でのまた流用等も認めておりまして、そういう意味においては現に認定を受けて必要な資金については十分手当てをできたというふうに理解をしております。

○川村清一君 それは一応の答弁として通るわけですが、こっちは悪意に解釈するわけじゃないですが、逆に考えていくと、どうして一体認定の達成率が低いのかと、それはやはり個々の、それに応じて資金枠をふやしてないから、どんどんどん認定してしまつたなら資金枠がないでしょう、これ。ともかく数字は明確にしていきたいと思います。五五・五％の認定達成率に対して貸付計画決定は八一・二％実施しているわけですから、これ一体認定が七〇％にふえたらもう原資ないじゃないですか。金がないじゃないですか。ですから、要するに貸付金額という枠で縛られるから認定してはいやつとそれ抑えるというふう

うなことになる。これはあなたの言っていることを逆に言うわけだが、どうですか、それは。

○政府委員(森実孝郎君) 制度金融の貸し付けにつきましては、確かに御指摘のように枠がないのでスリッパさせるとかあるいは圧縮していただくというケースがいまでもないわけではございません。しかし、私も事実として申し上げます。マル寒、マル南については、やはり認定を受けた者については計画に応じて、これはもう一度に認定で貸し付けられるわけじゃないんです。何年度にも分けて貸し付けを行うわけでございます。計画どおり貸し付けを実施してきたつもりでございます。この点につきましてはこれからもうそういう御懸念のないように十分認定された計画に従って貸し付けが行われますよう、責任を持って指導したいと思っております。

○川村清一君 認定申請が非常に低いということについてもう一回お答えください。

○政府委員(森実孝郎君) 認定申請が低いのかは実は年度によってかなり差がございまして、私もやはりいろいろな事情を解析してみますと、一つは、やはり北海道も南九州もこの五年間かなり災害が連続して、再建なり規模拡大の意欲が農家自体に停滞した事情があったということが一つあるだろうと思います。それからもう一つは、先ほど申し上げましたように養豚とか温州ミカンとか成牛等についていわば計画生産をやっておりますので、いわば頭数の拡大とか規模拡大がなかなかできない。そういう状況から逆に農家の方から出てこないという事情があるわけでございまして、そういう点では現に出てきたものを抑えるという形にはなっていないことは御理解を賜りたいと思います。

○川村清一君 農家の方から営農計画、認定申請が出てこないということは、いわゆる営農計画が立たないということでしょうか。どうですか。それはいみじくも局長がおっしゃったように、わが南九州、鹿児島県あたりは一番主産はこれは

柑橘類でしょう。温州ミカンが六〇%くらいあるでしょう。それから肉用牛ですわ。北海道は酪農だ。さて酪農に希望を持てるか、それから南九州の方はそのミカンに希望を持てるか、肉用牛に希望を持てるか、一体何をやっていけば酪農が成り立つのか、農家が何をやっていけば酪農が成り立つのか、希望を持てないといういまの農業の実態からなかなか酪農改善資金を借りたいというそういう申請が出てこない。いわゆる酪農方針が計画が立たないというのが実態じゃないでしょうか。

○政府委員(森実孝郎君) この酪農計画というのは私が申すまでもなく投資の前提になる計画でございます。ただいま川村委員御指摘のように、今日の状況のもとにおいていけば農家としても過剰投資については、償還できない投資については当然慎重な態度をとることは是非もないことでございまして、そういう意味においてはやはり需給実勢がなかなかむずかしい時期にある、それからあるいは災害等で経営自体が苦しいという状況のもとではやはり農家自身が計画の実施というものを送る、それ送りますということになることは私避けられないことだろうと思っております。まあ南九州、北海道あるいは北海道の畑作営農のあり方については各方面にわたる施策を農水省としても重要課題として講じていかなければならないわけでございしますが、当然ながら設備投資の問題についてはそういう状況にあることは御理解を賜りたいと思います。

そこで、私も実は何かこれはもう一回五年延長したいまして、状況を見て実需の回復を受けとめられる条件をつくっておかなければならぬというふうな悲願したわけでございまして、その点は御考察を賜りたいと思うわけでございまして。○川村清一君 それじゃいままあなたのおっしゃった、これからそういうような事情をもって五年延長するんだと、それで年度別の認定計画戸数が出ていますわね。北海道寒冷地については四千七百戸、毎年九百四十戸ずつ、南九州につきましては一万戸、毎年二千戸ずつ計画立てておりますが、

これは達成の自信ありますか、指導していく自信ありますか。

○政府委員(森実孝郎君) 実は、マル案の四千七百戸の計画のうち七〇%がいままでの認定残のものでございまして、つまり計画樹立を見送った農家の分が七割なんです。それから南九州について申しますと実は八八%の分がいままで計画の樹立を希望しながら農家として見送った農家の分でございます。そういう意味においてはまあ経済状況、農業をめぐる状況の変化いかんにもありますが、私もいまだ新しい要望というのは非常に少なくなりまして、いままでの要望したもので投資を見合わせている農家の分というものが今後五年間は集中的に出てくるだろうし、その意味では、私は実は今度は達成率はかなり高くなるのではないだろうかと思っております。

○川村清一君 それは少し甘いんじゃないですか。ということはいまの農業を取り巻く国際的な状況というのは非常に厳しいですね。そこで、先ほど大臣が所信表明されましたが、その中にも貿易摩擦問題に対処していき問題になっておる牛肉、オレンジの自由化あるいは梓大は簡単にやらぬとか、現在のIQ品目二十二種目、この自由化というのに対しては断固としてやらないというようなことが述べられました、それは本気でそれをやっていたらだか、これは先ほど申しましたように南九州の農家の方々は、まずオレンジがほとんど入ってこられたり輸入枠が拡大されたらミカン農家はこれはまいったまいますわね。それから肉用牛も同じだ。北海道の酪農家なんというものはまいったまいます。こういう状態ですが、そういうことにきちっとやってもならなければこれはできないんです。こういう問題がはつきりしないからやはり農家はまず確信を持ってこういう酪農改善をするというような希望に基づくところの改善計画が立たないから、いまある私が言ってきたようなそういう状況になると思っているんですが、大臣いかがですか、あ

なたさっきおっしゃったんだからこれはもう聞く必要もないんですが、ここに書かれているんですが、そのとおりおやりになりますか。これは前に農水大臣、それから田澤農水大臣お二人ともその点をはつきりここで言明されておりますから心配ないと思いますが、金子大臣、あなたもそういうことは絶対せぬというふうなことで言明してください。

○国務大臣(金子岩三君) いろいろ御高説を拝聴いたしました。ひとつ責任を持って日本の農業、特に北海道の条件の悪い地域で農業を営んでいる方々の実態を把握しまして、よりよい政策を推進したいと思っております。

○川村清一君 局長ね、これは「日本農業新聞」ですが、これは南九州和牛王国鹿児島の実態を書いたものです。「自由化、不況で先行き不安」、「あえく食肉供給基地」というふうな見出しで、いま鹿児島県の肉牛を飼育している農家が非常に不安な気持ちでいるというところがここに書かれています。それからこの新聞は、これはマル案に關係するんであって北海道の実態です。「今年こそ経営再建に芽を」、「乳価抑制、借金重圧」、「十分搾れる政策せよ」と。これがなければこれは酪農計画立たないんだ。莫大の借金をしたって、これやられてしまったら、もう借金をしたその借金も返せないという状態になるわけですから、それはしっかりやってもらわなければならぬ。

そこで畜産局長さん、ひとつことしどういふことになるんですか、これは酪農の方、乳価とそれから限度数量の方どうなるんですか。きょうははっきり言えなと言ったって、あなた言わないことわかってますが、それは畜産審議会が開かれて酪農部に諮問されるまで絶対発表しませんから。新聞記者の方が早く国会議員より覚えちゃうんで、そういう点があつていつも文句が出るわけですが、この実態から、局長もいまの段階で話せるところだけ話してください。

○政府委員(石川弘君) 酪農関係の価格、これは保証価格なり基準価格なり安定指標価格を決める

わけでございますが、これと限度数量につきましては、いま先生おっしゃいましたように、今月の二十九日の日の審議会にかけて御判断をいただくわけでございますが、周辺の状況若干申し上げますと、酪農製品につきましては、生産者の方々がいろいろと計画的な生産に心がけていたと思いますが、その間需要も若干回復基調にございまして、昨年の春以降比較的乳製品も堅調な価格になっております。これは数年間安定指標価格をかなり下回る価格で推移しておりましたのがかなり堅調になってまいりまして、それだけ需要がついてきた、このことは大変喜ばしいことだと思っております。そういうことに絡みまして、昨年の価格決定の際に、畜産振興事業団が持っております乳製品が少し多うございまして、それが重圧となって価格がやわらかくなる、したがって、相当程度の畜産振興事業団の持つておりますバターないし脱粉を放出する計画で需給計画を立てたわけでございまして、先ほど申しましたような事情の中で、生乳換算で約三十万トン前後のものがは計画しておりますように市中に流れまして、現在の条件がつくられていくわけでございまして、したがって、私も私どもも総体としての乳製品の需給は比較的良好になってきている、したがって、現段階では乳製品につきましては昨年まで比較的控え目におりました百九十三万トンという限度数量にはこだわらなくていい条件が出てきたのではないかと。ただ、これはやはりに当たりますれば、そのこと自身も乳製品の需給をやわらかくするわけでございまして、やはり需要が、価格とももちろん関係いたしますが、どの程度までついてくるかというところを見きわめまして限度数量を定めなければならぬと思っております。

そういう環境の中で生産自身を見ますと、御承知のように昨年の春大変供給不足と思われたわけでございますが、急速その需給が比較的タイトになると思っています、いわば駄牛淘汰とかあるいは全乳哺育といったような施策を改めまして、どちらかというと生産を増強する方に誘導いたしまし

て、昨年の非常に天候も幸いをいたしまして、たとえば原料乳地帯の北海道では、四月から一月までに対前年比六・五％という最近にない増産基調が定着をいたしております。それから経営をめぐります条件も、製品価格が比較的順調で、資材の主要部分でございまして飼料が比較的安定している、よく交易条件と言いますが、それも好転をしているというような事情もございまして、したがってましてそのような事情を十分勘案いたしまして価格を決定するような環境ではなからうかと思っております。いずれにいたしまして、なお精査中でございまして、そのような周辺の数字等も見きわめました上で決定をするつもりでございします。

○川村清一君 この乳価とか限度数量の問題につきましては、あるいはまた肉牛の価格等につきましては、これは今後まだ議論する機会があると思ひますのでやりますがいずれにいたしまして、いまマル寒にしろマル南にしろ、認定を申請する、そのためには営農計画ができなければならぬので、営農計画を立てるためには、やはりこれをやっていったらやってくるという自信がなければやれないんですね。せっかく北海道のような酪農をつくった。現在一戸四十二頭、乳牛四十二頭持っていますね、北海道の酪農は、これはもうE・Cと同じになったわけですね。ところがE・Cの方は、これは何百年の歴史を持っています、この酪農構造をつくった。ところが日本の場合には、北海道の場合は、わずか三十年、三十年の間にE・Cに並ぶという形をつくったわけですから、それですばる大きな投資をしているわけですね。その投資の返済、E・Cの方は何百年という歴史を持っていますから、もう借金の重圧から解放されているわけですね。ところが北海道の酪農民は借金の重圧のもとにあつて、にっちもさっちも動かないという情勢ですよ。何とかこの借金の重圧から解放されたい、そのためにはやはり政府の価格政策というものをしっかりとやらせてもらわなければならない。

ところが乳価は、昨年わずか五十銭上がったけれども、そんなものは上がらないと同じで、実質的には五年間これはもう据え置きですから、それで六年目、七目もまた据え置きなんというふうなこと。そしてまた今度は潜在生産力はいふんあるんですよ。この生産力を抑えちゃう。農業所得を上げれば、それで生産コストを下げろと言つてあなたの方の指導しながらも、今度は、しほれた乳の量というものはもつとあるわけだ、あるわけだけれども、抑えられてしまふ、自主生産調整というふうなやつでございまして、やっぱりそれだけの潜在力を持っているんですから、持っているその力を全部搾乳できるようにする、こういうふうなことにやればどうにもならぬ。そういうふうなことをやってやっぱ希望が持てますよ。

ミカンだつてそうですよ。ミカンは絶対にアメリカから入つてこないのだ、外圧はないのだ、十分やれるのだという希望持てば、どんどん僕はやれると思う。肉牛も同じですよ。せっかくマル寒なりマル南の資金融通の法律をつくつていただい、あるいは北海道、南九州以外の府県の方々は、何で北海道と九州だけそんな優遇するんだと、北海道の酪農なんというものは大したものではないかと。あれまでいったのになお優遇するのなんかないというふうなことを言う者もたしかあると思うんですよ。あると思いますが、実態はそうではないというところ。これは局長もおわかりのように、釧路とか根室とか天北あたりのあの酪農地帯に行くといつと、それはもう何十町歩の青草の牧草地に、そこに牛が何十頭とおつて、そして草をはんでおる。それから赤い屋根の見る限りサイロや家があつて、もう一幅の絵になつておる。北海道の酪農はいいなあ、こうみんな感心すると思うんですね。東京あたりから行った人はおれもこういふところで暮らしたいなあと思う人もいるかもしれない。ところが、その中身に入つたら大変だ、中身に入つたら、多いので億を数える借金をしよ、平均して二千三百万円ぐらい借金をしよっているん

ですからね。ですからその借金を早く返させるようなそういうあれをつくつてやらなければならぬ。そのためには乳価とか限度数量とかその他のいろんな政策をしっかりと考へてもらいたい、こう私は思ふんです。

それから、これは畑作営農ですから、畑作にとつて一番大事なのはやっぱり基盤整備ですね。この基盤整備一体どういふことをやっているんですか、北海道に對しましては、あるいは南九州に對しましては、ちよつと構造改善局長からお答えください。

○政府委員(森実孝郎君) 基盤整備事業につきましては、いわゆる畑地帯を対象にしました国営事業以外に、圃場整備、農道の整備等、畑については従来に比べて逐次実績を上げながら事業を実施してきていますことは事実でございます。

私も、これからの問題といたしましては、一つはやはり水源の不足に對してどういふふうに対応するかというのをそれぞれの立地に應じて事業を準備していくことが一つ。それからもう一つは、やはり機械化農業なり生産物の出荷にふさわしいような圃場条件の整備をどう考へていくかというところが基本になるだろうと思ひます。従来からも畑地帯の基盤整備事業の比率については国の予算の中に占める比率というのを高めてきているわけですが、今後ともやはり長期計画等においても高いウェイトを持って評価して思ひまして、そのための努力を続けてまいりたいと思つております。

○川村清一君 いまのマル寒資金、マル南資金と関連して基盤整備の問題についてお尋ねするんですが、基盤整備の土地改良の事業なんというものは、とてもじゃないけれども容易に個人の力でできるものではないんですから、やっぱりこれは公的事業としてとらえていただくかねばならぬ。しかしながら、何となくいまして、最近畑作にも相当力を入れてやっていたら、最近畑作は、やはり単収収益の多い水田に對する基盤整備事業は畑作よりも相当ウェイトが高いんではない

か。まあ最近はおつてまいりましたが、そういうことで歴史的に推移してきているのではないかと思ふんです。そこで、畑作営農を振興するとならば、もつと畑作に基盤整備なりそういうふうな土地改良の予算をつけてやらしてもらわなければならない。

そこで、これも後からまた質問に出てくることですが、先ほど大臣は、農業基盤の整備につきましては、昭和五十八年度から昭和六十七年度までの十年間を計画期間とする第三次土地改良長期計画を策定することと、こつと申されておるんですね。ですから、これは畑作振興の上において土地改良というのは一番大事なものですから、これにもつと力を入れていただきたいという、ことを私は最後に申し上げまして、私のこの質問は終わらしていただきます。

○国務大臣(金子岩三君) 川村先生の御主張はよく理解できましたので、ひとつ積極的に取り組んでいきたいと思ひます。

○藤原房雄君 北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案、この法律案につきまして若干の御質問を申し上げたいと思ひます。

いままきしく乳価、それから肉の価格決定の大事なこととございまして、その問題を外してこの論議はしないだろうと思ひますが、まあ後日そういう問題についてもお話しする機会もありまふので、この法律に沿つた問題、また若干それに付随する問題について御質問をするわけでございしますが、最初に、大臣の所信の中にもございしますが、大臣の所信は、農業に對する認識というのは私どもとそう変わらないと思ひます。しかしながら、これらの施策ということになりますと、ところどころ問題があるかと思ひます。

そういうことから、最初この法律は、北海道の寒冷な地域、そこにこの畑作を振興するためにはほかの地域とは違つたこういう悪条件を克服するための資金制度が大事だろう、また南九州につき

まして、土壌等非常に劣悪な状況の中にあつてその営農のためには必要だということ、こういうことから言いますと、先ほど局長の話にもありましたように、農業としましては非常にきめ細かな政策の一つであつたろうと思ふであります、三十年近い今日までのこの法律の果たしてきた役割りというのはそれなりに評価してよろしいだらうと思ふんですが、農林省といたしましては、また大臣といたしましてはこの法律についてどのような評価をいたしておるのか、まずその点について伺ひたいと思ひます。

○政府委員(森実孝郎君) まさに御指摘のようにこのマル本法、さらにその後でましましたマル本法というのは、それぞれ特殊な立地条件の地帯における従来不利とされた畑作営農の規模拡大なり経営改善に非常に大きな役割りを果たしてきたと思つております。

特に、規模拡大を進めて生産性の向上を図つていくという場合、それを農業総生産の増大の中で考へていくとすれば、やはり中庸程度の農家というものに意欲を与え、生産改善の努力の指針を与えていくということが非常に必要なことであり、また同時に、優遇された制度金融を通じて、やはり自分で経営を立てて経営努力を講じていくプログラムをつくつてそれに資金援助をしていく、必要な経営技術指導をしていくという意味でこの制度は私も非常に大事な役割りを果たしてきたというふうに見ておるわけでございます。

○藤原房雄君 まあ、いまの問題についてはまた後ほどお話するとして、この制度そのものにつきましても、先ほど同僚委員からお話ございましたが、やはり社会経済情勢の大きな変化の中でありまして、先を余り急ぐようなことはどうかと思ふんですが、しかし第一次、第二次のオイルショック、こういうものも、この前の五十三年のときの第四回目の改正のときには、第一次オイルショックのあつた状況もくぐり抜けてきたわけでありまして、そういうこと等も勘案いたしまして附帯決議がつけられておりまし

た。その附帯決議の中にありますのは、先ほどもお話ございましたが、これから五年延長することとありますが、現時点でということじやなくて、やっぱり先を見通した、そして現在の畑作がどういう現状にあるのかということ、これから五年どう推移するのかということ、この中からやはり限度額とか、またその目標なり、こういう問題については考へていかなきゃならぬいだらうと思ひます。

私も五十三年のこの法律改正のときに中川農林大臣にも質問したわけですが、確かに当時としましては、五十三年の時点では目いっぱい限度額については改正をしたんだということであり、しかしこのたびは単純に期間延長ということとで、先ほどのお話では現状としてはこれが、こういう現在の畑作の状況というのは限度額を上げるような状況にないようなお話でございましたけれども、五年前のこういう附帯決議もあり、今日また単純延長という結論を出されるに至りましては、いろいろなことを御検討なさつて御決断なさつたことだらうと思ふんでありますけれども、この五年間の推移とまた今後の見通し等、そしてまた先ほどもちよつと局長の答弁にありましたけれども、今後の推移を見ながら、この問題については法律事項ではないからということとございいますが、そういうこと等もあわせて、もう少し、ひとつお述べいただきたいと思ひます。

○政府委員(森実孝郎君) 貸付条件につきましては、御案内のように、利率が年五%、据え置き期間中は四・五%、償還期限は、据え置き期間八年を含めて二十五年以内ということとございまして、制度金融として最も優遇した制度になっております。過去の実績を見ましても、大体償還期間は平均十二・七程度、据え置き期間は平均二年程度になっておりまして、私ども、過去の実績等から見ても現行制度でも十分対応できるものと考えております。

限度額は、私申すまでもなく、法定事項ではございせん。ただ、従来の実績を見ますと、五十三

年から仮に五十六年までの実績を見ますと、貸付適格認定をした農家の貸付金額で、いわゆる限度額いっぱい農家はどのくらいあるかということを見ますと、非常に低い比率でございまして、もう大部分は大体限度額の半分程度あるいは六割程度の高きところで賄われているという実態があります。今日のように、物価状況等が安定している状況のもとでは、私、具体的には限度額の引き上げは特に必要がないものと見ておりますが、何と申しましても、過去の例にもございまして、そのときそのときの物価情勢その他、経済情勢に応じて限度額というのは対応しなければならぬ側面もございまして、この点につきましては今後の動向を見きわめて、来年度予算において十分判断してまいりたいと思つております。

○藤原房雄君 そこで、今日までの畑作の現状、特に北海道におきます畑作、そしてまた中心であります酪農を見ますと、三十年代ごろから酪農が非常に振興され、多頭飼育、規模拡大ということに非常に重点を置いて、三十年代、四十年代には大きな発展を遂げたわけですね。そういう規模拡大、そしてまた足腰の強いということ、いろいろな政策がなされたわけですが、このマル本法は、それなりのその一翼を担つたことは間違いないんだらうと思ひますけれども、いま北海道の酪農民が突き当たつていられる問題は、必ずしも多頭飼育、そして大規模酪農というものが、大臣も先ほど所信表明でお話しておりましたが、農業のほう至上命令といふんです、酪農の安定、それは規模拡大にあると言わんばかりのお話でありますけれども、これが、限度数量、四年前、五年前定められたということ、もう拡大生産は一つの時に突き当たる、そういうことから、そして一頭当たりの乳量や投資額等を見ますと、都府県と北海道との比較からすると、当然北海道のあの大規模な多頭飼育というものが決して有利な条件ではないということがいま一つの大きな壁にぶつかつていて、このように私も認識するわけであります、そういうことから言いますと、中庸程度のも

のがさらにまたこの酪農が安定する条件のもとに引き上げる、引き上げたものがそこからどう安定的な営農に持っていくのか、こういう政策というのは非常に大事なことで、中庸から上げるとは当然必要なことでありますが、その上の方のものを対しての施策というのは、そういう点ではこの経済情勢の大きな変化がありましたから、いままでの政策が全部無に帰したということをお私に言っているんじゃないんですけれども、こういう大きなことはいいことだということに進んでまいりましたものが、一つの大きな壁にぶつかつておる、そういう中で、やはりこの問題についての対策、こういうものを考へなきゃならぬだらうと思ひます。

先ほど、この貸し付けの状況等を見ましても、また今後の見込み数、いろいろ計画を立てているようでありまして、時代によつてこの資金需要が、達成率が非常に高いところと低いところ、それはそのときの経済情勢や、畑作、酪農経営の実態等、それを如実にあらわしているものだと思いますが、やはり五十年代に入つてからは非常に達成率が落ちていける。これはやはり大きくしても、中庸から上へ上がつても決して営農が安定するものじゃないんだ、そしてまた限度数量百九十三万トンのことで抑えられた、こういう施策が一つの営農意欲というものを減退させるものになつたのではないかと。ですから、先ほどから局長いろいろおっしゃつておりましたが、営農計画とか、そういうものにももちろん絡むわけでありまして、また今日まで果たしてきた役割りは私も、それはそれなりに評価をいたしますが、中庸以上になつたものを引き上げる、中庸からさらにまた差盤を確立しよう、こういう農家に対する施策がどうも手薄になつていっている感じがしてならない。そして、いま悩んでいる方々は、いまお話をいたしましたように、もう大きくなった人たちが行き詰まつていて、こういうことから、この法律からちよつと離れるかもしれせんけれども、この酪農畑作

―畑作と言いましても酪農が中心だと思いが、階層別に見ますと、大きいところに対する手当てというものが非常に重要になっていると思えますけれども、いかがお考えでしょう。

○政府委員(石川弘君) 酪農についてお答えをいたしますが、御指摘のように、酪農が非常に急速に拡大したとき、特に生産量を急速に伸ばしました五十年代の前半におきましては、たとえば北海道は二年間連続、一年間に一〇％以上生産を伸ばすというような時期がございました。そういう時期の前に設備投資をなさいましたような方々は大変順調な発展をしたわけでございまして、人間の胃袋は一定でございまして、牛乳の消費もほかと違ひまして伸びてはいるわけでございまして、たとえば生乳で申しましてそういう二けたの伸びということになりますと、どうしても需給の問題が出てまいりまして、御指摘のような計画生産等をやらざるを得なかったわけでございします。したがって、私も、いろいろな数字を見ておりまして、五十五年とか五十六年に止ましましては、数字が大変悪く出てまいっております。生産は抑えられ、しかもいろいろな投資しましたものの返済等が重なったわけでございまして、その後、生産者も要するに需要に見合った生産ということで大変な努力をしていただきまして、大体五十七年度からすべての指標が順調な方に変わってきております。それは、生産が若干伸びるという形、それから資材費その他が大変条件がよくなった。ただ、その場合に、いま御指摘がありましたように、特に後半の時期に多額の何と申しますか、設備投資をなさった方々はやはりその借入金の償還ということが大変な負担になったわけでございします。

したがって、その負債の実態というものを十分調査いたしました上で、特にその負債の中でも生産的なもの以外のものも相当ございますが、その辺につきましても、単に高い金利を安い金利に乗りかえるというだけではなくて、経営の内容につき、いろいろ検討していただく。また、農協

等につきましてもいろいろな努力をしていただくというところで、御承知のように、五十五年、五十六年につきまして約三百億円の負債整理資金の貸し付けと、それに伴う指導指導をしていただいたわけでございします。

御承知のように、酪農家の中でも四十数%の方々は、そういう負債問題を特に問題としなくて、比較的安定した階層でございまして、その下にありますとちからかという投資の時期が若干遅かった方、拡大の時期が遅かった方々につきましては、この負債整理資金の貸し付けによりまして事業を好転されてきていると考えております。このことは今後におきましても、十分その成果を見きわめまして負債整理資金の効果にさらに発現いたしますように努力するつもりでございします。

○藤原房雄君 私北海道の方々といろいろお話ししたり、またいろいろ常日ごろ承っております。農家をやってたわけではありませんが、詳しいことはわかりませんが、訴えられることは負債整理の大きな重圧のもとにあるということでありまして、それは入植当時、既存といいますが、そこでもとも農家のある程度の基盤があつてなされて規模が順次拡大したという方と、新酪農のようなるまるまる借金のような形で入った方と、いろいろな形態がありますが、一概には論ずるわけにいかないと思ひますが、戸数だけこれは論ずるわけにいかない。やっぱり階層別に、そして政府の一つの指針のもとに規模拡大の方向で進んできたわけでありまして、いまの局長のお話ですと比較的遅くスタートした方がどうしても負債の重圧に大変苦しんでいるんじゃないかというお話ですが、私は思ふんですが、国の経済計画というやつも中長期にわたって経済計画を立てますけれども、やっぱりオイルショックや何か大きな問題にぶつかりますとその数値を見直すということがあります。加工業と違って農業の場合には非常に転換が容易じゃございせんし、生き物が相手だということ、こういう劣悪な条件の中で農作業で当初の計画をさらにまた変更するということが、国というこんな大きなものでも大変ですけれども、農業ならばなおさら、なおさらというか農業もこれまた大変なことなんです。ですから当初、規模拡大のために立てられた営農計画というやつは経済変動で、個々の農家に光を当ててみますと、それはもう大変なことですね。ところが、私も皆さんといふような委員等々で個々にお話し合ひして、全体的な数字の中で出てくるデータがある程度遅いということもあるんでしょけれども、地元で悲鳴を上げてくるにもかかわらず数値的に見ますとそれでもないような感覚でお考えになっていらっしゃる。農水省というのは本当に農家の立場に立つて物を見る立場なのか。お役所ですから全体のバランスも考えなきゃなりませんが、やっぱり一生懸命政策の方向性の中で努力していらっしゃる農家の方々の立場に立つて適切な施策をしてあげるのが農水省の役割の一つだろうと思ふんですけれども、どうもそこにはずれがあるように感じてならないんですね。いま局長のお話でも負債については負債整理資金という制度が五十六年度でございまして、六十年まで三百億ということですが、今回十勝の方や根釧、天北、いろいろな方々とお話ししましたけれども、やはり出てくる話は負債整理のためにもっと対策を講じていただきたい、中層の方々、その人はその人なり、また一つの要望もありますけれども、そこから一つまた上へ上がった段階で大きくなったために身動きがでけないという農家が非常に多い。これは戸数的に言うとなれば酪農全体の中ではそんなに数ではないのかもしれないけれども、政策にのつとて大きくなった農家の方々ほど、ですから国の政策にのつとて一生懸命やっただけで、そういう状況にあるというこんな感じがしてならない。そういうことからこの資金の妥当する方ももちろんいろいろあるだろうと思ひます。限度数量までいっぱいはいっぱいお願ひする人は少ないんだということですが、それはもう一軒一軒の営農の実態に応じて融資の計画を立てて融資を願うわけでありますから、みんながみんな限度い

ばいまでを借りるわけでは決してないだろうと思ひます。やはり中には、現状の中からどうしてもこままでという方々もいらっしゃる、限度数量を上げたからといって全部をこままでいっぱい借りる人がたくさん出てくるということじゃ決してないと思ふんですけれども、こういうことから言ひまして、やっぱりある一つの幅を持たせることも大事なことでございまして、それから、この法律とは別に、やっぱり負債のための対策、負債整理資金が五十六年から発足したということですが、それなりにやっておりまして、こういうことじゃなくて、もっと大きくなった、そしていまやECをしていく状況になったこれらの方々が希望の持てるような、今日までは規模を拡大すれば何とかなるんだということをやつてきたけれど、もうそれではならない時代になった、それならば、その時代に即応した施策が必要だと思ふんですけれども、その問題についてぜひひとつ農水省でも真剣に取り組みいただきたいと思ひます。いまあるんだということじゃなくて、この負債整理資金、今後どういふように運用し、また拡大しようとしていらっしゃるのか、まあ財政とかいろいろなことがあってもいいんですが、現状認識と今後の問題について、まず今後のお考えをひとつお聞きしておきたいと思ふんです。

○政府委員(石川弘君) その農家の状況把握につきましては、御承知のように単にわが方の統計的な手法の情報だけではございせんので、特に北海道の場合、負債整理の場合は特に道庁等のいろいろな調査も使わせていただきまして、私どもも極力関係者とお会いをいたしまして、何と申しますか生の情報を極力いただくように努力はしているつもりでございします。

負債整理資金につきましては、五十六年度に発足いたします際に、ほぼ三百億程度の資金需要を見込んで発足をいたしましたわけでございします。しかし、この資金につきましては、五十六年度及び五十七年度では三百億の枠を消化をいたしております。この資金を発足させます際に、農家の経

営が真に改善できるように極力実態に応じた貸し付けをやるということを決めておりまして、現在の後の農家の経営状況をさらに関係者とも精査をいたしております。真に必要なものがございませうれば、さらに枠を追加する予定でございます。

○藤原房雄君 枠を追加する予定というところで、現状としては、いろんな実態調査の中で、どういう手順で、どういうことになりませうか。

○政府委員(石川弘君) 関係者の意向、それから道庁等の意向を聴取いたしております。どれくらのさらには追加貸し付けが必要かを調査をいたしております。

一般的条件を申しますと、先ほど申しましたように、五十六年を底にいたしまして、五十七年につきましては若干上向きの傾向もございまして、この辺のことも頭を置きながら実態をよく調査をいたしたいと思っております。

○藤原房雄君 この法律に戻りますが、この達成率のことでありませうけれども、五十七年が非常に落ち込んでいますという、これには五十三年から五十六年は四八・三%、五十七年二七・九%、これは見込みですか、こういう非常に達成率が非常に低いということは、限度数量で抑え込まれ、意欲的に規模拡大をしておたけれども、その希望も夢もなくなつて、大きくなつても負債を背負うだけだということでは投資意欲を減退させた数字がこういうところにあつてはいるのではないかと、こういうふうには、それも一つの要因ではないかというふうには、これは経済変動もありましたが、そのことだけとは言い切れないかもしれませんが、私どもはそうも考えておるわけですか、どうでしょう。

○政府委員(森実孝郎君) 御指摘の点でございませうが、北海道の五千戸、南九州の一万二千戸の当初の計画戸数に比しますと、現実の認定実績というものは四割程度という数字でございませう。これは実は、御指摘のように、酪農とかさらに養豚、温州ミカン等でも、計画生産、需給調整を行っているという経済実態もありますが、もう一つは五十三年から五十六年にかけて、南九州、北海道、か

なり災害が多かつたという事情も手伝わっているのではないかと思います。私も、やはりそういう実態を受けとめまして、一方においては、条件整備のため、土地改良事業の進捗等について努力いたしますと同時に、やはりこの法案の延長でもお願いしておりますように、こういう状況で、今日の状況で、ある程度金融措置を受けて規模拡大をしたい農家というものの希望が後に送られていくという実態を受けとめて、新しい延長法のものでそういった実情は受けとめていかなければならないと思っております。

○藤原房雄君 せっかく前回、五十三年、種豚の購入資金とかまた果樹——種豚はその前ですが、それから果樹の栽培の育成ですね、いろんな、北海道でも果樹に對しまして非常に関心を持って、新しい動きもあるようでありますけれども、しかし、当初のこの計画から見ますと非常に思惑どおりにはなかつたという、これは那辺にあるか、どのようにお考えですか。

○政府委員(森実孝郎君) マル寒資金につきましては、前回の改正で果樹の植栽育成資金が追加されたわけでございませうが、御指摘のように実績はございませう。

これは、北海道の果樹の主体は、私申すまでもなく、リンゴと加工用のブドウでございませう。リンゴにつきましては、腐乱病の異常発生等により栽培面積が大幅に減少するという状況があつたことが一番大きな理由だつたのではないだろうか。これらの減少要因も鎮静化してきておりました。植栽面積も安定化の兆しを見せておりますので、新しい延長法のもとにおいてはその機運が出てくるものと実は期待しております。ブドウにつきましては、実は対象町村が数カ町村でございませうが、たとえば富良野町とか池田町等が市町村独自で非常に手厚い助成措置を講じておられまして、この助成措置の利益が均てんしておりまして、なかなか具体的には、制度金融であるマル寒資金の事由にならないというやうな個別的事実があるやうでございませう。これからどういふやうに地元の

状況が変わってくるかわかりませんので、私ども、これからの成り行きは十分見て、実情は受けとめてまいりたいと思っております。

○藤原房雄君 それから、前回の附帯決議の中にも畑作のことについてもちょっと触れておりますが、畑作というのは輪作体系というものがちゃんと確立しております。輸入等でも一つでも輪作の体系が崩れますと、大変なことになるわけでありませう。

そういうことから、畑作振興に對しましては、合理的な輪作体系の確立に努めるべきであるという、こういうことが附帯決議の中の一項目の中にあるわけでありませうが、さつきもちつとお話ございましたけれども、基盤整備と、それから地方維持、それから合理的な輪作体系、特に十勝地方におきましていろいろなお話の中では、今後の輸入外圧、こういうものに対する非常に危惧の念もあつたやうでありますけれども、雑穀、豆類を初めといたしまして畑作振興に對しての、一つ一つお聞きする時間もございませうが、総合的にひとつ十勝地方の主産地であります畑作、そしてまた雑穀、豆類のことについての今後の振興策について、対応について、現在の農水省のお考えをひとつお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(小島和義君) 普通畑作の場合には、いまお話がございました基盤整備でありますとか、あるいは経営規模の問題があるわけでございますが、普通畑作に特徴的な問題といたしましては、輪作経営という問題があるわけでございます。

北海道の場合で申しますと、大体小麦、豆類、芋類、それからてん菜、それに青刈りトウモロコシといったものが大体六万ヘクタール前後という姿になつておりました。それから地域別、経営別に見ますと多少問題があるところもございませうが、全体を概括的に眺めてみますならば、かなりいい姿になつてきておるといふ感じがするわけでございます。そういう輪作の合理性を貫徹するために、おきましては、一つはその作物別の生産技術というものが大体同じようなレベルで向上していくとい

う条件と、それから作物別の収益性というものが余り大きな格差がないという二つの条件の設定が必要であるというふうな考へておるわけでございます。そういう点から見ても、長年の努力が実りまして、北海道の普通畑作の経営の姿というのは、まあまあいい方向に向かつてきておるといふ感じを私も持っております。しかしながら、今後まだ残されている問題が多いわけでございまして、基盤整備の推進を初めといたしまして、諸制度の適切な運用並びに生産関係の諸施策、特に技術水準の向上というふうなことを中心にいたしまして、またたいては御審議いただいておりますやうな各種の制度融資、さらには補助政策なども活用いたしまして生産対策の全きを期してまいりたいと思つております。

また、お話がございましたやうな基幹的な作物についての自由化というふうなことは、先ほど大臣からお述べいたしましたように、全く考えていないと、こういうことで対処してまいるつもりでございます。

○藤原房雄君 農政審議会の報告なんかでも、「八〇年代の農政の基本方向」といいますか、こういうことではいろいろ言われておるわけでありませうが、今日まで、これはこの法律から離れた話になるのかもしれませんが、今日までこの規模拡大に専念をしてきた日本の酪農もやはりこれは一つの転機を迎えなければならぬときに来た。ならば、今後のこの酪農の進むべき方向というのはどうあるべきなのかということが大事なことになるだらうと思ふのであります。これは日本全体の酪農または北海道の酪農というふうにおしなべて論ずると非常に差異もあつたが、しかし、全体的にも農家戸数が非常に減つてまいりまして、そして一戸当たりの頭数が非常にふえてきたことは、この数年の間、十年、十五年、二十年の間に非常に変化があつたと。まあ、さつきお話がありました、日本の酪農がもう非常に急速に近代化した。そういう急速な近代化の中にはいろんなひずみがあるのは当然であり、これは鉱工業におきまして

は公害という問題を惹起したわけでありますが、酪農におきましてもこれは鉱工業における企業に当たります。戸一戸の農家に大きな負債という重荷を背負わせることになったと、こう思うんですね。

過日、根室の方といろいろなお話をしましたら、ヨーロッパとの比較をいたしまして、ECの九カ国は成牛飼育頭数十三・九という、根室、根釧の方ではもう三十九・六というんですから大変なことです。耕地面積もECでは、十六・五ヘクタールです。四十ヘクタールというのが平均だということですから、確かに一頭当たりの乳量も四千四百四十、ECが。根釧では五千百三十四ということですからまことに一戸当たりの現状というのはもう格段に大きくなっておる。こういう規模の拡大という政策はそれなりの一つの頂点に達したと言わなければなりません、いま言ったように、私は生産コストということでは一つの大きな壁にぶつかっている、こういうことがこのデータを見ますとはっきりしておるわけでありますが、最近の農家の借入金と貯蓄額の関係の悪化の現状、これはいろいろデータにもありますが、これちよっとお述べいただきますと思います。どうでしょう。

○政府委員(石川弘君) 借入金もふえておりますが、資産も実はふえているわけでございます。五十五、五十六これは先ほど申しましたように、どちらかと申しますと条件が悪くなってくるプロセスでございまして、五十七年は若干よくなると思いますが、これは北海道の単一経営で申しますと借入金金が五十五年で二千三百三十六万円、それに付しまして資産額は四千七百四十四万円、預貯金は四百一十一万円、それから五十六年が負債額で二千六百五十九万円、資産額が五千百十九万円、預貯金が五百二十万円というのが私どもの手持ちの数字でございます。

○藤原房雄君 いま局長がいみじくもおっしゃった資産がふえているということです。これは確かに資産というか投資資本、そういうことから言うところと鉱工業、加工工業のように数年で大きな生産

力を上げるのでできる企業と違ひまして、この酪農のように生き物を飼ひ、そしてまた施設をつくつてもすぐそれに伴う生産性を上げるということとは鉱工業に比べますと大変な差のあるものですね。金融制度もいろんな制度があるわけなんですけれども、とかくに役所的な発想からしますと、全体的な中小企業対策やいろんな諸制度の中で二十年以上の施策、制度がないとか二十五年以上のものがなにか、そういうことでほかとのバランスの中で金融制度がとかくに考えられている。いま投下したものは、資産がふえたとは言ひながら即それはその方のものでして、投下した資本としてそれがいまそれだけの価値を生み出し得るものかもしれません、しかしそれは大きな借金の上になり立ったものであつて、そしてここ数年の経済変動やまた天候異変とかこういういろんな経済変動だけじゃなくてそれにプラス自然条件、こういうむずかしい条件が加味されるわけでありますから、こういうことから言いますと、農業というのはほかの産業と同じような据え置き期間とかまた償還期間ということだけでほかとの横並びで物を考えておる限りにおいてはこれはなかなか安定したものにはならないのではないかと。それが急速な一つの発展を遂げたそれなりの資産形成ができたとしまして、それがかえつて別な負債という面で大きな重荷を背負わせる現状になつていゝ。やはりこれは諸外国の現状を見ましても、やつぱり二十年なり三十年なり六十年、中川さんが初めて議員になつたときは九十年なんて言つたそうですけれども、議事録を見ましたら出ておりましたのが、やはりそれは長期の、二世代、三世代の上に立つてやれるような、そういうものもやっぱり一つは考えていかなきゃならぬし、やはりほかの制度と横並びで物を見ているところに無理があるのじゃないか。そういうことで、ぜひひとつ現在の規模拡大の政策にのつとつてきた大規模な農家の方々が大変なま負の重荷の中で、乳価も上がらぬ、限度数量も抑えられるという苦しい中で悪戦苦闘しておるといふ、これに対する施策、先ほ

ど負債整理資金、考えましようということであり
ますが、これは積極的なひとつ対策を講じていた
だきたいということと、もう一つは、當農指導に
結びつく金融というものをぜひお考えいただきたい。
これは金融事業、総合農協では金融事業とかい
購買事業、販売事業、指導事業、いろいろあるわけ
ですけれども、それぞればらばらにやっていると
ころに、——ここには一軒の農家があつて、この

農家がどう営農を安定させるかということが目的なわけなんです。農協としては三つも四つもそれぞれ別の部門でこれに関与しておる。もうこれ以上投資するとその農家は立ち行かない状況の中にありながら別な事業ではそれにまた投資をさせられる。それから、これはもう機会あるごとにお話しておるわけですが、畜産経営とか営農全体の総合的なコンサルタントといえますか。そういう指導体制というのをもう少し強力にいたしませんと、粗収入で二千万も三千万もというとう町だと一人の経理マンがいて、そしてもういろんな経理状況というものを絶えず把握しながら物事をやっているといるんじゃないでしょうか。生き物を百頭近くも飼って、そして何百ヘクタールというそういう営農をやっている方々は、それに対して指導の手を差し延べるためにこそ農協が大きな力を発揮しなきゃならぬ。こういうことで、やっぱり営農指導、総合的なコンサルタント、こういうことにぜひひとつ農水省もこの指導体制強化というように、最近ば物価も安定しまして農機具も安定したようでありまして、そういうことだけで解決することではないだろうと思うのです。この点で解決ひとつ、力強く今後指導体制、いまでもそれななりの施策はやっておられますけれども、ぜひこの問題に力を入れていただきたい、こう思うんですが、いかがでしょう。

○政府委員(石川弘君) 最初の融資条件でございしますが、御承知のように相当の援助をしました上に、さらに今度の負債整理資金でございまして、特認の場合三・五%、償還期限二十年でございまして、

す。これはかなりの制度的資金で長く借りておりましたものをさらに借りかえるということでございます。現在考えられる最も優遇された条件ではなからうか。私も決して他の金融とのバランスというようなこともありませんけれども、いまの経営改善の中でこういう資金であれば何とか再建ができるということと考えた最も有利条件ではなからうかと思っております。

それから指導の面でございますが、御指摘のとおりでございます。私も今回の資金の貸しつけに当たりまして、これは酪農だけではございまして、肉牛の負債整理資金につきましても同様と考えておりますが、やはり単に農協が金を貸すとかあるいは資材を売るとか、あるいは生活費をめんどろ見る、そういうことがばらばらに行われます結果、非常にその資金の管理それから當農の指導のあり方、あるいは生活指導といった面、そういうところに抜けた点がございまして、今回の場合は大変その点に力を置いた指導あるいは実行をやっているつもりでございます。現地の方々にお会いしましても、それは組合においても非常に厳しい指導をいたしまして、生活費のあり方まで今回はチェックをする、こういう標準的な家庭ならこれぐらゐの家計費でやってくれということとまで積極的に取り組んでいるということを書いておりまして、そういう意味では御指摘のような点をぬかりなくやっていきたいと思います。

○下田京子君 略称マル寒、マル南資金の措置法案ということで、まずお尋ねしたい点は、すでにもう議論がされておりますけれども、今日における畑作、畜産等をめぐる情勢、大変厳しいうごぎがあります。そういう中であつて積極的な投資の意欲ということも減退しております。ですから、本来的に言えば、生産費を償ふ適正な価格を保証していくとか、あるいは農産物の輸入を規制して国内の増産を努めていく、こういうことが大事だと思ふんです。同時に、本資金をお借りになった農家が本当に経営改善に役に立つようにしていく、こういう点からいきますと、やはり今回單純延長で

あつたという点で、他の委員からも御指摘がございましたけれども、せめて貸付限度額の引き上げということがあつてしかるべきではなかったかなと思ふんです。

さつき局長は、今後経済状況等を考へて来年度等も勘案していきたい、こういうお話で、すでに今後の方向は出されておりますが、ただ御答弁の中でのいままでの限度額で大体達成できたのではないかとのお話もございましたので、若干認識がどうかと思ふんであえて申し上げたいわけなんですけれども、すでにこれは皆さんも御承知だと思ひますけれども、北海道では酪農主体が一千四百百万、その他の経営九百万、それぞれを二千三百百万あるいは一千五百万に上げてくれと。それからまた、南九州の方では酪農肉牛等を含めて九百万、その他の経営八百万、一律それを千五百万円にと、要望出ているわけですね。

で、これがいかに妥当なのかということでもちよつと御紹介申し上げたいんですけれども、北海道庁にお伺ひいたしましたいろいろ詳しくお聞きしてまいりました。そうしましたところ、新たな営農方式例ということで酪農につきまして現況、目標と決めて具体的に試算したわけなんです。そういう中で、マル寒資金の対象事業として約二千五百万円強必要だと。それに融資率特認の〇・九を掛けますと約二千三百万必要なんだということ、もう具体的に根拠も示されております。それからもう一つ、農家経済調査の酪農の平均借入金を見てみますと、すでに五十六年度で二千四百万円強になっているわけです。

そういう点から見て、これは当然必要なことである。もう現に来年度等考へていきたいということだけれども、当然これはやられるべきであるという御認識の上に立つて対応していただきたいということなんです。

○政府委員(森実孝郎君) いま酪農の規模拡大のための資金需要をどう受けとめるかということ、酪農をめぐる諸般のむずかしい情勢のもとで、なかなか流動的な点があり、したがって農家自体

も状況を見きわめている動きがあることは事実だと思ひます。

ただ、先ほど申し上げましたように、従来の融資限度額でも、限度枠いっぱい借りていける農家の比率というのは非常に低いわけでございます。大部分が大体限度枠の六割か七割ぐらいのところまでカバーされているという事実があることは御理解を賜りたいと思ひます。限度額の問題は、先ほど申し上げましたように法定事項ではございません。やはり経済状況の変化を十分受けとめて、真に必要なものであれば私も弾力的に対応するのがやはり行政として必要なことだと思つておりますので、さらに今後の事態を注視したいと思ひます。

○下田京子君 もちろん限度額を引き上げたといつて、限度額いっぱい資金を借入農家の家族労働条件とかあるいは経営状況を無視して行うということをやつていられるわけではございませんで、おやりになるということですからぜひお願いをしたいわけですが、同時にこの点で、道庁では機械の導入などに当たりまして、たとえば中古なんかも活用できるような方向を考へてほしいんじやないかというふうなことも言われておりますので、そういうことも含めてぜひ検討いただきたいと思ふんです。

○政府委員(森実孝郎君) 中古の機械を補助対象あるいは制度融資の対象にすることは国会でも前々から御議論のあつた問題でございまして、私もいろいろ詰めております。

率直に申しまして、一つは、機械につきましてはなかなか中古市場がでさう上がつてない、そういう意味においては客観的な評価というふうな問題がありまして、事務的、技術的にむずかしい点があつて、私もできるだけ前向きに、検査院、行政管理庁等の意向も聞きまして取り組みたいと思ひますが、なかなかそういう技術的に認定上むずかしい点がある点は、従来折衝しました経緯からあることは御察察いただきたいと思います。

○下田京子君 技術的なむずかしさがあるけれど

も、前向きに検討ということなので、過剰投資問題につながらないという点でもぜひ考へてほしいと思ひます。

それから次に、大きな二番目では、負債問題でお尋ねしたいわけですが、北海道農業にとつてやはり大きな問題は負債問題だと思ふんです。ゴールなき規模拡大だとかというのをずいぶん言われてまいりました。あるいは急激な設備投資ということも行われる一方で乳価は据え置かれ、また生産調整ということでも十分にしなければ、そういうことでなかなか単年度収支も容易でない、赤字だ、償還金の支払いもできないということ、赤字が言うまでもなく御承知だと思ふんです。

そういう中であつて政府が五十六年度から五カ年計画で酪農負債対策を実施してきたわけですが、けれども、その枠です。すでに当初の三百億円を消化しちゃつていられるんですね、二年間で。なので、これはぜひ融資枠を拡大してほしい。で、負債対策をさらに実効あるものにしてほしいという点で、これは畜産局長になりますでしょうか、お尋ねしたいわけですが。

○政府委員(石川弘君) すでに三百億の貸し付けを行つておりまして、その後の借入農家の経営状況その他につきまして、関係者、道庁等を通じて精査中でございます。先ほど申しましたように、五十六年度を底にいたしまして、若干上向いてはまいつておりますものの、その状況にはいろいろ問題があるかと思ひますが、精査の上で必要があれば増額をするつもりでございます。

○下田京子君 必要があれば増額をということですが、もう五年計画が二年でなくなつちやつているんですから、これは必要だということが前提なので、そのことを置いて検討してほしいと思ひます。

次に、酪農肉用牛経営だけじゃなくて、北海道の場合には水稲農家の経営も大変深刻であるのは御承知かと思ふんです。減反の方も五割に上るといふ状況ですし、また、他作物に転換するということでも新たな投資も余儀なくされている。こ

う中で、五十五年、五十六年と連続的に冷災害もあつた。農水省の農家経済調査結果でも、北海道の稲作農家の場合、農家経済余剰がどうなのかというところを見ますと、大変厳しくなつているんですね。五十二年度は百三十八万六千円だったものが、五十三年度が百四万三千円、五十四年度が九十三万五千円、五十五年度は十二万二千円、五十六年度がマイナス四十二万四千円ということでも低下して、ついに五十六年、いま言ったようにマイナスという状態になつていられるわけです。ですから、稲作農家にも負債対策をしてほしいという声が非常に強まつていられること御存じだと思ふんですが、そういう点で北海道の実態について御承知でしょうか。

○政府委員(小島和義君) 農家の形態別に見ました農家経済調査によりますと、いま御指摘ありましたように、稲作就業農家の経営状況は、五十五年が御承知のように作況指数八一という大冷害でございまして、引き続きまして、五十六年も作況が八七というところで悪うございまして、稲作経営も所得の面から見ましてかなり悪くなつていられるわけです。そこでまた負債整理を要する状況かどうかということに相なりますと、確かに負債額も、五十四年度末の約六百八十七万四千円から、五十五年度末には七百九十九万四千円ということで増加をいたしておりますが、一方貯蓄額は約一千百万円、これは五十四年度末に比べまして五十五年度末の方が若干ふえている、こういう状況にございまして。

また、融資の内容を見てみましても、制度融資とその他が大体半分半分という状況でございまして、国が低利の金をつくつてお貸ししているものが半分ぐらい占めている、こういう状況でございまして、酪農なんかに見られますような貯蓄と負債の割合が非常に大きく乖離しておる、こういう状況にもございまして、全般的に眺めて申しますならば、負債整理という状況ではないといふふうに考へております。もちろん転作のために必要な資金等については十分御活用いただくように配慮いたしたいと存じます。

○下田京子君 借入金、預貯金の話はそういうこととすけれども、農水省自体が調査された「農家経済調査報告」で農家経済の余剰がマイナスに転じているということは大変な事態なんだということなんでしょう。ですから、必要でないという御認識は私に誤りだと思えます。

しかも、さらに申し上げますと、実はこれは道庁が五十七年度に自作農維持資金の経営再建整備の資金需要調査を水稲農家で行ったわけなんです。元利償還できない、つまり酪農で言えばD層に当たる稲作農家が一千三百三十四戸ございまして、それからいわゆるB、C層が三百四十七戸、そして資金需要額が合わせて八十九億、うちD層が六十八億で、B、C層が二十一億。これに対して北海道の場合には自作農維持資金の手当てが約六十億なんです。ここだけでも現にもう三十億不足。水稲農家だけ見ても事態が明らかなんです。そういう事態を考えたときに、いまのような御認識なら私はあえて申し上げますけれども——これは道によくお聞きになってみてください。いまのような状態、つかんでいきますか、いかがですか。

○政府委員(小島和義君) 単年度の経済余剰のプラス・マイナスという問題は、いわば単位年度の赤字、黒字という問題でございますから、さまざまな気象条件等が重なりましてこういう事態になるということは大変残念なことではありますが、これは事実としては認めざるを得ないわけでございます。

ただ、そのことが負債整理を要するような状況かどうかという問題は、単位年度の余剰の問題ではなくていわば長年にわたる累積の資産の状況というものから見まして判断する問題でございますから、確かに五十五年、五十六年は非常に悪かったわけでございますが、昨年は御承知のように非常に作柄もよろしゅうございまして、多少持ち直しの傾向もあるわけでございます。そういう意味で、直ちに負債整理の必要ありという事態とは考えておられないわけでございます。

○下田京子君 私が具体的に申し上げました

自作農維持資金の中の再建整備のことだけでも水稲農家に限って調査したらこうですと、現況を知っていますかというところをお尋ねしたんです。お答えがなかったもので、時間もないからあえて申し上げますが、お願いしたい点は一点です。一つは、いまのようなことで、若干食い違いもございしますが、水稲農家につきましても酪農負債対策と同じように本格的な負債の実態調査を行ってほしい、これが一つです。

それから二つ目は、当面、経営再建整備資金、五十八年度枠で二百三十億円、前年比わずかに伸びておりますけれども、非常にこれは希望が強いんです。そういうこともありますので、それで対応できるようにしてほしいということをお願いいたします。

○政府委員(森実孝郎君) 自作農維持資金の問題でございます。これは自作農維持資金は二百三十五億円の貸付枠を五十八年は予定しております。前年対比わずかというお話でございますが、一五増というようにしておりますので、全体の予算制約の中では特段の配慮を払ったつもりでおります。

御指摘のように、全国的に見ますと、連年の冷害で稲作関係の負債整理資金の需要がふえていることは事実です。ただ、北海道は逆に言うところ五十七年はしたがって稲作関係は減ってきているという形でございます。私も、後ろ向き資金ではございますが、真に厳しい経営事情からの資金需要でございますので、できるだけ冷静に実態を把握してこれを受けとめていく必要があると思っておりますので、この問題の積極的な実需に応じた運用については今後とも努力してまいりたいと思っております。

○下田京子君 もう一点の貸し付けの方なんです。一五増伸ばしたんだからわずかにいいよというところなんです。数字的に見ればそうも言えますけれども、実を言いますとこれは大変全国各地から、北海道はもちろんです。希望が多いのは局長も御承知だと思ふんです。実はこの前、

千葉の方が私のところへ見えまして何とかしてくれと言ったんですよ、うちのところはたった十件しか認められていないと言ったんですよ。福島県でもある方が何とかこの負債の問題をやれぬいかと言った。そんなものがあったのかというくらいにとつての昔に終わっちゃったという話も出てくるんです。ですからそれはさらに枠の拡大という点で努力をしてほしい。これは要望しておきます。次に、これは経済局長になるかと思うんですけども、いまのお話のように、マル寒、マル南資金はもとより自作農維持資金など、非常に農業金融制度の改善あるいは拡充という点が望まれてくる時期であると思ふんです。ところが、三月十四日臨調が行いました最終答申を見ますと、農林漁業金融公庫につきましては、「利子補給金の抑制の見地から、農林漁業の近代化と体質強化に留意しつつ、融資の重点化及び貸出利率を含む貸付条件の見直しを行う」、こういう指摘をされているわけなんです。つまり利子補給金を抑制せよという至上命題みたいなものです。

こういう形になっていきますと大変困難になってくると思ふんです。ですから直ちに、農林漁業団体が構成しております農林水産関係行政改革問題検討委員会、ここでは、農林漁業者の負担をふやして政策金融の縮小を図るということは時代逆行じゃないか、こういうことで意見も申し上げ、また陳情もなされているのは御承知だと思ふんです。それだけに、臨調については最大限尊重し、また閣議決定もなされていることは知っておりますけれども、農水省としてあんな態度は許されないというふうにも思ふわけなので、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(佐野宏哉君) お答えいたします。確かに臨時行政調査会の答申の中では「利子補給金の抑制の見地から」という文言は含まれておりますが、同時に「農林漁業の近代化と体質強化に留意しつつ、やれというふうにもお書きになっておられますので、私もどしどしは、「利子補給金の抑制の見地から」という文言はござい

すが、農林漁業金融公庫が農政上果たしておる重要な役割りと両立しないようなことを臨調の名のもとに強いられるという事態になるというものではないというふうにも私は思っております。

それなら、その「利子補給金抑制の見地から」、云々などというのはいけませんことだというふうにお感じになるかもしれません。五十八年度予算で公庫の補給金として千三百を越える要求を提出せざるを得ないという事態でございまして、無関心でおられるという金額でもございませぬので、そのことに臨調が言及をなさったということも、まあ特に目くじらを立てるという筋合いのものではあるまいというふうにも思っております。

○下田京子君 簡単に言えば、臨調はそういうことを言っているけれども、これは農林漁業金融公庫の性格からいって目くじらを立てるほどではないという理解で臨みたいというお話ですが、大臣、最後にお聞きしたいんです。

公庫法の第一条「目的」にも以下明記されているわけですが、「農林漁業金融公庫は、農林漁業者に対し、農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金で、農林中央金庫その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通する」、こういう趣旨でございまして、そこをしっかりと踏まえまして、農業の特殊性を踏まえて公庫法の目的に沿った資金の対応をしてほしい。とすれば、公庫資金の利率の引き上げなど、こういう改悪は絶対しないという態度で大臣としては臨んでほしいわけですが、その決意をお聞かせください。

○政府委員(佐野宏哉君) ちょっとその前に簡単に経過だけ御説明させていただきますが、公庫法一条は臨時行政調査会からも決して御批判の対象になっておりませんので、その点だけ一言申し上げます。

○下田京子君 大臣ひとつ、大臣の一言で終わります。

○國務大臣(金子岩三君) 御趣旨を尊重して努力

いたします。
○委員長(下条進一郎君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(下条進一郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(下条進一郎君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

川村君から発言を求められておりますので、これを許します。川村君。

○川村清一君 私は、ただいま可決されました北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び新政クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、劣悪な自然条件下にある北海道及び南九州畑作農業の振興を図るため、土地基盤の整備等各般の施策を一層推進するとともに、次の事項の実現に努めるべきである。

一、土地利用型農業の生産性向上が農政の重要

な課題とされている現状にかんがみ、長期的な展望に基づいた畑作農業の振興のための基本施策について、その総合的な実施に努めること。

二、畑作営農の安定を図るため、地力の維持増進、合理的な輪作体系の確立に努めること。

三、本法に基づく資金の貸付条件については、今後とも改善するよう努力するとともに、営農指導体制を強化すること。

四、北海道及び南九州等遠隔地の農産物物流通の改善に資するための諸施策を引き続き実施すること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(下条進一郎君) ただいま川村君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(下条進一郎君) 全会一致と認めます。よって、川村君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、金子農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。金子農林水産大臣。

○国務大臣(金子岩三君) ただいまの附帯決議につきましても、決議の趣旨を尊重いたしまして、今後とも北海道及び南九州の畑作振興に努力をいたしたいと存じます。

○委員長(下条進一郎君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(下条進一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(下条進一郎君) 次に、原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設

改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。金子農林水産大臣。

○国務大臣(金子岩三君) 原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び改正内容を御説明申し上げます。

この臨時措置法は、北洋における外国政府による漁業水域の設定等に伴う水産加工原料の供給事情の著しい変化にかんがみ、これに即応して行われる水産加工施設の改良等に必要資金の貸付けを行うことを目的として、昭和五十二年に制定されたものであります。

自來、国民に対する食用水産加工品の安定的供給の確保を図る見地から、この臨時措置法に基づき、国民金融公庫、中小企業金融公庫及び農林漁業金融公庫から貸し付けが行われ、水産加工原料のスケトウダラ等北洋魚種から他の魚種への転換、食用利用度の低いイワシ等多量性魚の食用加工が促進されてきたところであります。

この臨時措置法は、本年三月三十一日限りでその効力を失うこととされておりますが、最近における水産加工原料の供給事情を見ますと、漁業水域の設定等により大幅に減少した北洋魚種の生産量は、ここ数年ようやく下げどまりの傾向を示しているものの、今後、各国の漁業規制の強化により、従来の生産量の確保が困難となることも懸念されております。

一方、わが国近海で漁獲されるイワシ等多量性魚の生産量は、今後とも高水準で推移することが見込まれ、その食用加工を促進することは、食用水産加工品の安定的供給の確保を図る上で、ますます重要になってきております。

このような水産加工原料の供給事情にかんがみ、引き続き水産加工施設の改良等に必要資金の貸し付けを行うこととするため、この臨時措置

法の有効期限を五年延長し、昭和六十二年度末までとすることとした次第であります。

以上が、この法律案の提案の理由及び改正内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長(下条進一郎君) これより、質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○川村清一君 本法律案は、実は昭和五十二年十一月二十四日、参議院本委員会において可決決定したわけでございます。そのときは農林大臣は鈴木幸三さん、水産庁の長官は岡安さんでございまして、実はもうあした会期が終わるという日に突如として委員会に提案されて相対問題になった法案でありますので、非常に私には記憶が深いものがあるわけでございます。

それで、いろいろ質疑いたしますが、この法律案の名称は、当初政府が立案したときは北洋漁業関連水産加工工業設備改善資金融通措置法案という、こういう名称であつたわけでございしますが、国会提出のときに名称が変わりまして現在のような法律の名前になったわけであります。

そこで、私はなぜ変わったのかということとを当時の鈴木幸三農林大臣に質問申し上げましたら、鈴木さんの御答弁では、これは北洋漁業だけでなく、いわゆる北洋となると日ソ関係でございしますが、日ソ、それからアメリカ関係でございしますが、将来朝鮮民主主義人民共和国、これは八月から二百海里もう設定してございまして、それから南太平洋フォーラム諸国も三月末までに二百海里を設定すると、さらに今後韓国や中国等も二百海里を設定するといったようなことになった場合も、それに対応する意味におきまして北洋という文字を取って現在のような法案になったと、こういうこととあります。

したがって、日米、日ソ関係だけでなく、いわゆる北洋だけでなく諸外国との関連が深くなつてきておるわけでございます。

そこでまず第一に大臣にお尋ねしたいことは、大臣の所信表明にもちよつと触れられておりましたが、国際漁業というものは非常にいま厳しい情勢になっておることは御案内のとおりであります。幸い日ソ漁業協定ができていますところ、毎年安定したようなところで協定が行われておると、漁獲量も毎年七十五万トンと、ソ日協定では向こうの方は六十五万トンといったようなところで推移しております。ただ、アメリカはきわめてこれは厳しいと、そしていろいろな法律をつくつたりしまして、日本に対しては余り厳しいこともないようございしますが、それでも入漁料その他をうんと上げるとか、あるいは漁獲量を減らすとか、洋上の買付け数量をふやしてくるとかといったようなことをやっておりますわけでございします。そのほか、将来を考へてみますという非常に国際漁業関係というはむずかしくなつてくるんではないかということが考えられるわけがあります。

そこで、まずお聞きしたいことは、この法律を五年間単純延長されるわけですが、一体その根拠は何なのかと、それから今後において、こういう国際状況が厳しい中において原材料加工対策をどうしていくかと、単に、先ほどは執拗に粘り強くこの対策いわゆる漁業外交を進めていくといったようなお話がありました、いまの段階でどういう見解を持っておられるかと思つておるのか、まずお聞かせいただきたいと思つておるわけであります。

○政府委員(松浦昭君) 確かに日本の水産業をめぐる情勢非常に厳しいものがございます、特に二百海里の漁業の規制はますますその厳しさを増しているというのがその現状であらうというふうな思ふわけでございます。この法案を制定していただきましては、いわゆる二百海里がまさに創設され、わが国に急激にこの波が来た時期でございまして、その時期を何とか乗り越えようというところから、一つは、この北洋の關係によりまして大きく打撃を受けますところの水産加工業者に対し

まして特に原材料の転換あるいは製品の転換ということをやっていたためにその資金を融通しようというところが一つの目的であり、それからまたもう一つは、このようなきわめて外国二百海里内の漁獲というものがむずかしくなつた時期におきまして、やはり日本の周辺水域でもってその漁獲量を上げることができましてこの多獲性大衆魚、これを高度に利用しようというところが必要な時代になつてきたという認識からこれに対する資金を融通していく、この二つが大きな法律の目的であつたと思つておるわけであります。

ただいまのお尋ねで、その後の状況によつてこれについての今回提案をした趣旨は何であるかというお尋ねでございますが、私も今回この法案を御提出申し上げましてさらに五年間の延長をお願いいたしました理由は、このような当初の提案をいたしましたときの事情と現在の状況とを比べてみると、確かに二百海里の問題につきましては当初のような非常に大きな急激な影響というものが一応避けられた形になっておりますけれども、なお現状においても各水域において不安定な状況が続いておりますので、いつまたこのような事態を迎えるかわからないというやうな事情にございします、また同時に、多獲性大衆魚の利用につきましてはさらにこれを進めていかなきやならぬという事情にございします、そのやうなことからこの法案につきましての目的とその理由というものは依然として継続しているものというふうには考へまして、さらに五カ年間の延長をお願いいたしまして、この施設資金の融通ということを中心とした法律に基づいてやらしていただきたいと思つたからでございます。

○川村清一君 法案の内容につきましてはこれくらいいろいろ質疑したいと思つておるわけですが、いま日本漁業に関連しておられる外国との關係における大きな問題幾つかありますが、沿岸漁民にとりましてあるいはまた中小漁業にとりまして大事な問題としては一つは、この韓国の二百海里の問題、これは時間があれば深くお尋ねします

し、もしきようできなければあすの委嘱審査のときいろいろな議論してみたいと思つておりますが、いま北海道から日本海沿岸の漁民に一番大きな心配を与えている、悩みになつておるものは、朝鮮民主主義人民共和国、これをいわゆる北鮮と言つていただきますが、北朝鮮の二百海里の問題であらうと思つておるんです。長官すでに御承知だと思つておる、日本海マスはもう出漁しておりますか。

○政府委員(松浦昭君) 日本海のマスはすでに漁いたしております。

○川村清一君 恐らくいまは富山県が新潟県沖で操業しているんじゃないかと思つておるんですが、これはどうしても朝鮮の二百海里に入つていかなければならないという漁業なんです、これは御承知ですね。

○政府委員(松浦昭君) 流し網及びはえ縄のサケ・マスの漁業につきましては、この北朝鮮の水域に入ると思定される時期は四月の中頃から五月の上旬というふうな考へております。この時期に主漁場が形成されるというふうな判断しております。

○川村清一君 去年かおとしですね、日本の海上自衛隊、アメリカの海軍等が日本海で演習やつたと、あのときに日本海のマス漁業のはえ縄を切断されたとかあるいは流し網に損害を与えたというところで大きな騒ぎになりましたが、その前にやつぱり四月の中頃から北朝鮮の二百海里の中に入つていかなきやならない、操業しなければならぬ、ところが、いまのままで入れますか。

○政府委員(松浦昭君) 現状のままで入ることのできない状況にあります。

○川村清一君 それは昨年の六月の末をもって日朝の漁業協定が廃棄され失効したことによるわけでありますね。

○政府委員(松浦昭君) そのとおりでございまして、昨年の六月末をもちまして北朝鮮との間にございした民間の合意が期限切れになつたためにこの水域へ入れなくなつたという状況がございま

す。○川村清一君 すでにもうこの漁業は開始されておると、北海道の道南の渡島、檜山、あるいは後志、このあたりから相当の船が出ております。それから日本海の府県の方も、青森県から新潟県、富山県あたりからも相当の船が出ています。それで、乗組員の雇用を結んで相当の資金をかけて操業しているわけですが、四月中旬その北朝鮮の二百海里へ入つていくことができないとすればこれは大変な問題でありまして、へたに入つていたら、みんなこれは協定がないわけですから全部拿捕されて処分されるといったようなことになるわけで、これがいまは北海道の道南の漁業者あるいは後志管内の漁業者、同じく日本海の府県の方の方々も非常に心配をしてやっておりますわけですが、こういう情勢に対して水産庁はどういう対応をなされようとしておりますか。

○政府委員(松浦昭君) ただいま先生おっしゃいますように、北朝鮮との民間協定の期限が切れましてすでに一年近くがたつたとしておるわけでございしますが、この間にイカあるいはペンズワイといったやうな漁業にも影響がございましたけれども、一番やはり影響が出てくると思つておりましたのがこのサケ・マスののはえ縄の漁業と流し網の漁業でございします。私も何となくこれまでにこの解決がつかないものかというところで期待をいたしており、また後ほど申し上げますやうないろいろな側面からの援助もいたしておつたわけでございしますけれども、残念なことに今日まで解決のめどが立たないという状況でございます。私もとても非常に心配をいたしているというところでございします。

ところが、先生も御案内のように、われわれとしては政府間の交渉ができないと。何ゆえなれば、外交のない国でございしますので、私も自身が飛んでいってビョンヤンで交渉するわけにいかないという状況でございします、何とかこれを日朝友好議員連盟の先生方あるいは日朝漁業協議会等の民間の団体が力を尽くしていただきまして、こ

わけでございます。不幸にしてこの水域にはついに入ることができませんでしたが、一つは魚価がかなりよくなったということ、それから魚群の形成がわりあいこの水域を外れてもいいところがあったというところから、漁獲金額の面で見ますと、その影響が私どものところにぜひ損害賠償をしてくれというように聞いております。なるほどではなかったように聞いております。なお調査は続けていきたいと思っております。しかしながら、今後の問題といたしましては、はえ縄、流し網の問題につきましては、これは魚群の形成がどこで行われるか、これは全くわからないわけでございます。まして、さような意味でこの問題が非常に深刻な問題になる可能性があるということは私も十分に承知をいたしておるわけでございます。したがって、まず第一に私も考えておりますことは、何とかこの水域に入れるような、そういうことをまだ期間もございまして、最後に残された期間を何とかこの協定の実現に向けてやっていきたいという気持ちで、大臣もそのような御答弁をなすつたんだらうというふうに思うわけでございます。

○川村清一君 昨年のイカはそういうことだったというところで、それは結構でしたが、イカの魚動がわりあい二百海里から離れておったということ、大した損害もなかったということ、それは結構ですが、しかしマスはそういうわけにいきません。マスはそういうわけにいきません。これは一生懸命努力してやろうと言っているその努力もわかってますし、長官の決意もわかります。しかし不幸にしてそれができなかったら、私が心配しているようなことが必ず起きると思うのです。起きる場合にそれに対応しなければならぬのです。起きる場合、どうするかということをお聞きしているんです。どうですか。

○政府委員(松浦昭君) この漁業が今回このようにことごとく入れないという事態になった場合に、これに対してどう対応するかというお問い合わせであらうというふうに思うわけでございますが、この点につきましては、やはり民間の協定でございますので、政府がかつて政府間の交渉をやった、その結果どうなったかという問題とは若干性質を異にしているんじゃないかというふうに思うわけでございます。その点でどのような措置がとれるかということにつきましては、今後検討しなさいかぬというふうに考えるわけでございますが、まずとにかくどのような事態が起るかということと十分に調査し、また見きわめまして、その上で所要の措置を検討したいというふうに考えているわけでございます。

○川村清一君 これは非常に重大な発言でございます。民間が話し合つて決めたことなんですよ。これは政府でしよう。それを否定されますか。これがだめになったのは、いわゆる日本政府の朝鮮民主主義人民共和国に対する外交的なやり方がこれをつくつたということ、これは否定できないうでしよう。どうですか、これ否定されますか。私の言っていること、間違ひありませんか。

○政府委員(松浦昭君) この御質問、非常にむづかしい御質問でございます。もちろん外交的な関係からこのような事態が生じたということと、これは物の方なり何なりがあつて、そういう措置をとらざるを得なかったという事情もあると思うのでございます。これは水産庁が答え申す性質の話ではございませんが、さような関係全体を含めまして、政府としてどのようなことについて責任をとらなければならぬかということ、またちよつと別の問題じゃないかということに考えるわけでございます。そのような御答弁でお許しをいただきたいと思ひます。

○川村清一君 水産庁長官の権限ではとても解決のできる問題ではないと私は思うのです。だから国務大臣である農林水産大臣にお尋ねしているんです。やはり金子農水大臣はこれに一番心配していただかなければならない政府のこれは

閣僚でございますから、やはり外務大臣なりあるいは中曽根総理大臣に話していただいて、一番大きな原因は中曽根総理大臣がことしの一月訪韓して、そして四十億ドルの借款をやつたとかあるいはまたさきに行いました米韓の大規模な軍事演習といったようなものがやっぱり影響しているんでありますから、これとこれと比べたらこっちの方が大事だからこれはだめだと言つてこれを見捨ててしまふならこれは別だ。見捨ててしまふなら日本海の沿岸の漁師の方が何と言おうと、そんなことよりもこれは国の大事であるということと、一応見捨てるといふなら、はかりにかけて、こっちの方が重いんだからこれは切るといふふうに、まあ総理大臣の決断によつてそうなるならこれはまた仕方ないでしよう。しかし私は私の立場においてやはりそういう漁業従事者、漁師の方々の生活を守るとか、あるいは日本の漁業を守るとか、食糧たん白を守るとか、こういうやはり国民生活の上から考えてどうしても実現したい、こう思つています。この点ひとつ非常に大事な問題ですから、大臣から一言お考えを、あなたの所感を聞かしていただきたいと思ふんです。

○国務大臣(金子岩三君) 大変適切な御指摘をいただいておりますが、この問題は国際問題でありますし、大変重大な問題でございます。最悪の場合、農水大臣はどういう対処をするかという御質問がありまして、このようにしましうということとはなかなかお答えしにくい問題でございます。御指摘の点は十分踏まえて取り組んでおりますので、どうか最悪の事態が起らないように、全力を挙げて努力を続けていきますというのをひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○川村清一君 まあ、これ以上この問題やっても解決する問題じゃないですから、ひとつ私の気持ちとしては十分ここで話し申し上げましたので、善処していただきたいと思ふんです。これは本当に四月十五日過ぎてもこういう状態であれば相当大きな騒ぎになりますから、この点を十分考えて対応していただきたいと思ひます。

それから、この法案の中身に入りますが、時間も余りないので簡単にいたしますが、この法律は言うまでもなく、五十二年に二百海里を引いた。その前に、五十一年にはアメリカがこの二百海里の法律、これをつくつた。それから、五十二年の三月にはソ連も二百海里を引いた。そこで、そのときには鈴木農林水産大臣が大変御苦勞されたわけです。それをバックアップするために、衆参両院から代表も行っていろいろやつたんであります。その中の一人として私もスケソウに一週間ぐらいおつて、鈴木さんの仕事に成功するように陰ながらいろいろ動いたんですが、そういうようなことから、まず北洋の漁獲高がうんと減つた。その減つた一番中心は何かというと、これはスケソウですね。このスケソウは大体ソ連の二百海里の中から八十万トンぐらい、日本の国がとつてきておつた。北海道で言うと、釧路あたりに六十万トンぐらいスケソウが揚がったわけです。したがつて、そのスケソウを材料にしていろいろ加工する、特にすり身ですが、すり身加工の加工企業が釧路で百以上もあつたんじゃないでしょうか。それがついに日ソの漁業協定で三十万トンになり、現在は二十九万トンと、こういうふうなことがうんと減つてしまつた。それで、そのすり身を原料にして練り製品をつくる。たとえば、かまぼこやなんかは材料がなくて大変だということ、そこで日本政府としては、スケソウのすり身にかわるいわゆる多獲魚を使いたいということ、イワシとか、あるいはサバがスケソウにかわるような味にならないかというふうなことから、加工企業の施設を変えていく、その変えていくための金融措置としてこの法律をつくつたわけで、加工業に対する融資の道は、それまでは中小企業金融公庫と国民金融公庫と二つだったんですが、新たに農林漁業金融公庫の金を融資するというためにこの法律ができたことは御承知のとおりなんです。ですが、その後、このすり身の様子が大変変わつてきた。スケソウグラの様子が大変変わつてきた。スケソウグラを原料とするすり身は、二百海里に

入った五十二年から五十三年にかけてはめちやくちやに値段が高くなってきた。それで国民、消費者がそれに対して反発した。それから五十五年になりまして、御承知のように過酸化水素の使用禁止といったようなこと、そして製品の価格が上がったといったようなことから、需要が五十五年以降ずうと減って、現在も停滞ぎみであるということ、これは御承知のとおりであります。

そこで、すり身の当分の需給は非常に緩和の状況にあると思うんです。北洋における状況が最近厳しい。原材料の加工対策は強力になされていかなければならないのはこれ当然であります。たとえば、いまソウの協定によって二十九万トンと

なっているが、これが必ずしも永久に二十九万トンとも言えないわけですから、これがもっと減ることも予想される。それから、アメリカ二百海里水域におけるいまのスケソウの漁獲高というものもずうと減るかもしれない。したがって、この加工対策というものは十分考えなければいけないけれども、肝心の需要の方がさっぱりこれは伸びないんです。したがって、現在政府としてはすり身の需要に対する見通しをどう持っているのか。それから、原材料をいまこのスケソウにかえて、そうしてイワシやサバに転換させる、こういう政策をとってきたんだが、この政策、そしてこの法律の運用ですね、これが現在どんなふうになつてゐるのか、その後どうなつてゐるのかというふうなことに付いて、かいつまんで簡単に説明願いたいんです。

○政府委員(松浦昭君) まず、すり身の需給に対してお話をいたします前に、練り製品の需給関係について若干最近の情勢を御説明した方がよろしいかと思ひますので、それから始めさせていただきますが、練り製品の生産量は五十一一年が百四万トンございまして、これが二百海里問題を契機にしまして原材料が相当減少いたしましたので、御案内のように先ほど御指摘ございましたが、製品の価格の値上げが行われた。特にかまぼこその他の練り製品が非常に上がったということから、か

えつて需要を低下させたということは事実でございます。五十五年には九十一万トンになったという状況でございます。ところが、最近実はこの需要の停滞傾向に對しまして、逆に需要が増加している状況が出てきております。現実の数字といたしましては、五十六年が九十五万トンに実は回復してきております。これは何かと申しますと、一つは、いわゆる食生活の洋風化あるいは多様化、簡便化といったような消費者のニーズに合わないような製品が主力でございましたが、それが業界の非常な努力によりまして、やはりすり身を使った練り製品につきましても新しいニーズに対応したような製品が大分出てきております。たとえば一番よく言われておりますのが、カニ棒と言われているカニ足風のかまぼこ、これは非常に需要が増してきておりまして、輸出もふえているというような状況でございます。それから、ホタテ風のかまぼこといったようなものも相当出てきておりまして、かなりの開発が行われております。

それから、一つは、この練り製品関係が非常に需要が落ちました原因は、いわゆる魚肉ソーセージというものが、本当のソーセージと申してはまづいんでありますけれども、いわゆる肉類を使つたソーセージに押されたという傾向がございまして、たけれども、これも大分盛り返してきております。さようなことから五十六年が九十五万トンに回復いたしましたので、五十七年は引き続きこの需要は増加していると見た方がよろしいと思ひます。

さやうなことから、すり身の需給関係について考えてみますと、現在の原料のスケソウウダラにつきましては約三十六万トン、これは陸上すり身で十八万トン、洋上すり身十八万トンという実績でございますが、確かに二百海里の前の生産水準に比べますと、かなりこれが量としては低下し、かつ価格も大幅上昇という傾向がございまして、ただ、今後の状態を考えてみますと、ただいま申し上げましたように、供給面では最近ある程度まで安定した供給が行われているのに、需要の面が先ほど申しましたような練り製品の需要の落ち込

みから、一時的な過剰状態というのが生じているというふうな考えられるわけでございましてけれども、昨今の練り製品の需要は、先ほど申しましたような形で相当に回復をしてきているという状況でございますので、さやうな意味からはこの需給関係がかなり最近の時点では安定なものは好転と申していいような状況になってきているというものが現状でございます。そこで、問題は今後の練り製品需要がさらに強気の方向に行くということになりますと、むしろスケソウのすり身だけでは足りないということになるうかというふうな考えられますので、今後はもちろん北洋関係の外交交渉を十分に展開いたしまして、北洋のすり身というものを確保するというのが第一でございますが、そのほかに多獲性魚——イワシ、サバといったようないわゆる前浜資源のすり身化ということを行ひまして、これによってすり身の需給の安定を図っていかなくやならぬというふうな考えをわけでございます。特に、多獲性魚等につきましての前浜資源の活用につきましては、やはり相当程度北洋のすり身の減少、特にソ連を中心としたスケソウの生産量の減少に対応してかなり業界の方々がこの資金等も使いながらその生産を増していったところでございまして、このような努力を今後とも続けていくべきであるというふうな考へてゐる次第であります。

○川村清一君 そういう議論になりますと、この法律の制定の目的は何であつたのかということなんです。これはスケソウ生産がうんと減つてしまつた、そこでそれにかゝる多獲魚の食料品としての加工、そのためにこういう法律をつくつたんであつて、それじゃこの法律ができてから多獲魚であるところのイワシとかサバとかサンマだとかといった、こういう魚の食品加工ということにはこれはふえていてゐるんですか、どういふことになつてゐるんですか。前と同じですか。とすれば、この法律はさっぱり意味がなくなつたといふことですね。いただいた資料を見ると、五十六年におけるイワシ、サバのすり身生産はわ

ずか六百七十四トンにすぎない。一方、スケソウウダラのすり身は陸上だけで十六万トン、こういうことです。そこで、あの法律制定のときにいろいろ議論になつたイワシやサバのすり身技術の開発はどうなつてゐるのか。もうスケソウはなくなつたんだからそれにかゝるイワシ、サバ、これをどうすり身にしていく技術、においをとるとか、色をとるとか、油をとるとかといった技術の開発はどうなつてゐるのか。それからスケソウウダラすり身の需給というものがこれは現在のところ心配がないといったような情勢の変化、したがって、五十二年にこの法律をつくつたころの情勢と現在の情勢は大分変わつておつた。その当時心配しておつたことが現実の問題として出てきてないといふことですね。こういう点はどうするのか。これはわれわれこの法律をつくつた責任者として、何なんだろうということになるんです。それで、あなたの方からいただいた資料を見ますと、八万トン、加工向けが六十九万トン、合わせて七十七万トン、そしてイワシの非食用向けが二百五十七万トン、割合にすると、生鮮向けが三〇%、加工向けが二〇%、そしてその小計で三三%、そして食べるものでない、つまりえさ用ですね、これはハマチのえさだとか、あるいは家畜のえさだとか、その方向に七七%いてゐる、ちつともこの法律をつくつたときにいろいろ議論したことが何、今の状況はあの時分の状況と大分違つてゐる、心配ない状況ですか、どうですか。

○政府委員(松浦昭君) まず第一に申し上げたいことは、この法律が五年前にできましたときの状況と比べまして、その法律の第一の目的でございまして、この北洋におけるわが国の漁船の活動というものが非常に不安定な状態に陥りまして、原料転換を水産加工業者にお願ひをしたという事情が将来起こるか起らないかという問題が一つございまして、この点につきましては私も確かにその後の外交交渉によりまして北洋の水域につきましては、ソ連に關しましては七十五万トン、それ

からアメリカにつきましては百四十万トンのクォータを依然としてがんばつて確保しているという状況でございまして、さような意味から申せば、ある程度の安定という状況は実現したわけでございまして、しかしながら、一方におきましてこのような状態が今後とも持続してこの法律が要らないという状態ではないかと思つてございまして、と申しますのは、対米関係を見ましてもやはり外国漁船を締め出そうというやうな、そしてアメリカの水産業というものを独自の力で振興しようといったやうな考え方は非常に強いわけでありまして、また、対ソ関係につきましても決して完全に安定したということは言えないわけでございまして、さような意味から北洋の原料確保という面において、将来外交交渉その他を通じてまじでできるだけ避けていくということではございまして、万一の事態というものも想定しておかなければならぬという状況だと思つております。

それから第二に、多獲性大衆魚の問題でございまして、この点につきましても高度利用につきましましては、従来からいろいろな試験等を行つてまいりまして、かなりの実用化に向かつてその開発が進んでいるわけでございまして、ただいま先生、食用向けの多獲性大衆魚、特にイワシを例にとつてお話しやられたと思うわけでございまして、それほど進んでないやないかとおっしゃいますけれども、進んでないやないかとおっしゃいますけれども、五十六年に生鮮向けと加工向けで、食用に向けられたイワシの量というのが五十三万トンございまして、五十六年は二十万トン余ふまして七十七万トンに実はふえているわけでございまして、ところが、五十一年の当時は、つまり二百海里の前でございまして、イワシの総漁獲量が百三十九万トンしかなかったわけでございまして、分母の方が小さかったから非食用向けの率というものが非常に低く見えたわけでございまして、五十六年は実にイワシの漁獲量は三百三十四万トンというぐあいにふえてまいりまして、このために食用向けを相当ふやしましたけれども、分母の方も

大きくふつたということから率としては依然として非食用向けが七十七パーセントという状態でございまして、さようなことから一見食用向けに十分多獲性大衆魚が回つてないやうに見えるわけでございまして、けれども、この間の技術開発の努力あるいはこのやうな加工施設資金の優遇等を通じてまじでイワシの利用というものは食用向けにかなり伸びている、こういうことでございまして、さやうに御理解いただきたいと思つております。

○川村清一君 もう時間がないですからこれ一問でやめますが、長官、いただいたこの資料で明確なんです、政令一号資金と政令二号資金があるわけですね。それで、一号資金の方はほとんど、どどん資金需要が減つて——いや、これは北海道の資料です、全国的にはわかりませんが、北海道では一号資金の方は五十六年では一件です。わずか五百万です。それに反しまして、二号資金の方はほとんど、どどんふふふていつていつていつていつて、五十六年では北海道では六件、そして一億二千五百四十万と、一号資金と二号資金の比率は、需要は二号資金の方がうんと多くなつてきているというのがこれ現実の問題でしよう。私はこの法律は要らないやないかと思つておるけれども、この制定当時と情勢が大分変わつてきておるということ。ですから、ある意味において見直しが必要じやないかというのを私は言いたいわけですね。それから、二号資金がふえていつていつていつていつて、これは結構なものであつて、これはこれでいいんです。ただ、水産加工というものはこれは大事であります。そして、これはやっぱり水産は漁獲と需要、そしてそれが安定的に安く消費者に渡るやうな、こういうやつぱり流通経路、そやうな構造にならなければならぬですね。そこで、水産加工というものはいゆる漁獲というものの最大の需要者なんです。水産加工が栄えるというものはある一面漁獲したものがどどん先売れていくわけですから、それを生産する漁民にとっては大した助けになるわけですから、これはどうしてもやらなければならぬ。これはそうなんです。ただし、ぜひやつてもらいたいことは、これは施設のための資金なんです、施設のための。ところが、水産加工を企業としてやつていくためには、これは施設だけではいかぬのです。施設だけでは、運転資金がなければこれはいかぬのです。運転資金の融資の道もこれは考えていかなければならぬし、もう一つは、水産加工企業というのはこれはまあとにかく中小零細企業が多いです。これは大手も日本水とか大洋とかというやうなことになる別ですが、大体は本当中小零細企業が多いです。ね、加工は、したがって、これが小さいのがばつばつこやつておつたらなかなかないかぬから、これをいかにして協業化するか。水産加工協同組合のやうなものをつくるかと、あるいはまた、協業化して、そして相当な規模でやつていくやうな、そやうなことが私は必要ではないかと思つておる。そして、いゆる一号よりも二号がふえていつたという実態は、このいまのやうな、原材料の供給事情の変化に即応して——というこの問題、つくつたときのそのときは大分様相が変わつておるわけなんです、いゆる一般的なやつてきた、一般的に、一般的な法律、この法律はこれでいいけれども、もつとこれを見直してもつと一般的なものに重点を置いた法律をつくるやうに検討されたらどうかと思つておるんです。

それから、最後ですけれども、一点言わしていただきますが、原材料が足りないやないかと思つたやうなことでいたつたら輸入品をどどんふやすということとは避けてもらつて、日本の船が漁獲してくることはうんといいんですが、しかし、足りないやないかというわけでして、これは輸入する。たとえばスケソウなんかは、これは非自由品目ですね。これを輸入してやるというやうなことになるやうなことは国内の生産者に対して相当影響を与えますから、こんな点は十分気をつけてもらいたいと思つておる。これらはちよつとまとめて数点お尋ねしました。これに対する長官の答弁を聞きまして、私の時間なくなりましたからこれで質問をやめます。

○政府委員（松浦昭君） 先生おっしゃいますやうに、この水産加工業というのは日本の漁獲量の約六割をこれで賄つてくれる非常に重要な産業でございまして、この加工業によりまして生産者と消費者との間が結びついていて、いわば生産と加工は車の両輪のごときものであるというやうに私も思つておるわけでございまして、そこで、具体的な個々のお尋ねでございまして、一号資金と二号資金の関係でございまして、けれども、一号資金、確かに最近の状況を見ましても、トータルで貸付額四十七億という状況でございまして、これに對しまして、全国ベースでいゆる多獲性魚の有効利用という部分が二百一億というところで、二号資金にシフトしているというところは事実でございまして、これを私考えますに、やはり一号資金というものは緊急避難と申しますか、非常に急速に二百海里がやつてまいりましたときに、これに何とかして原料の面で対応していくというところで転換加工業者をお願いしたというところから出てまいりました資金でございまして、さやうな意味でこの事情というものが若干変わつてきていることは事実でございまして、しかし、将来を考えると、いつまたこのやうなことが起こるかわからないという意味で、この資金というものはやはり残しておかなければならぬ資金である、先生もさうお考えだらうと思つておる。ただ、やはり資金の面の需要というのを考えますと、多獲性大衆魚をどうやつて有効利用するかということが非常に重要な今後の課題であることは事実でございまして、この方面の資金というものはやはり重点を志向していくというやうなことが当面の大きな課題であらうというやうに考えるわけでございまして、

そこで、第二のお尋ねの、施設資金だけではなくて、いゆる運転資金も見るときではいかんというところでございまして、従来までこれに對応いたしました運転資金は、施設資金の中の一連三県に對します国際規制資金に對した運転資金だけ

を従来まで見てきたわけでございますが、昭和五十八年度予算で現在御審議をお願いいたしておりますところの予算の中に、水産加工経営改善強化資金というものがございまして、この資金は、百四十億の枠を設定いたしまして、各都道府県に特別会計をつくっていただきまして、そこに国から一定のお金を出しまして利子補給をやっていたという考え方でございまして、これは実は国際規制資金のみならず、多獲性魚の有効利用というこのために緊急に必要な運転資金もめんどろ見るといって通過をさせていただきます。この予算が幸いにして通過をさせていただきますれば、このような運転資金の拡充を含めまして対応策がとれるということに相なるわけでございます。

それから第三点といたしまして、一般法にしましてどうかということでございますが、これはこの法律ができましたときに、先生、御審議になられました非常に重要なメンバーの一人であつたといえますので、よく御存じだと思つてございまして、何分にも水産加工業はほとんどが中小零細企業でございますので、いわゆる中小企業基本法から出てまいりますところの中小企業を対象とする政策的金融措置ということが基本にございまして、しかしながらその上に二百海里の体制への移行ということから生じた緊急の問題、それからもう一つは多獲性大衆魚というものをできるだけ国民に安定したたん白供給源として供給するという非常に高い高度な食糧政策という観点から、この中小企業の金融を越えた金融を先般の五年前につくっていただいたという状況でございます。したがって、この事情は現在も余り変わりはないわけでございますので、そのような意味で、一般中小企業政策との整合性といったような問題が依然として出てまいりますので、今回も延長をお願いしたいということでございます。しかしながら私どもとしましては、二百海里の体制というものが決して安定している状態ではないということをよく承知しておりますし、また、多獲性大衆魚の利用というものも一朝一夕で築き上げられるものではない

というふうな考えておりますので、今後このような制度につきましては、十分にいまお話のありましたことも頭に置きまして今後の対応策を考えていくというふうなわれわれとして考えておる次第でございます。

○藤原房雄君 原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案、この法律につきまして、二百海里ということと、それ以前から漁業問題についてはいろいろなことがあつたわけでありまして、降つていたわけではないのかもしれないんですが、こういう規制を受けることになりまして、そういう中で漁業を取り巻く非常にむずかしい環境の中で、加工に関する、今日まで日本人の食生活に非常に重要な位置を占めておりましたすり身加工を中心としたしましてこの対策の措置がとられたわけでありまして、率直に言つて、この前に暫定的な措置がとられ、この法律ができてから五年間の期限をもちまして、政策転換措置とそれからイワシ、サバ等の多獲性魚の加工ということとでこのための設備資金、二つの目的のためにこれが設けられたわけでありまして、先ほどもいろいろ答弁がございましたけれども、この法律ができてからまた諸情勢もいろいろ変わったようでありまして、当時の深刻な論議を経てこの法律の制定があつたわけでありまして、その後、資金の実績を見ますと、当初の融資計画から見ても、いずれも融資の実績は、当初の五十三年、五十四年、この当時はそれなりのものは資金需要があつたようでありまして、計画が達成されましたけれども、五十五年以降、最近ややさまたげが起きているような感じがするんですけれども、まだこれは五十七年の実績が出ておりませんからあれですけれども、現状とそれから最近の動向、これ資金需要のことに關してちよつと御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(松浦昭君) この加工施設資金につきましての最近の貸し付けに對します需要、特にその特徴ということをお願いいたしますので、今後このように、まず第一に資金の内容から申し上げますと、先ほど川村委員からのお尋ねもございましたように、一号資金と言われている部分、つまり国際規制に關連する資金の方はどちらかと申しますと資金がそれほど多く出ていないという状況でございます。まして約四十七億、こういったような水準でございます。ところが、これに對しまして二号資金、つまり多獲性大衆魚の高度利用という面での資金の伸びは非常に大きくございまして、この資金面の需要が非常に強い状況になっておるわけでございます。

それから、なおたたいまお話がございましたように、この貸し付けの計画に對しまして実際に貸し付けた実績というものが動向としてどうなっているかということもございまして、確かに当初の計画は五カ年間で約三百億程度の資金需要を見込んだということでございます。四年間の実績を見てみますと、年によって変動はありますが、これもほぼ計画とおりの融資がなされているといふことが言えると思ひます。しかし問題は、多分御指摘になりました五十五年度以降の計画に對して融資の実行が少なくなっているんじゃないかといふことだと思ひます。この点につきましては、実は本資金の導入時におきまして、このときは非常に厳しい状況が続いたものでございまして、五十三、五十四、この両年に計画を上回る融資が行われたわけでございます。さうなことで最初非常に飛ばしたと申しますか、非常に実績が上つたという状況があることが一つござい

ます。いま一つは、最近サバ等の原料魚の価格が非常に高い状態が続いておりまして、資金繰りの面からなかなか業者の方々が施設を導入できないという方々がございまして、さうな意味から若干最近における実績が前に比べますと下がつてい

然として問題が続いておるわけでございまして、この資金の需要という面については私どもは決して弱くなるということはないであらうというふうな考えておる次第であります。

○藤原房雄君 最近の日本の国の総漁獲量、一千万トンを上回るわけでありまして、その中のイワシは三百三十三万トンですか。これは去年は非常に多かつたんですが、まあ非常に多いということに結構なことでありますが、私も前にも申し上げましたが、やはり多獲性魚のもつ一般家庭の食せんに上るような対策、これも水産庁でいろいろやっておるようでありまして、最近の住宅事情とか食生活の変化とかいろいろございまして、から、さう簡単にはいかないのかもしれないんですが、イワシがずっと漁獲が伸びておるといふことは、これはそれなりにイワシのたくさんとれる環境ができたということなんです。これからは、これから急激に落ちるといふことは予想し得ないことだろうと。それなりに食せんに上るような施策に對して、もつとPRを初めとしまして流通機構、こういう問題についても今日も御努力いただいておりますが、さらにひとつまた御努力いただきたいということと、やっぱりこれさっきの資金需要を見ましても、お話を聞かれました二号資金、まあちょっと少ないようではあります、やっぱり加工技術の開発それから製品の普及、こういうものが相伴いしませんと当然需要というものはそう伸びるわけじゃありませんし、また最近欧米化した食生活が、やはり日本食というものが見直されるというふうな方向にまた非常に変わりつつあるという、こういうことも考え合わせますと、加工技術の開発や製品の普及宣伝というのは一体どこまで進んでいるのか。まあ一時期スケソウのすり身が非常に窮乏を告げるということになりますと、多獲性魚といふことでぐんとそちらの方に引張られるわけですが、ちよつと需要が見通しますとまず次は手が抜かれる。しかし、このデータを見ますと、イワシがもう総漁獲量の三割近いという状況になりますと、やっぱり恒久的に加工技術の開発や、

私どもはもともとこういうものが身近にあるような加工、流通すべての面でこれは対策を考えないかというのを痛感するわけであります。たくさんということではあります。それからもう急激に減るわけじゃない多獲性魚、特にイワシ等を中心として現在の加工技術の開発の現状、そしてまた、今後の水産庁としての取り組みや資金需要等、そう大幅に急にふえるわけではないのかもしうに政策を進めていこうとしていらっしゃるのか、そのことについてお尋ねしたいと思います。

○政府委員(松浦昭君) イワシの生産につきましては漁獲量は非常に伸びておりまして、昭和五十六年で三百三十四万トンの台に達したわけでございします。今後の漁況、海況等も想定をいたしますと、急速にこれが、漁獲量が低下するといったような状態はまずここ数年間はないのじやないかというふうに考えられます。その意味では非常に安定した資源であるというふうに考えられるわけであります。そこで、これが高度の利用を図っていくということが非常に重要であるわけでございしますが、先ほども御答弁申し上げましたように、食用向けは絶対数値としては伸びておりますものの、やはり漁獲量が非常に急速に伸びましたので、非食用向けの率が上がっているといったような状況でございします。そのような意味ではぜひこの有効利用をさらに促進していくということが必要なる段階であるというふうに考えているわけでございします。そこで、まず私も困っておりますところの多獲性の赤身の魚の高度利用の技術研究開発の事業でございしますが、これはかなり水産庁としましても力を入れています、各都道府県あるいは大学それからまた自分のところの研究所、さらにいろいろな団体あるいは会社等に委託をいたしまして研究を進めているわけでございしますが、大きく申しまして四つございします。一つは基礎研究でございまして、イワシ、サバのたん白の特性を生かして

ましてその鮮度と肉質を保持する方法はどういう方法があるだろうか。また血合いの肉などを利用する方法はどういう方法があるだろうかということと研究をいたしておりまして、基礎研究の成果といったしましては冷凍すり身化、冷凍フィッシュブロック化、マリニビーフの製造技術といったようなことで、かなりの開発を行い、その指導をしているところであります。

それから 第二の大きな項目は、冷凍すり身化でございます。いわゆるイワシ、サバの、原料といえますところの冷凍すり身の量産技術というものを確立するというところでございます。これはすでにかなり技術的には確立をいたしております。特に赤身が多く、油が多いこのイワシのすり身を、イワシを使いましてすり身をつくり出す際にはいろいろな機械を使いまして、この脂肪を取って、そしてすり身らしいイワシのすり身をつくっていくということが非常に重要でございます。これはすでに長崎県の水産加工業協同組合、それから八戸の水産加工業協同組合連合会の加工場において現実にはイワシのすり身化が行われ、その生産が行われているところできております。

それから、その次は冷凍フィッシュブロック化ということ、これは落とし身のブロック化、それからフィーレブロックの製造技術でございいます。これもいろいろと問題がございすのは、イワシの場合にはどうしてもばさばさした肉質の性格を持っておりますので、これを粘着性を持つてうまくブロックをつくっていくにはどうしたらいいかという技術の開発をいたしております、これは一応完成の域に達しております。

それから第四点として研究をいたしておりますのが処理機械の開発でございます。これは高速自動ワイレマシーンあるいは熱水式の剝離装置の開発といったようなことでございまして、これもかなり細かく申し上げると非常に興味のある課題でございますが、機械的にワイレをつくるということがかなりの程度で進んでおりまして、非常に高度な技術が開発されているという状況でござい

います。

このような技術開発が現実のまた素材の生産あるいは加工品の生産に向かつていくということが非常に重要であるわけでございますが、大きく申して、これも三つの用途があると思います。

その一つは、新しい素材をつくるということでございます。これはすり身であるとか、先ほど申しましたフィッシュユアブロックあるいはマリニヒーフのような畜肉様の組織化素材、こういったものをつくっていくということが一つでございます。

それから第二は、新しい素材を用いた加工品をつくっていくということでございまして、これはいわゆる練り製品、一般にはくろぼこという、かまぼこのかわりにくろぼこ言われておりますが、そういうたもの、あるいは魚そうめん、魚めんといいですか、そういう魚のたん白質でつくりましためん類、あるいは冷凍食品、これはイワシのコロッケとかフライといったようなものが開発されておりますが、それからまたハンバーグ、薫製といったようなものが新しい素材を用いた加工品ということで相当にこれはつくられておる状況になつてきております。

それから、その他の加工品としましては、冷凍のレトルトフライあるいはサバのなまり節といったものがございますて、ぜひ一度試食をしていただきたいと思うわけでございますが、非常にいいものができております。県の状況を見ましても、宮城県でたとえばイワシのボールの缶詰、それから魚めんといったものがかなりの程度いいものができておりますし、それから茨城県ではイワシ、サバのレトルト加工した、特にカレー粉を入れた相当学校給食なんかに使えるレトルトフライができております。それから千葉県のスーティンミート、それから埼玉県のスーティンのそうめん、東京都のイワシ、サバの練り製品、あるいは長崎県のスーティン、サバの冷凍すり身、フィッシュブロックといったようなものはかなりの程度まで進んだものがございますことでございます。いまだ少しの努力によりまして、また普及によりまし

て、これが相当普及できるような状態までくるものというふうを考えておる次第であります。

○藤原房雄君 本当に、いま一端をお聞かせいた
だいたわけてありますが、何かよだれの出るよう
な研究がずいぶん進んでおるようでありますが、
しかし私ども、手にとるとかまた口にするとかと
いう機会がないということを考えますと、それは一
基礎的なまたある段階でのことであつて、まだ一
般的な食卓に乗るようなところまでは行つてない
のではないかと思います。それは今後のPRとい
いますか、製品化というか、そういう段階を経な
ければならないだろうと思います。とにかく、こ
れだけ日本の総漁獲量の三割以上を占めるという
大変な量が、しかも今後安定的にというようなお
話もございましたが、ぜひひとつこれが食せんに
上るような、そしてまた大衆的にこれが利用され
るような製品と、またそのPRにひとつ努力して
いただきたいと思います。

先ほとちよつとお話でしたが、漁業者と消費者を結ぶ加工業者というのは非常に大事な位置にあるわけですが、ほかの加工業と違って水産加工業というのは、通産省といえますか、そういうところとはまた所管が違ふんでありますうが、水産加工業を規定した法律というのはこの臨時措置法これだけです。そういう点で、農水省としましては水産加工業をより振興するというたてまえの上から水産加工振興法ですか、臨時的な対策ということじゃなくて、やっぱりもっと水産加工業に対して振興策を規定する法律、業者の中には基本法のようなものもつくってもらいたいというようなお話がありますけれども、これはいままでどちらかというと、農水省とそれから通産省の谷間のような立場にあったわけでありますけれども、農水省としては、やっぱりこれは力を入れていかなければならない業種であるという位置づけを明確にして、何らかの法的な措置をとる必要があるのではないかと痛感いたしておるんですが、これはどうでしょう。

○政府委員(松浦昭君)　ただいま先生おっしゃい

ますように、水産加工業というのは水産物の主要な需要先でもございますし、また、国民にたん白食料をニーズに合った形で供給し得る産業ということで私どもも非常に重要な産業であるというふうに考えておるわけでございます。

その場合に、この法体系というものを考えてみますと、このような施設資金を融通する法律、あるいはもう一つ非常に重要な柱となっておりまして、これは水産業の協同組合法でございます。これはやはり加工の業者につきましても適用になる法律でございます。このような法体系というものをもちまして水産加工の振興に努めているわけでございますが、やはりこれからの政策というものを考えてまいりますと、原料供給の事情に即応した施設の改良、これが一つ非常に重要でございますし、また、拠点整備事業等を通じて産地における加工処理体制の整備といったようなことも非常に重要になってまいります。さらに、水産加工経営の安定ということのための価格安定の措置、あるいは消費者のニーズに対応した加工食品の開発、普及といったような非常に多面にわたる対策というものが講ぜられまして、これを総合的に推進するということによりまして加工業というものは伸びていくんじゃないかというふうに考えるわけでございます。

なお、これを網羅した法律というものをどのようにしたらいいかということをお尋ねでございますけれども、やはり私どもとしては、これらの個別の法律というものをよりましてその政策の実態、制度の内容というものを拡充していくということがまず先決であつて、それに向かつて予算、制度というものを充実していくということにまず当面全力を挙げべきじゃないかというふうに考えております。目下のところ、基本法といったような考え方というのは持っていないところでございます。今後の各国の漁業規制の動向、あるいは近海における多獲性魚種の生産状況、あるいは食糧に対する消費者ニーズの変化といったような趨勢を見ながら慎重に検討すべき課題であるというふうに考えておる次第であります。

○藤原房雄君 いまも長官からお話ありましたように、非常に水産加工業としましては重要な国民の食糧の一端を担う立場にあるわけであります。法的には、いまお話をいたしましたように二、三の法律、法律の多い少ないということじゃ決してないですけれども、もっといろんな対応策を講ずべき大事な業種であるということでは間違いないだろうと思ひます。今後の国民の食生活の大きな変化の中でどういうようにこれがまた変わってまいりますか、また国際情勢の変化の中でぜひひとつこれは頭の中に入れていただき、また今後の課題にして取り組んでいただきたいものだと思います。

何といひしても、この加工業というのは原料があつて加工ができるわけですが、この原料の問題につきましましては、五十二年以来二百海里、これだけの大きな波をかぶりまして、いま鎮静化しているわけでありながら、まだまだいろんな問題を抱えてはなくて、相手のあることでありまして、それなりに今日大変な御努力をいたさながら、非常に先々心細い思いをしななければならぬところ、また、今後非常に心を痛めながら見守らなかならないこと、国によりましていろんな状況があるようでありまして、日ソ、日米、この問題についても今後の推移については非常に危惧を抱くものであります。

それと、北海道の襟裳以西の海域については、ここは国内のスケソウガとれるわけですが、これは、去年の暮れからことしにかけまして韓国漁船がモミジコをとつたあとのがらを投げ捨てるといふことで、相当量、韓国漁船のことについてはいままでも当委員会でもいろいろ取り上げてまいりましたし、去年の暮れからことしにかけましては、そういうことで、三陸なんかでも一部ではスケソウガがいままでになくなくなるようになったという地域もあったり、二百海里規制後それぞれの地域でいろいろな変化があつたわけでありまして、この

襟裳以西の海域の問題については漁業資源という上からいひましてもこれは非常に重大な問題で、これは一月に中曽根総理が韓国を訪問して新しい時代を画するというふうな報道されておりますが、その後いろいろ問題があつたようでありまして、長官も今月の十日ですか、いらつしやつたようですが、実際これはいままでは暫定的な合意事項で進められていたわけですが、やはり韓国の漁民、今日までもこの委員会でもいふん論議になりましたけれども、少しきつちとした形にできないのかということが問題でありましたが、率直にひとつ長官、現地に行かれましたが、さつたわけでありまして、私どもは報道機関を通じてしか聞いておりませんが、その間のことについて、韓国の問題、そのことと、それから今後の日ソ関係、日米関係、こつと、それから今後のありまますが、日本の国のすり身の加工のもとになります原料を確保すべき、そして相手のある大きな問題でありますので、特に韓国のこと、そしてそれに伴ひまして、また日ソ、日米、これらのことについてのひとつ最近の情勢、また今後の交渉の日本側としての態度、また経緯等ひとつあわせて御説明いただきたいと思ひます。

これは日韓の漁業協定に基づきますところの合意書に書いてございます底びきの禁止ラインの中で韓国漁船が操業しないという約束になっておりますが、これも非常に頻りに破られておりまして、この水域における漁業者の方々非常に御苦勞なさという状況になってまいつたわけでございまして、そこで、大臣の御命令によりまして私、三月の十日から十二日までソウルに参りました。先方の水産庁長でございましてこの金庁長とお話し合ひをいたしてまいつた次第でございます。

このことにつきましては、まず北海道周辺水域の問題から御説明を申し上げますが、先方もこの水域につきましまして、長い間いろいろな問題があり、五十五年からはようやくこの合意書が、合意ができて安定した関係ができたことは今後とも続けていきたいと、話し合ひによって問題を解決していきたいということを申し上げたわけでござい

○政府委員(松浦昭憲) まず韓国漁船の問題につきましてお答えを申し上げます。

先生御指摘のように、この北海道の周辺の水域におきましては、昭和五十五年の十月に前長官の今村長官の時代にいわゆる自主規制の約束がございまして、その後今日まで推移をいたしましたわけでございますが、去年の暮れからことしの初めにかけて期間禁止水域に韓国漁船が入るとか、あるいは禁止水域に入つていのかという違法な操業が起りました。また定時に船の位置を通報してくることが決められておつたわけでありまして、これを履行しないとか、あるいは漁具の通報を受信しないといったような事態が起りました。北海道の漁民の方々を中心いたしました非常に強い御陳情もあり、非難の声が起つたわけでございます。また西日本の水域におきましても、

そこで、私どもとしてはこのような抗議と同時に、またこのような韓国漁船の操業をこのままにしておつたら不測の事態が起る、大変な事態が起るということも先方に申しまして、これが是正を求めたわけでございまして、これに對しまして韓国の側といたしましては、操業秩序を守らせるといふことで一層これを徹底いたしますというところから、一つは韓国の指導船、これは取り締まり船でございまして、この取り締まり船を早急に北海道周辺水域によこすという約束を入りまして、この約束に基づきまして先方は三月二十一日からムグンファ九十一号、千三百四十ト

ンの監視船でございますが、これを北海道の襟裳以西及び武蔵堆漁場に派遣をするということを言っておりまして、先方もこれを誠実に守っているという状況でございます。

それからまた、第二点として申しましたのは、違反船の船長等に対して再研修を行って協定を十分守らせるということを言っておりまして、これでございますが、これも本日電報がございまして、北海道沖の出漁船の船長及び一等航海士に對しまして毎航海出漁前に日韓合意事項の教育を実施するというのを言っておりまして、このように、取り締まりの徹底を図るということを先方が申しつけた次第でございます。

なお、これに加えて、先方が実務者協議を通じて、どのようにしたら最も取り締まりを効果的にやるかということとを相互に協議しようということをお願いしております。

それから、第二のお尋ねの今後の期限切れに對してどうするかという問題でございますが、私も本年十月末に期限切れを迎えるこの北海道及び九州島周辺の水域に關します操業の自主規制、これにつきましてはまず資源問題を議論してほしい。特に武蔵堆の水域におきましては非常に資源が枯渇して、わが方のタラはえ縄漁業は係船の状態になっているということも先方によく申しまして、まず資源問題を加害者を入れて議論してほしい、それからまた操業上のトラブルを防止するためにはどうしたらいいかということを実務者間で協議してほしい。それから今後どうしようかということも話し合おうではないかということにいたしてまいりました。実はその最初の実務者会議を四月の下旬を目途に開くということに約束して帰ってまいりました次第でございます。

このほか北海道の沿岸漁民の方々が非常に強くおっしゃっておられました漁具被害の処理の推進につきましては、両国政府が民間団体を強力に指導するという約束をしてまいりました次第でございます。

なお、西日本の水域につきましては、これも私もその操業の非常に秩序が乱れている状態を指摘してきたわけでございますが、先方は監視船をできるだけ常時派遣するという事で監視体制を強化するということ、監視船同士の通報措置でございまして、通信方法を実はこの半年かかって詰めてまいったわけでございまして、よく、これが私の参りましたときに合意に達しまして、四月の十五日からこの新しい通信方法によって監視船同士の話し合いをいたしました。それで効果的な取り締まりをするということで合意をいたしました。このように、かなり韓国側も、少なくとも行政は前向きにこの問題に取り組むたいという姿勢を示しておりますので、今後十分に先方と協議をいたしまして、できるだけ効果的な取り締まりの方法及び資源の状況を安定的に確保できるような、そういった今後の取り組みをやっていくかなきゃいかぬというふうに考えて、努力をいたしたいというふうに思っている次第であります。

なお、第三点のお尋ねの日米の關係、日ソの關係を簡単に御説明を申し上げますが、日米の漁業關係につきましては、米國はいわゆる自國の水産業を發展させるということのためにフエーズアウトというのを外國船についてはやりたくないという動きが非常に活発になってきておりまして、私もこれが對策に非常に苦慮をいたしているところでございます。それからまた、これも当委員会で御説明申し上げましたが、フィッシュ・アンド・チップス・ポリシーという言い方を先方はしているわけでありまして、要するに漁獲量が欲しい場合にはチップを出さないということだろ

うと思うわけでありまして、對米協力ということとでいろいろな面での協力をやることによって、それに應じて漁獲割り当てを行うという法律の内容になっておりまして、そのようなことから非常にこの面ではむずかしい漁業交渉を展開を予想されるわけであります。また入漁料につきましても、まだ決まっておりますけれども、相当の引き上

げを先方が通報してまいっておりますので、こちらがこれに對応しているという状況でございます。さらに加えて、実はこのような非常にむずかしい状況の中で、私も一月の漁獲割り当ては五十七万五千トンという量を確保したわけでございまして、問題は四月、それから七月の割り当てがどうなるかということが非常に気になっておりまして、特に気になりますのは、捕鯨問題がこれに絡んできておりまして、捕鯨問題でございまして、先般クロンミラー大使及びバーン・ノア長官が日本に参つて私が対応をいたしましたわけでございまして、その際においてもやはり捕鯨問題を非常に強く取り上げておるわけでございまして、さうなことから特に米國の國內において四月の割り当てにこの捕鯨問題が影響を及ぼさないかどうかということが非常に気になっております。

また日ソの關係におきましても、先般日ソ、ソ日の漁業交渉を行った際におきまして、ソ連側は引き続き日本水域において規制の緩和を求めてきておりまして、これに應じなければソ連水域における対日の割り当てを大幅に削減するということとを言っております。先般参りましたカメンツェフ大臣が最初に取り上げました問題もこの問題でございました。またこの四月にサケ・マス交渉が行われますが、従来までの交渉の経緯あるいはカメンツェフ大臣が訪日した際に、サケ・マス漁船を含む日本漁船の違反を相当強く指摘してきたということからも、必ずしも交渉はたんたんとしたものでないというふうに私も考えておるわけでございます。

このように、日米、日ソともに決して楽な交渉が予想されるわけではございませんが、對米關係につきましては、わが國は二百海里水域内におきまして伝統的な漁獲実績を持つておるわけでございまして、百四十万トン近い漁獲量をいまでも確保してきておるわけであります。また、日米關係の一般關係というものが決してこれを、友好的な關係を崩してはいけないというふうに先

方にも思ってもらわなきゃいかぬと思っておりますし、わが方も同様でございます。またわれわれは、フィッシュ・アンド・チップス・ポリシーの面におきましてはスケソウダラの洋上買付けということも実施しておりますし、またアメリカの水産物の五〇％はわれわれが買っているという一大市場であるということも事実でございます。かような点をアメリカ側にも十分に評価してもらわなきゃならぬというふうに考えておるわけでございまして、このような關係を十分先方に説明いたしまして、特にわが國の漁業に影響のない範圍内において可能な協力はやっていくんだという姿勢をとりながらこの漁場の確保に努めていくということが必要だろうと思っております。

それから對ソ關係でございますが、これは先月カメンツェフ漁業大臣が……
○委員長(下条進一郎君) 時間が来ておりますので手短かにお願いいたします。
○政府委員(松浦昭君) 漁業大臣がおいでになりました。金子大臣との間で日ソの漁業關係について話し合いをしていただきました。両大臣間で日ソ漁業協力關係を安定的に持つていくことと大変有意義な交渉をしていただいた次第でございます。さうな大臣間の非常に貴重なお話し合いの実績を生かしまして今後の日ソの關係を安定的に持つていきたい、こういうふうに考えておる次第であります。

○下田京子君 ます、お尋ねしたい点なんですけれども、今回の場合には単純な期限延長ということとでやっぱりなされているわけですが、本格的な二百海里体制の移行とそれから水産加工品の原料がなかなか確保しにくい。さっきのお話ですとだんだん需要は回復きみになってきていると、供給の方も安定しているんだ、こういう話でございまして、それでもなおかつ水産業界というのは約七割が従業員十人未満と、これは五十四年調査ですから最近またどういうふうになっているか若干の変化はあると思うんですが、個人経営だし、また資本金百万以下というのが六割ということで大

変小きなところが多いわけですね。さらにまた消費不況ということもありまして、北海道、宮城県、両県だけでも加工業者がどのくらい倒産したかというのを聞いていただきましたところが、新聞報道等で公表された部分だけでも五十五年途中に二十八件、五十六年は二十八件、五十七年途中で十九件と、こういう実態です。ひっそりとか個人でお店を畳まれたところも多々あるのではないかと、うふうふなことなんでしょうけれども、こういう水産加工業界の言ってみれば実態ですね、どのように認識されているのか。

○政府委員(松浦昭君) 水産加工業界は、従業員の規模九人以下のものが六九%、年間売上高一億円未満のものが七七%ということで、その規模がきわめて零細であるという認識は持っております。また、経営に占める原料魚購入費の割合が五〇%以上の経営体は実に七二%を占めるという状況でございます。これは原料魚の価格の変化が経営にじかに及んでくるというそういう業態であるというふうに考えるわけでございます。かようなことから一般的に経営環境の変化への対応の弱い体質を持っている業界というふうに判断をいたしております。

○下田京子君 としますと、本法の延長と、そしてまたその資金の活用をより効率的に実効あるものにさせていくということで先ほども他の委員からいろいろ御指摘がございましたが、それとあわせて今度従来の水産加工経営安定資金の融通措置にかえまして新たに多獲性魚等の有効利用を含めて名前を変えて水産加工経営改善強化資金の融通措置というものを講ずることになったと思うのです。ところが、五十七年三月末まで実施されます経営安定資金の融資条件に比較いたしますと、融資の枠あるいは金利そしてまた償還期間などが大変後退しているというふうに見られるわけですね。いま言ったような大変弱いという業界に対して新たに講ずる資金がこのような形で後退されたということはどのように御説明されるんでしょう。

○政府委員(松浦昭君) ただいま水産加工経営安定資金と今回五十八年から実施をしようというところをお願いしております水産加工経営改善強化資金の間に後者が後退したんじゃないかということでございますけれども、実は利率あるいは期間の点について国際規制関連資金につきましては確かに若干の後退をいたしておりますけれども、もっと大きな面において大きな前進が図られているというところをひとつお見逃しいただきたいと思うわけであります。それは従来まではこの資金というのは国際規制の関連のために経営が維持できなくなつたという資金を運転資金を見ると、うことでございまして、五十八年からの強化資金は、多獲性魚等低利用の魚を新製品を開発する場合の運転資金、それから多獲性魚等の有効利用の促進を図るための資金、従来までなかった資金につきましても運転資金を新たに創設するということで、その面では大きな拡大をしたという資金であるというふうな御理解をいただきたいと思うわけでございます。確かに先ほど申しましたように北洋漁業の関連の部分につきましては金利等が四%から五%になったわけでございますけれども、これはやはり漁業の経営安定資金が実は五%でございます。さような面とそれからまた非常に緊急避難的な国際規制の問題が起つたという時点とは若干情勢も変わってきておりますので、むしろ資金の効果的な活用ということからこの部分につきましてもは金利及び償還期間を若干強化したということはあるわけでございますが、他面におきまして先ほどのような広範な面的な拡大を行いまして運転資金を相当広範な業者に対して貸し出しができるような制度にしたというのが実態でございます。

○下田京子君 ただ、額の枠の面で言いますと百五十億でした。それが百四十億になってそれを分けたということですね。国際規制経営安定資金の方が九十億になっておりまして、それからまた多獲性魚の低利用の新製品開発資金とそれからまた有効利用の促進資金とあわせて五十億、こういうことになっているわけで、確かに効果的な活用という点で新たなものを含めたということでは理解できるわけなんですけれども、やはり金利や期間などが後退しているというのは事実でございます。だけに、いまの業界の実態から見ても大変業界の皆さん方からも、いやむしろ後退したんだというふうなお声もありました。しかし一方では、従来の経営安定資金ですと、これは各年度ごとに実施されておりました。いつ切られるかということでは不安がられておりました。今回は基金もつくるといふことで予算措置ではあるけれども、今回の法延長とあわせて毎年ある一定期間見ているというふうなお話になっているとも聞くんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○政府委員(松浦昭君) 実はこの経営安定資金の方は百五十億の枠がございましたけれども、実績は五十六年度で六十七億しか出なかったわけであります。これは実はこのように国際規制の関連といううことでございまして、対象も一三三県に限られておりました。そこで、今回はこの枠を十分に生かして、しかもより広範な貸付先を認めようといううことで、実は多獲性魚の有効利用といううことを図るための資金に面的に拡大をいたしたわけであります。

少なくとも現在この施設資金の面で多獲性魚の高度利用をする県は、貸し出しの対象が二十三県に及んでおりますから、非常に広範にこれは貸し出せるということになったと思うわけでございまして、それからなお、将来どうなるかということでございますけれども、これはただいまも御説明いたしましたように、今年度以降におきましてもこれは当然客観的な必要性が存在する限り存続するようには引き続き努力していこうというふうな考えでございまして、何分にも予算というものは単年度の措置でございますので、明確なお約束をここでするということにはまいりませんけれども、この資金の性格が特別会計を都道府県につくって、それで

貸し付けているという、貸し付けに対して利子補給をしていくということでございますので、さような点はわれわれが考えているということを申し上げればわれわれの気持ちは御理解していただけたというふうなふうに思っております。

○下田京子君 気持ちは理解いたしました。特別会計ですから、これは単年度主義で予算措置だからやむを得ぬが、そういう方向でやりたいということ、これはもう大蔵との予算折衝等々になつてくるわけですが、ぜひやってほしいと思います。ところで、この資金の融通に当たりまして認定条件をどうしていくかということだと思っております。いま聞きますと実施要領の作成中だ。もちろん法が通つてからということになるわけでしょうけれども、お話の中にも借りられやすいように、有効な利用ということは何度かお話しになっております。

そこで、さっきお話しになりましたこの経営安定資金の方です。なぜ年々下がってきているかというと、これは下がるように仕組んできているわけですね。実施要領を見れば、つまり五十七年度のあの経営安定資金の実施要領を見れば、三つの条件すべて満たさなければなりません。こうなっているわけですね。その三つの条件は何かと言えは、まず最初の五十二年のときの緊急的に二百八十億、それ借りた人じやないやだめだ、こうなるわけですね。これが一つでしょう、あれこれあります。それから二つ目の問題は、五十六年、前年度にあつて五十二年時点から比べてということでもって、その国際規制の原料魚は幾らかという数字まで限定しているわけですよ。そうなつたら借りられないんです。あたりまえなんです、これは。そういうことですから、いつも私、北海道も、それから宮城とかそのほか青森なんか歩いていて、特に塩釜なんかから強く要望されていたのは、この国際規制関連経営安定資金のこの性格をどう読み取るかというところ、それでいろいろ議論があつた、借りたくても借りられないんだと。しかも、この三つの条件に加えて、新たに

また県別によつて、市町村別によつてまたいろいろつてくるわけですよ。それで、実際に借りようと思つても今度はお金を貸さないというふうな銀行との対応が出てくるわけですね。ですから、借りられなかったのは当然なんです。そういうことを考へて、今度の国際規制関連経管安定資金の九十億の枠の方も、それから多獲性魚の二点にわたる五十億の方も、実際につくつて活用できないということがないように、借りられやすいという実施要領をつくられますように期待したいわけですよ。

○政府委員(松浦昭君) 確かに実績が落ちてまいりました面につきましては、いろいろその運用の問題あるかと思ひますけれども、やはり基本的にはこのような二百海里の規制というものが非常にきつて来たときの状態というものは若干事情が違つて来たといふことはあつたと思ひます。

そこで、今後の問題でございしますけれども、改善強化資金、せっかく現在これをつくりましてこれを運用していきたいといふことで予算の審議もお願ひしているわけでございますから、これができまされた場合にはいろいろ要綱等を制定していくわけでございますけれども、現在御審議いただいております本法案に基づきますところの施設資金との関連も十分考へまして、それからまた、地域の指定あるいは対象魚種等の諸条件につきましまして、各地域の水産加工工業の実態も十分に勘案いたしまして、また各地域の水産加工工業への振興に資するように、効率的かつ弾力的な融通が行われるよう措置する考えでございます。

○下田京子君 効率よく弾力的運用といふことで、大変抽象的でありますけれども、そういうお言葉の中身が具体化されますようにこれは対応してほしい。

あわせて、この加工関係の状況につきましては七年に一回しか経営の調査をされてないといふことがいろいろお話を聞く中でわかつてきたわけなんです。これはやっぱり問題だと思ふんです。

そういうことでございしますだけに、いろんな融資措置とあわせまして、単年度ごとにやっぱりこういう水産加工関係の経営の実態把握に努めていく必要があるんじゃないかと思ふんです。

○政府委員(松浦昭君) いわゆる水産加工経営実態調査は御指摘のように七年に一回といふことで五十四年、これが最新時点、最も加工工業に対する影響も大きかつた時点でございしますので調査を実施したという状況でございます。このほかにも加工関係につきましては、農林水産省の「水産物流通統計年報」、あるいは「工業統計表」といった通産省関係の統計表もございまして、これによりまして実態把握に努めているわけでございますが、確かに詳細な統計といふことになりまして必ずしも十分ではないと言わざるを得ないと思ひます。

したがひまして、このような大きな実態調査をやるといふことはなかなかこれはむずかしい面もございしますけれども、またいろいろ工夫をいたしまして、できるだけ水産加工工業の経営がその時点その時点の経営の実態をとらえられるように工夫してみたいと思つております。

○下田京子君 個別問題になるわけですが、これも、塩釜の水産加工団地の問題、これは当委員会でも委員長を含めて訪れた際にいろいろ御要望が出ておりまして、水産庁も御承知のことと思ふんです。

四十七年度以来百二十二の工場が移転して操業を行つてまいりましたけれども、五十二年の二百海里の影響をもちに受けまして、いろんなことで対応してまいりましたが、とにかく大変だといふことで、いろいろあるけれども、とにかくいま行われております、五十五年からはじめました流通施設の整備ですね、拠点整備事業、こういうことも含めた対応をお願いしたい、こういうことでございます。一言お答えいただきたいと思ふんです。

○政府委員(松浦昭君) この塩釜水産加工団地につきましまして、松島湾の水質保全ということを図るために、四十二年に塩釜市に散在する水産加工

業者を一方所へ集めるという措置をとりまして加工廃水を共同処理するといふところから始まつたわけでございますが、何分にも二百海里の規制が強化されたこと、それから加工工業の経営が非常にむずかしくなつたといふことのために維持費の負担金等が上がりましてなかなかこの支払ひにも大変だといふことで、実は私も去年ここにまつてまいりまして実情をよく伺つてまいりました。状況は私も知つてゐるつもりでございます。

特に塩釜は北洋の海域を主漁場にする遠洋底びきの漁業基地でございますし、この基地といふものをどうしても守つていかなきゃならぬといふことは水産庁も考へているわけでございます。ただいまお話のございました水産加工経営改善強化資金や水産物流通加工拠点総合整備事業等の適切な運用によりまして、まずとにかくお入りになつてゐる加工業者の体質を強化していくといふことが一番重要であると思ひますから、さような点を考へまして、塩釜水産加工団地が効率的に運営され団地内の加工業者の経営の改善が行われるように配慮してまいりたいと思ひます。

○下田京子君 最後に一言大臣にお聞きしたいわけですが、実は農林予算全体でも対前年比でマイナス二・五と落ち込んでゐる。だけれども、特にいまお話になつてまいりました水産加工関係の流通加工対策予算、これは落ち込みが著しいんです。いまお話になりました塩釜などを含めまして、全国で非常に希望の強い水産物流通加工拠点総合整備事業、これ五十五年に出発して七年計画で総額六百六億でやつたんですけれども、その五十五年当初で三十五億四千九百万の予算がついて、後とんどん落ち込んでしまつて、五十八年度予算ではその当時に比べて何と半分なんです。これじゃ当初の計画ももうとてじやないけれども達成できないといふふうなことになるので重大だと思ふんですが、そういう点についてどうなるのか、考えなのか、それからまた今後どう対応されるのかお聞かせください。

○国務大臣(金子岩三君) よく事情を承りました。ひとつ善処したいと思ひます。

○委員長(下条進一郎君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(下条進一郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(下条進一郎君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

川村君から発言を求められておりますので、これを許します。川村君。

○川村清一君 私は、ただいま可決されました原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び新政クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

水産加工工業は、我が国における重要な食料産業として、国民の食生活の安定に大きく貢献してきた。しかし、その現状は、諸外国の漁業規制の強化による加工原料魚の供給の不安定化、ね

り製品を始めとする水産加工食品の需要の低迷等厳しい情勢下にあり、その克服が、緊急の課題となっている。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

一、水産加工工業の脆弱な経営基盤の強化及び国民食生活の安定を図る見地から、本融資制度を含め、水産加工工業の振興に努めること。

二、本融資制度については、多獲性大衆魚の食用加工の実態等に即し、貸付対象地域の見直し等その適切な運用を図ること。

また、本資金と水産加工経営改善強化資金との関連性にも十分留意して、両資金の融資に必要な万全の措置を講ずること。

三、水産加工工業経営の体質強化のため、共同化、協業化の推進、協同組合の経営基盤及び組織力の強化を図るとともに、積極的に水産加工業経営の実態把握に努めること。

四、我が国の地先沖合で漁獲される多獲性大衆魚の食用向け利用の増大を図るため、加工技術の開発、製品の普及に努めること。

五、原材料を含む水産物の輸入については、経営基盤の脆弱な沿岸、中小漁業者が犠牲となることのないよう対処すること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(下条進一郎君) ただいま川村君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(下条進一郎君) 全会一致と認めます。よって、川村君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、金子農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。金子農林水産大臣。

○国務大臣(金子岩三君) ただいまの附帯決議に

つきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処するよう努力してまいりたいと存じます。

○委員長(下条進一郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(下条進一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十六分散会

二月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、地域農業の再建と食糧自給率向上を図り農業改良普及事業等の充実強化に関する請願

(第四二二号)(第四七四号)

一、漁港の整備促進等に関する請願(第四七七号)

第四二二号 昭和五十八年二月七日受理

地域農業の再建と食糧自給率向上を図り農業改良普及事業等の充実強化に関する請願

請願者 大分県速見郡日出町豊岡 野河シズ子 外五千二百四十三名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

第四七四号 昭和五十八年二月九日受理

地域農業の再建と食糧自給率向上を図り農業改良普及事業等の充実強化に関する請願

請願者 福島県石川郡石川町赤羽 長田和男 外三千五百七十七名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

第四七七号 昭和五十八年二月九日受理

漁港の整備促進等に関する請願

一九ビル社団法人全国漁港協会会長 矢野照重

紹介議員 戸塚 進也君

我が国水産業は、国民栄養食糧として欠くことのできない動物性たんぱく質の大半を供給している重要な産業であるが、二百海里国際規制の強化、燃油価格の高騰、漁場環境の悪化、魚価の低迷により、危機に直面している。また、現在、財政再建計画が進められ、漁港整備等への影響が懸念される。

漁港は、漁業の生産と流通の基盤であり拠点であるとともに、地区住民の生活と環境を向上、改善し、地域開発の核となるものであり、漁民はもとより関係者すべてがその整備を強く望んでいる。

よって、次の事項について実現を図られたい。

一、第七次漁港整備計画を促進するため、昭和五十八年度予算を確保すること。

二、第三次海岸事業五箇年計画を促進するため、昭和五十八年度予算を確保すること。

三、漁港環境整備事業を拡大すること。

四、漁港漁村建設技術の開発を推進すること。

理由

(一)第七次漁港整備計画は、二百海里国際規制の強化による海外漁業の環境悪化等水産業をめぐり情勢変化に即応すべく、昭和五十七年度以降六箇年間に総事業費二兆百億円をもつて修築事業、改修事業及び局部改良事業を実施する計画であるが、この三事業の総事業費一兆八千五百億円に対し、初年度である昭和五十七年度末の実施見込額は二千二百四十億円、その進捗は二一・一パーセントに過ぎない。(二)第三次海岸事業五箇年計画は、昭和五十六年度を初年度とし、昭和六十年までの五箇年間に農林水産、運輸、建設の三省で総投資額九千三百億円をもつて実施する計画である。このうち漁港海岸は、総事業費千三百八十六億円に対し、昭和五十七年度までの実施事業費は四百四十億円、その進捗は三十二・一パーセントであり、近年、重要性を増している臨海地域や、漁業集落の安全を確保するためその促進を図る必要がある。(三)漁業及び漁村の健全な発展を期するためには、

生産基盤である漁港の整備と併せ、これと密接な関連をもつ漁業集落の環境を総合的に整備し、漁業者等の福祉の向上を図り、近代的で明るい漁業集落を建設することが必要である。また、漁港における環境の美化を図り、潤いのある快適な労働環境を形成するため、漁港施設に附帯して、緑地、広場、植栽その他漁港の環境向上に必要な施設を整備し、漁業集落の環境整備と相まって豊かな漁村を建設することは現下の急務である。四漁港と漁村は、我が国の水産物生産と地域社会の発展を支えてゆく重要な基盤であり、漁港を核として働きやすく住み心地のよい漁村を総合的に整備することは現下の課題である。しかし、最近の国の財政事情から、今後漁港整備事業費の伸びは多くを期待できない状況にあり、限られた予算をより有効に活用するため、未来の漁港漁村づくりのための実用的な技術の研究開発を推進し、これを普及することが必要となっている。このたび、全国漁港関係者の努力によつて、財団法人漁港漁村建設技術研究所が発足したが、その設立の基盤は弱体であり、この育成強化を図るなど、研究開発機関に対する強力な施策の展開が必要である。

二月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

次のように改正する。

第六条第三項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。
(南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部改正)

第二条 南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法(昭和四十三年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

二月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、水産業協同組合法の一部を改正する法律案

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「水産業協同組合共済会(第百条の二)第百条の十四」を「共済水産業協同組合連合会(第百条の二)第百条の六」に改める。

第二条中「本章」を「この章及び第七章から第九章まで」に、並びに「水産加工業協同組合」を「水産加工業協同組合」に改め、「水産加工業協同組合連合会」の下に「並びに共済水産業協同組合連合会」を加える。

第三条中「又は水産加工業協同組合連合会」を「水産加工業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会」に改める。

第十一条第一項中「本章」を「この章」に、「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「貸付」を「貸付け」に改め、同項第二号中「受入」を「受入れ」に改め、同項第七号中「船だまり」を「船だまり」に改め、同項第八号中「あつ施」を「あつせん」に改め、同号の次に次の一号を加える。

八の二 組合員の共済に関する施設

第十一条第二項中「本章」を「この章」に、「又は第二号」を「第二号又は第八号の二」に改め、同条第三項中「但し」を「ただし、第六項の規定による施設に係る場合を除き」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条第四項中「又は第二号」を「第二号又は第八号の二」に改め、「同項第二号」の下に「又は第八号の二」を加える。

第十五条の次に次の四号を加える。

(共済規程)

第十五条の二 組合が、第十一条第一項第八号の二の事業を行おうとするときは、事業の種類その他の事業の実施方法、共済契約、共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に關して省令で定める事項を共済規程で定め、行政庁の認可を受けなければならない。

2 共済規程の変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければならない。

(責任準備金)

第十五条の三 第十一条第一項第八号の二の事業を行う組合は、省令の定めるところにより、毎事業年度末において、その事業の種類ごとに、責任準備金を計算し、これを積み立てなければならない。

(会計の区分経理)

第十五条の四 第十一条第一項第八号の二の事業を行う組合は、同号の事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

(財産の運用方法の制限)

第十五条の五 第十一条第一項第八号の二の事業を行う組合の財産で前条の規定により同号の事業に係るものとして区分された会計に属するものは、省令で定める方法によるほか、これを運用してはならない。

第四十二条第一項及び第四十四条第二項中「規約」の下に「共済規程」を加える。

第四十八条第一項第二号中「規約」の下に「共済規程」を加え、同条に次の一項を加える。

4 共済規程の変更で次の各号に該当するものについては、第一項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、定款で、総会の議決を経ることを要しないものとする。ことができる。

一 当該共済規程の変更により第十一条第一項第八号の二の事業の種類が変更されることとならないこと。

二 当該共済規程の変更に係る第十一条第一項第八号の二の事業が、その変更の前後を通じて、当該事業の実施により組合が負う共済責任の全部を共済水産業協同組合連合会の共済に付することを条件として実施されるものであること。

第五十七条の二中「前三条」を「第十五条の三から第十五条の五まで及び前三条」に改める。

第八十四条第三項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「第四十二条第一項」を「第四十二条第三項第一号」に改める。

第八十六条第二項中「第四十三條から第五十一条まで」を「第四十三條から第四十七條まで、第四十八條第一項から第三項まで、第四十九條から第五十一条まで」に改める。

第八十七条第三項中「但し」を「ただし、第七項の規定による施設に係る場合を除き」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(監査事業)

第八十七条の二 連合会は、前条第一項第八号に規定する会員の監査の事業以下この条において「監査事業」という。を行おうとするときは、監査の要領及びその実施の方法並びに監査事業に従事する者の職務に關する事項を監査規程で定め、行政庁の認可を受けなければならない。これを變更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

2 監査事業を行う連合会は、水産業協同組合の業務及び会計について専門的知識及び実務の経験を有する者で省令で定める資格を有するものである役員又は職員を当該事業に従事させなければならない。

第九十二条第一項中、「第八十七條」の下に「及び第八十七條の二」を加え、「第十二條から第十六條の二まで」を「第十二條から第十五條まで、第十六條及び第十六條の二」に、「前條」とあるのは「第八十七條」とを「前條第一項第五号」とあるのは「第八十七條第一項第五号」とに改め、同条第三項中「並びに第三十五條から第五十八條まで」を「第三十五條から第四十七條まで、第四十八條第一項から第三項まで並びに第四十九條から第五十八條まで」に改め、「漁業協同組合連合会」の下に「又は共済水産業協同組合連合会」を加え「行なう」を「行う」に改める。

第九十三条第一項中「本章」を「この章」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 組合員の共済に關する施設

第九十三条第二項中「但し」を「ただし、第五項の規定による施設に係る場合を除き」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条第三項中「又は第二号」を「第二号又は第六号の二」に改め、「同項第二号」の下に「又は第六号の二」を加える。

第九十六条第一項中「前條」とあるのは「第九十三条」とを「前條第一項第五号」とあるのは「第九十三条第一項第五号」と、第十五條の二第一項及び第十五條の三から第十五條の五までの規定中「第十一條第一項第八号の二」とあるのは「第九十三条第一項第六号の二」とに改め、同条第三項中「水産加工業協同組合連合会」との下に「水産加工業協同組合連合会」の次に「共済水産業協同組合連合会」とあるのは「第九十三条第一項第六号の二」とを加える。

第九十七條第二項中「但し」を「ただし、第五項の規定による施設に係る場合を除き」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第六章の二 共済水産業協同組合連合会
(事業の種類)

第百条の二 共済水産業協同組合連合会（以下この章において「連合会」という。）は、次の事業を行うことができる。

一 連合会を直接又は間接に構成する者（以下この章において「所屬員」と総称する。）の其済に関する施設

2 連合会は、定款の定めるところにより、所屬員以外の者にその施設を利用させることができ

る。ただし、一事業年度において所屬員及び他の連合会の所屬員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において所屬員及

3 第一項第一号の事業の利用に関する前項ただし他の連合会の所属員が利用する事業の分量の総額を超えてはならない。

し書の規定の適用については、所屬員と世帯を同じくする者は、これを所屬員とみなす。
(會員たる資格)

第百条の三 連合会の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者であつて定款で定めるものとする。

一 連合会の地区の全部又は一部を地区とする

漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会又は連合会

二 連合会の地区内に住所を有する漁業生産組合
三 連合会の地区内に住所を有し、かつ、法律

四 第一号の者が主たる出資者又は構成員とな

つてゐる法人（同号及び前号に掲げる者を除く。）

目条の四 会員は、各一個の議決権並びに役員及び総代の選挙権を有する。ただし、前条第三号及び第四号の規定による会員（以下この章に

おいて「准会員」という。は、議決権及び選挙権を有しない。

九条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「組合」とあるのは、漁業協同組合又は水産加工業協同組合」と、

連合会である場合」とあるのは「漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会又は連合会である場合」と読み替えるものとする。

（発起人）
 日条の五 連合会を設立するには、二以上の漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会及び漁業協同組合の設立を目的とする法人の協力を要する。

会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会又は連合会が発起人となることを必要とする。

は、第百条の二に規定するもののほか、第十五

案の二、第十五条の三及び第十五条の五の規定を準用する。この場合において、第十五条の二第一項及び第十五条の三中「第十一条第一項第

第八号の二」とあるのは「第百条の二第二項第一号」と、第十五条の五中「第十一条第一項第八号の二」とあるのは「第百条の二第二項第一号」

と、「財産で前条の規定により同号の事業に係るものとして区分された会計に属するもの」とあるのは「財産」と読み替えるものとする。

2 連合会の会員に関する事項については、第百条の三及び第百条の四に規定するもののほか、第十九条第三項から第五項まで、第二十条、第

三 連合会の管理に関する事項については、第三十二条から第三十一条まで及び第九十五条の規定を準用する。

十二條、第三十三條、第三十四條第一項、第二項、第三項本文、第四項から第六項まで、第八項及び第九項、第三十五條から第五十四條まで、

第五十五条第一項から第三項まで並びに第五十六條から第五十八條までの規定を準用する。この場合において、第三十四條第五項中「一人」と

あるのは一人（第百条の四第二項において準用する第八十九条第二項の規定によりその会員に対して二個以上の選挙権を与える連合会にあ

つては、選挙権一個」と、同条第九項中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所屬員（准会
員、第十八条第五項の規定による組合員、第八

十八条第三号若しくは第四号又は第九十八条第二号の規定による会員及びこれらを構成する者を除く。」と、「組合員（准組合員を除く。）た

る資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの」とあるのは「会員（准会員を除く。）たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出

たもの又はこれを直接若しくは間接に構成する者（准会員、第十八条第五項の規定による組合員、第八十八条第三号若しくは第四号又は第九

十八條第二号の規定による会員及びこれらを構成する者を除く。」と、第三十六條の二中「当該組合の組合員の営み又は従事する漁業及び当

該組合の所属する漁業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会の行う事業を除く。」とあるのは「(当該連合会の所属員たる漁業協同

組合、水産加工業協同組合及び連合会並びに当該連合会の所屬する連合会の行う事業を除く。」と、第四十八条第四項中「第十一条第一

項第八号の二」とあるのは「第百条の二第一項第一号」と読み替えるものとする。

4 連合会の設立に関する事項については、前条

に規定するもののほか、第六十条から第六十七
条までの規定を準用する。この場合において、
第六十一条第二項中「二十人（業種別組合にあ

つては、「十五人」とあるのは「二人」と、第六十二条第六項中「第二十一条第一項、第四十九条第二項及び第三項」とあるのは、「第四十九条

第二項及び第三項、第百条の四第一項」と読み替へるものとする。

5 連合会の解散及び清算に関する事項について

は、第六十八條から第七十七條までの規定を準用する。この場合において、第六十八條第四項中「二十人（業種別組合にあつては、十五人）未

満」とあるのは「人」と第七十条第二項において準用する第三十四条第九項本文中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所屬員（准會員、

第十八条第五項の規定による組合員、第十八条第三号若しくは第四号又は第九十八条第二号の規定による会員及びこれらを構成する者を除

く。」と読み替えるものとする。

第百一条第一項中「水産業協同組合又は共済会（以下「組合」と総称する。）を「組合」に、「払

第百十條第二項を次のように改める。

2 各登記所に、漁業協同組合登記簿、漁業生産

組合登記簿、漁業協同組合連合会登記簿、水産加工業協同組合登記簿、水産加工業協同組合連合会登記簿及び共済水産業協同組合連合会登記簿

第百十一條第三項中「因る」を「よる」に、「の外」を「のほか」に、「及び第百條第五項」を「

と並びに」に、「若しくは」を、「若しくは」に、及び催告したこと、若しを「公告及び催告をしたこと並びに」に、「若しくは」を、「若しくは」に、

「添附」を「添付」に改める。

第百十三条第二項中「因る」を「よる」に、「の外」を「のほか」に、「及び第百条第五項」を「

第百条第五項及び第百条の六第五項に、「及び第百条第三項を」と、第百条第三項及び第百条の六第三項に、「公告及び催告をしたこと、若しを」と、公告及び催告をしたこと並びにに、「添附」を「添付」に改める。

第百八条中「第百条の十四第五項」を「第百条の六第五項」に、「添附」を「添付」に改める。

第百九条中「但し」を「ただし」に、「及び第百条第四項」を「第百条第四項及び第百条の六第四項」に改める。

第百二十一条中「第百条の十四第五項」を「第百条の六第五項」に改める。

第百二十二条中「内国為替取引規程若しくは共済規程」を「共済規程若しくは内国為替取引規程」に改める。

第百二十三条第一項中「内国為替取引規程若しくは共済規程」を「共済規程若しくは内国為替取引規程」に改め、同条第二項中「内国為替取引規程若しくは共済規程」を「共済規程若しくは内国為替取引規程」に、「何時でも」を「いつでも」に改め、同条第三項中「第十一項第一項第二号」の下に「若しくは第八号の二」を加え、「第九十七條第一項第二号」を「第六号の二、第九十七條第一項第二号又は第百条の二第一項第一号」に、「行なう」を「行う」に改め、「又は共済会」を削り、「何時でも」を「いつでも」に改め、同条第四項中「又は共済会」を削る。

第百二十三条の二中「第十一項第一項第二号」の下に「若しくは第八号の二」を加え、「第九十七條第一項第二号」を「第六号の二、第九十七條第一項第二号又は第百条の二第一項第一号」に、「行なう」を「行う」に改め、「又は共済会」及び「若しくは共済会」を削り、「内国為替取引規程若しくは共済規程」を「共済規程若しくは内国為替取引規程」に改める。

第百二十四条第一項中「行なつた」を「行つた」に、「内国為替取引規程若しくは共済規程」を「共済規程若しくは内国為替取引規程」に改め、同条第三項中「内国為替取引規程又は共済規程」を「共済規程若しくは内国為替取引規程」に改める。

共済規程又は内国為替取引規程に、「第十六条の二第一項」を「第十五条の二第一項（第九十六條第一項及び第百条の六第一項において準用する場合を含む。）又は第十六条の二第一項」に改め、「又は第百条の十第一項」を削る。

第百二十五条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第一項中「第百条の六第二項」を「第百条の三第三号若しくは第四号」に、「基いて」を「基づいて」に、「取消」を「取消し」に改める。

第百二十六条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条中「及び第百条第二項」を「第百条第二項及び第百条の六第二項」に改める。

第百二十七条第一項中「第百条の十四第五項」を「第百条の六第五項」に、「こえる」を「超える」に改める。

第百二十八条第一項中「如何なる」を「いかなる」に、「貸付」を「貸付け」に、「又は投機取引」を「又は投機取引」に、「二十万円」を「百万円」に改める。

第百二十九条第一項中「本条」を「この条」に、「本法」を「この法律」に、「三万円」を「十万円」に改める。

第百三十条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 第十一項第三項ただし書、第八十七條第三項ただし書、第九十三條第二項ただし書、第九十七條第二項ただし書又は第百条の二第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第十五条の二第一項若しくは第十五条の三（これらの規定を第九十六條第一項及び第百条の六第一項において準用する場合を含む。）第十五条の五（第九十六條第一項及び第百条の六第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第百三十条第四号中「及び第百条第二項」を「第百条第二項及び第百条の六第二項」に改め、同条第五号及び第五号の二中「第百条の十四第二項」を「第百条の六第二項」に改め、同条第六号中「第百条の十四第三項の規定」を「第百条の六第三項」に改め、同条第七号中「以上の各規定」を「これらの規定」に、「第百条の十四第三項」を「第百条の十四第四項」に改め、同条第八号中「第百条の十四第三項」を「第百条の十四第四項」に改め、同条第九号中「以上の各規定」を「これらの規定」に、「第百条の十四第四項」を「第百条の十四第五項」に改め、同条第十号中「又は第五十四條第二項」を「若しくは第五十四條第二項」に、「以上の各規定」を「これらの規定」に、「及び第百条第三項」を「第百条第三項及び第百条の六第三項」に改め、同条第十一号を次のように改める。

十一 第五十五條第一項、第二項若しくは第三項（これらの規定を第八十六條第二項、第九十二條第三項、第九十六條第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）第五十五條第四項（第九十二條第三項において準用する場合を含む。）第五十六條（第九十二條第三項、第九十六條第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）又は第八十五條の規定に違反したとき。

第百三十条第十二号中「及び第百条第三項」を「第百条第三項及び第百条の六第三項」に改め、同条第十三号中「第百条の十四第五項」を「第百条の六第五項」に改め、同条第十四号中「以上の各規定」を「これらの規定」に、「第百条の十四第五項」を「第百条の十四第六項」に改め、同条第十五号中「又は第百条の十四第五項」を「及び第百条の六第五項」に、「第百条の十四第六項」を「及び第百条の六第五項」に、「本法」を「この条」に改め、同条第十七号中「民法第七十九條の規定に違反して同項の」を「民法第七十九條

第一項の」に改め、同条第十九号から第二十一号までを削り、第二十二号を第十九号とし、第二十三号を第二十号とし、同条に次の一項を加える。

2 漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会の役員又は職員が、第八十七條第一項第八号又は第九十七條第一項第七号に規定する会員の監査の事業に係る業務に關して知り得た秘密を故なく他に漏らし、又は盗用したときは、これを十万円以下の過料に処する。その者が役員又は職員でなくなつた後において、当該違反行為をした場合においても、同様とする。

第百三十一條中「第十三條第二項」を「又は第十三條第二項」に改め、「及び第百条の三第二項」を削り、「一万円」を「五万円」に改める。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に「水産業協同組合連合会」という文字を用いている者については、この法律による改正後の水産業協同組合法（以下「新法」という。）第三條第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（現存する水産業協同組合共済会）

第三条 この法律の施行の際現に存する水産業協同組合共済会（以下「旧法人」という。）については、この法律による改正前の水産業協同組合法（以下「旧法」という。）は、当該旧法人が存する間、なおその効力を有する。

2 旧法人であつて、この法律の施行の日から起算して六月を経過した時に現に存するもの（清算中のものを除く。）は、その時に解散する。

（共済水産業協同組合連合会への組織変更）

第四条 旧法人は、前条第二項の期間内に、総会の議決を経て、その組織を変更し、共済水産業協同組合連合会（以下「新法人」という。）とな

項に規定する登記をしなければならぬ。

2 前項の場合において、旧法人についてする登記については新法第十五条第一項及び第二百二

(租税特別措置法の一部改正)
 第十一条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

[illegible]

に改め、同条第二項中「市町村」を「都道府県」に、「(を)超えない」に改め、「農業協同組合」の下に「その他政令で定める者(以下「農業協同組合等」という。))」を加え、同条第三項中「但し、公定規格が定められていない普通肥料を」と、普通肥料が公定規格が定められていないもの及び指定配合肥料に改める。

第五條中「公定規格が定められていない普通肥料」を「普通肥料が公定規格が定められていないもの(指定配合肥料を除く。))」に改める。

第六條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「名称」を「種類及び名称(仮登録の場合には肥料の名称)」に改め、同項第五号中「販売業務を行う事業場及び」を削り、同項第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 原料、生産の方法等からみて、植物に害がないことを明らかにするために特に必要があるものとして省令で定める肥料の登録にあつては、植物に対する害に関する栽培試験の成績

第六條第二項中「一万円を超えない範囲内において省令」を「その申請に対する調査に要する実費の額を考慮して政令」に改める。

第七條中「且つ」を「かつ」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、前条第一項第六号の省令で定める肥料については、調査の結果、通常の施用方法に従い当該肥料を施用する場合に、植物に害があると認められるときは、この限りでない。

第八條第二項中「規定により調査をさせた場合において、申請書に記載された栽培試験の成績及びその職員の分析の結果によれば」を「規定による調査の結果」に改め、「その効果」の下に「その他その品質」を加え、「定が」を「定めが」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、申請書に記載された施用方法に従い当該肥料を施用する場合に、植物に害があると認められるときは、この限りでない。

第十條中「左に」を「次に」に改め、同条第四号中「名称」を「種類及び名称(仮登録の場合には肥料の名称)」に改める。

第十二條第一項中「三年」の下に「(省令で定める種類の普通肥料にあつては、六年)」を加え、同条第四項中「第六條第一項各号」を「第六條第一項第一号から第五号まで及び第八号」に改め、同条第五項中「二千八百円を超えない範囲内において省令」を「その申請に対する調査に要する実費の額を考慮して政令」に改める。

第十三條第一項中「左の各号に」を「次に」、「且つ」を「かつ」に改め、同項第三号中「販売業務を行う事業場又は」を削る。

第十六條第一項中「第三十一條第一項若しくは第二項」を「第三十一條第一項から第三項まで」に、「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「名称」を「種類及び名称(仮登録の場合には肥料の名称)」に改め、同条第二項中「前項第二号又は第四号」を「前項第二号の肥料の名称又は同項第四号」に、「に変更があつた旨を」に係る変更」に改め、同条の次に次の一号を加える。

(指定配合肥料の生産業者及びその輸入業者の届出)

第十六條の二 指定配合肥料の生産業者又はその輸入業者は、その事業を開始する二週間前までに、輸入業者及び第四條第一項第一号又は第二号の普通肥料の一種以上が原料として配合される指定配合肥料の生産業者にあつては農林水産大臣に、その他の生産業者にあつてはその生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - 二 肥料の名称
 - 三 生産業者にあつては生産する事業場の名称及び所在地
 - 四 保管する施設の所在地
- 2 農業協同組合等が第四條第一項第一号又は第二号の普通肥料の一種以上が原料として配合さ

れる指定配合肥料の生産業者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該肥料を生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事に、同項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

3 指定配合肥料の生産業者又はその輸入業者は、第一項の届出事項に変更を生じたときは、その日から二週間以内に、その旨を農林水産大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

その事業を廃止したときも、同様とする。

第十七條中「左の」を「次の」に、「附さなければ」を「付さなければ」に改め、同条第二号中「名称」を「種類及び名称(仮登録の場合又は指定配合肥料の場合には肥料の名称)」に改め、同条第八号中「登録番号」を「指定配合肥料以外の肥料にあつては、登録番号」に改め、同条第九号中「第二十五條但書」を「第二十五條ただし書」に改め、同条第十号中「肥料」の下に「又は指定配合肥料」を加え、同条の次に次の一号を加える。

十一 その他省令で定める事項

第十八條第一項中「左の」を「次の」に、「附さなければ」を「付さなければ」に、「附されて」を「付されて」に、「引渡」を「引渡し」に改め、同項第三号中「第九号及び第十号」を「及び第九号から第十一号まで」に改め、同項第四号中「附した」を「付した」に改め、同条第二項中「事項」の下に「その他省令で定める事項」を加える。

第十九條第一項中「普通肥料」の下に「(指定配合肥料を除く。))」を加え、「且つ」を「かつ」に、「附されているもの」を「付されているもの」、指定配合肥料については、保証票が付されているもの」に改める。

第二十一條中「又は仮登録」を「若しくは仮登録」に改め、「普通肥料」の下に「又はその受理した届出に係る指定配合肥料」を加える。

第二十二條第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第四号中「販売業務を行う事業場及び」を削る。

第二十三條第一項中「左に」を「次に」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項を次のように改める。

2 生産業者、輸入業者又は販売業者は、前項の届出事項に変更を生じたときは、その日から二週間以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その販売業務を廃止したときも、同様とする。

第三十條第一項中「取締」を「取締り」に、「分析検査」を「検査」に改め、同条第六項中「分析検査」を「検査」に改める。

第三十一條の見出し中「違反の場合の」を削り、同条第一項中「又は仮登録をした普通肥料」を「若しくは仮登録をした普通肥料又はその届出に係る指定配合肥料」に、「基づく」を「基づく」に、「普通肥料」を「当該肥料」に、「引渡」を「引渡し」に改め、同条第二項中「販売業者」を「その届出に係る販売業者」に改め、「普通肥料」の下に「若しくはその届出に係る指定配合肥料」を加え、「特殊肥料」を「その届出に係る特殊肥料」に、「基づく」を「基づく」に、「引渡」を「引渡し」に改め、同条第四項中「第一項又は第二項」を「第一項から第三項まで」に、「取消」を「取消し」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項又は前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一号を加える。

3 農林水産大臣又は都道府県知事は、登録若しくは仮登録をした普通肥料、指定配合肥料又は特殊肥料を通常の施用方法に従い施用する場合に、植物に害があると認められるに至つた場合において、その被害の発生を防止するため必要があるときは、農林水産大臣にあつては第一項に規定する当該肥料に係る生産業者又は輸入業者に、都道府県知事にあつては前項に規定する当該肥料に係る生産業者、輸入業者又は販売業者に、当該肥料の譲渡若しくは引渡しを制限し、若しくは禁止し、又はその登録若しくは仮登録を取り消すことができる。

第三十二条中「前条第一項又は第二項」を「前条第一項から第三項まで」に、「取消」を「取消し」に改める。

第三十三条中「第三十一條第一項若しくは第二項」を「第三十一條第一項から第三項まで」に、「取消」を「取消し」に改め、「対し」の下に「同条第三項の規定による肥料の譲渡又は引渡し」の制限又は禁止の処分をしようとするときは、当該処分を受ける者に対し「取消」を加え、「取消し又は処分の」に、「呈示し」を「提示し」に改める。

第三十四条第二項中「規定による処分」を「規定による肥料の譲渡若しくは引渡しの制限若しくは禁止の処分」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第三十五条の次に次の一条を加える。

(経過措置)

第三十五条の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第三十六条中「左の」を「次の」に、「十万円」を「五十万円」に改め、同条第三号中「附した」を「付した」に改め、同条に次の一号を加える。

四 第三十一條第三項の規定による肥料の譲渡又は引渡しの制限又は禁止に違反した者

第三十七條中「左の」を「次の」に、「五万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「当つて」を「当たつて」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 第十六條の二、第二十二條又は第二十三條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十七條に次の一号を加える。

三 第二十四條第二項又は第二十六條の規定に違反した者

第三十八條中「左の」を「次の」に、「三万円」

を「二十万円」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 第十三條第一項、第二項若しくは第四項の規定による届出若しくは申請をせず、若しくは第十五條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十八條中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第十七條又は第十八條第一項の規定に違反した者

第三十九條中「左の」を「次の」に、「一万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「又は第十三條第三項、第五項若しくは第六項」を削り、同条第五号中「肥料若しくはその原料の検査」を「立入り、検査若しくは収去」に、「虚偽の陳述」を「答弁をせず、若しくは虚偽の答弁」に改め、同条第六号とし、同条第四号中「対し」の下に「報告をせず、又は」を加え、同条を同条第五号とし、同条第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第十三條第三項の規定による届出若しくは申請をせず、若しくは同条第五項若しくは第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第四十一條中「第三十一條第三項」を「第三十一條第四項」に、「二千元」を「五万円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの法律による改正前の肥料取締法(以下「旧法」という。)に基づきされた登録若しくは仮登録の申請又は登録若しくは仮登録の有効期間の更新の申請で、この法律の施行の際現にこれに対する登録若しくは仮登録若しくは登録若しくは仮登録の有効期間の更新又は登録

若しくは仮登録若しくは登録若しくは仮登録の有効期間の更新の却下がされていないものの処理(旧法第十条の登録証又は仮登録証の交付及び旧法第十六条第一項の登録又は仮登録に関する公告を除く。)に関しては、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正後の肥料取締法(以下「新法」という。)第四條第二項に規定する農業協同組合(市町村の区域を超えない区域を地区とする農業協同組合を除く。以下単に「農業協同組合」という。)が旧法第四條第一項第三号の肥料につき受けている農林水産大臣の登録及び前条の規定に基づき施行日以後に農業協同組合が同号の肥料につき受ける農林水産大臣の登録又は登録の有効期間の更新は、当該登録の有効期間中は、新法に基づき都道府県知事がした登録又は登録の有効期間の更新とみなす。

2 この法律の施行の際現に農業協同組合が旧法第四條第一項第三号の肥料につき交付されている登録証は、新法に基づき都道府県知事が交付した登録証とみなす。

第四条 普通肥料に使用される容器又は包装であつて、この法律の施行の際現に旧法に適合する生産業者保証票、輸入業者保証票又は販売業者保証票が付されているものが、施行日から起算して一年以内に普通肥料(この法律の施行の際現に登録又は仮登録を受けているものに限り。)の容器又は包装として使用されたときは、新法に適合する生産業者保証票、輸入業者保証票又は販売業者保証票が付されているものとみなす。

第五条 この法律の施行の際現に都道府県知事の登録を受けている普通肥料の生産業者については施行日に、附則第二条の規定により施行日以後に都道府県知事の登録又は登録の有効期間の更新を受ける普通肥料の生産業者については当該登録又は登録の有効期間の更新のあつた日に、当該都道府県知事に対して新法に基づく販

売業務についての届出があつたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法に基づく都道府県知事に対する特殊肥料の生産業者又は輸入業者の届出をしている生産業者又は輸入業者については施行日に、当該都道府県知事に対して新法に基づく販売業務についての届出があつたものとみなす。

第六条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

酪農振興法の一部を改正する法律案
酪農振興法の一部を改正する法律
酪農振興法(昭和二十九年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律
目次中「酪農近代化基本方針及び酪農近代化計画(第二条の二、第二条の四)」を「酪農及び肉用牛生産の近代化を計画的に推進するための措置(第二条の二、第二条の六)」に、「第三章の二」国内産の牛乳及び乳製品の消費の増進に関する措置(第二十四条の三、第二十四条の四の三)を「第三章の二」国内産の牛乳及び乳製品の消費の増進に関する措置(第二十四条の三、第二十四条の四の三)肉用子牛の価格の安定及び牛肉の流通の合理化に関する措置(第二十四条の三の五、第二十四条の三の八)」に改める。

第一条中「酪農適地を中心として構成される一定の酪農園における酪農経営の近代化を」と「酪農及び肉用牛生産の近代化を総合的かつ」、「及び当該酪農適地」を「並びに酪農適地」に、並び

に牛乳」を「牛乳」に改め、「増進」の下に「並びに肉用子牛の価格の安定及び牛肉の流通の合理化」を加え、「酪農の健全な発達及び」を「酪農及び肉用牛生産の健全な発達並びに」に、「及び乳製品の安定的な」を「乳製品及び牛肉の安定的な」に改める。

「第一章の二 酪農近代化基本方針及び酪農近代化計画」を「第一章の二 酪農及び肉用牛生産の近代化を計画的に推進するための措置」に改める。

第二条の二の見出しを「(基本方針)」に改め、同条第一項中「酪農の」を「酪農及び肉用牛生産の」に、「酪農近代化基本方針」を「基本方針」に改め、同条第二項中「酪農近代化基本方針」を「基本方針」に改め、同項第四号中「酪農」の下に「及び肉用牛生産を加え、同項第五号とし、同項第三号中「合理化」の下に「並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化」を加え、同項第四号とし、同項第二号中「酪農経営」の下に「及び肉用牛経営」を加え、同項第三号とし、同項第一号中「生乳の需要」を「生乳及び牛肉の需要」に、「及び生乳」を「生乳」に改め、「目標」の下に「牛肉の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の地域別の飼養頭数の目標」を加え、同項第二号とし、同項の前に次の一号を加える。

一 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本的な指針

第二条の二第五項中「酪農近代化基本方針」を「基本方針」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「酪農近代化基本方針」を「基本方針」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「生乳」の下に「又は牛肉」を加え、「酪農近代化基本方針」を「基本方針」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 基本方針は、酪農の発展と肉用牛生産の発展とが密接に関連していることにかんがみ、酪農及び肉用牛生産の近代化を総合的に推進することを旨として、定めるものとする。

第二条の三の見出しを「(都道府県計画)」に改め、同条第一項中「酪農の」を「酪農及び肉用牛生産の」に、「都道府県酪農近代化計画」を「都道府県酪農近代化計画」に改め、同条第二項中「都道府県酪農近代化計画」を「都道府県酪農近代化計画」に、「酪農近代化基本方針」を「基本方針」に改め、同項第六号中「酪農」の下に「及び肉用牛生産」を加え、同項第七号とし、同項第五号中「合理化」の下に「並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化」を加え、同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「酪農経営における乳牛」を「酪農経営及び肉用牛経営における乳牛及び肉用牛」に改め、同項を同項第四号とし、同項第二号中「酪農経営方式」の下に「及び肉用牛経営方式」を加え、同項を同項第三号とし、同項第一号中「目標」の下に「並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標」を加え、同項を同項第二号とし、同項の前に次の一号を加える。

一 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

第二条の三第三項及び第四項中「都道府県酪農近代化計画」を「都道府県計画」に改める。

第二条の四の見出しを「(市町村計画)」に改め、同条第一項中「酪農の」を「酪農及び肉用牛生産の」に、「市町村酪農近代化計画」を「市町村計画」に改め、同項第二号中「乳牛」の下に「又は肉用牛」を加え、同項第三号中「農用地」を「農用地等」に改め、同項第三号中「販売」の下に「又はその区域内で飼養される肉用牛の出荷」を加え、同条第二項中「市町村酪農近代化計画」を「市町村計画」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

第二条の四第二項第二号中「乳牛」を「生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標又は肉用牛」に改め、同項第三号中「酪農経営」の下に「又は肉用牛経営」を加え、同項第四号中「乳牛」の下に「又は肉用牛」を、「酪農経営」の下に「又は肉用牛経営」を加え、同項第五号中「作付」を「作付け」に改め、同項第六号中「措置」の下に「又は肉用牛の

共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置」を加え、同項第七号中「酪農」の下に「及び肉用牛生産」を加え、同条第三項中「市町村酪農近代化計画」を「市町村計画」に改め、第一章の二中同条の次に次の二条を加える。

(経営改善計画)

第二条の五 前条第一項の認定を受けた市町村長は、当該市町村の区域内において酪農経営又は肉用牛経営を営む者から省令で定めるところによりその作成した経営改善計画が適当である旨の認定の申請があつた場合において、その経営改善計画が同項の認定に係る市町村計画の内容に照らし適切なものであることその他の省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その経営改善計画が適当である旨の認定をするものとする。

(資金の貸付け)

第二条の六 農林漁業金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫は、前条の認定を受けた者に対し、その申請に基づき、農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)又は沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の定めるところにより、当該認定に係る経営改善計画を実施するために必要な資金の貸付けを行うものとする。

第三条第四項中「左に」を「次に」に、「且つ」を「かつ」に、「都道府県酪農近代化計画」を「都道府県計画」に改める。

第六条第二項中「都道府県酪農近代化計画」を「都道府県計画」に、「聞き」を「聴き」に改める。

第二十四条の三及び第二十四条の三の二中「酪農近代化基本方針」を「基本方針」に改める。

第三章の二の次に次の一章を加える。

第三章の三 肉用子牛の価格の安定及び牛肉の流通の合理化に関する措置

(肉用子牛の価格の安定)
第二十四条の三の五 国及び都道府県は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の

規定により設立された法人であつて肉用子牛の価格の著しい低落がその生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための生産者補給金をその生産者に交付する事業を都道府県の区域内において行うもの(以下「都道府県肉用子牛価格安定基金協会」という。)に対し、その事業の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うように努めるものとする。

第二十四条の三の六 国は、民法第三十四条の規定により設立された法人であつて都道府県肉用子牛価格安定基金協会に対し生産者補給金の交付に充てるために必要な資金を貸し付ける事業その他肉用子牛の価格の安定に資するための事業を都道府県の区域を超えて行うもの(以下「全国肉用子牛価格安定基金協会」という。)に対し、その事業の円滑な実施のために必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

第二十四条の三の七 都道府県肉用子牛価格安定基金協会及び全国肉用子牛価格安定基金協会は、肉用子牛の価格の安定と生産の振興に資するため、前二条の事業を適正かつ確実に行うように努めなければならない。

(牛肉の流通の合理化)

第二十四条の三の八 国は、肉用牛生産の健全な発達に資するため、基本方針に即して、牛肉の産地処理の推進、牛肉の取引規格及び品質表示の普及その他牛肉の流通の合理化のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二十四条の四第一項中「市町村酪農近代化計画」を「市町村計画」に改め、同条第二項中「市町村酪農近代化計画」を「市町村計画」に改め、同条第五の認定に係る経営改善計画に、「行なう」を「行う」に改め、同条に次の一項を加える。

3 市町村は、第二条の五の認定に係る経営改善計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うように努めるものとする。

第二十四条の五の見出しを「(基本方針等と酪農

及び肉用牛生産の振興に関する施策に改め、同条中「酪農振興」を「酪農及び肉用牛生産の振興」に、「酪農近代化基本方針」を「基本方針」に、「都道府県酪農近代化計画」を「都道府県計画」に、「市町村酪農近代化計画」を「市町村計画」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から

別表第二中

合理的な家畜飼養規模の農業経営を営むための計画的に乳牛又は肉用牛の導入及び畜舎その他の施設の整備等を行なうのに必要な資金であつて、当該畜舎の購入に必要なもの又は当該施設に係る第十八条第一項第八号に掲げるもののうち、主務大臣の指定するもの	
年六分五厘	十五年
十五年	三年

「三 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第八十一号)第二条の六に規定する資金に該当する資金であつて、乳牛若しくは肉用牛の購入に必要なもの又は畜舎その他の施設に係る第十八条第一項第八号に掲げるもので乳牛若しくは肉用牛の飼養に必要なもののうち、主務大臣の指定するもの	
年六分五厘	十五年
十五年	三年

(農林漁業金融公庫法の一部改正に伴う経過措置)
第三条 この法律の施行の日から一年を限り、前条の規定による改正後の農林漁業金融公庫法附則第二十三項中「市町村計画が作成された市町村の区域内において牛乳」とあるのは「市町村計画が作成された市町村若しくは酪農振興法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第

号)による改正前の酪農振興法(以下「旧法」という。)(第二条の四第一項の規定による認定に係る市町村酪農近代化計画が作成された市町村の区域内において牛乳」と、「同法第二条の三第一項の規定による認定に係る都道府県計画」とあるのは「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第二条の三第一項の規定による認定に係る都道府県計画又は旧法第二条の三第一項の規

施行する。

(農林漁業金融公庫法の一部改正)

第二条 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。
附則第二十三項中「酪農振興法」を「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に、「市町村酪農近代化計画」を「酪農に関する事項を含む市町村計画」に、「都道府県酪農近代化計画」を「都道府県計画」に改める。

年六分五厘		十五年		三年	
(肉用牛の購入又は飼養に必要なものについては、二十年)		(肉用牛の購入又は飼養に必要なものについては、八年)		に改める。	

し、資金の貸付けを行うことができる。

3 前条の規定による改正前の農林漁業金融公庫法別表第二の第三号の規定(前項の規定によりその例による場合を含む。)により農林漁業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金については、なお従前の例による。

(日本中央競馬会法の一部改正)

第四条 日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。
第三十六條第一項中「酪農振興法」を「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に改める。

第五条 畜産物の価格安定等に関する法律の一部改正(畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「酪農振興法」を「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に改める。
(奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部改正)

第六條 奥地等産業開発道路整備臨時措置法(昭和三十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。
第二條第三項第二号中「酪農振興法」を「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に改める。
(農林水産省設置法の一部改正)

第七條 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第一百五十三号)の一部を次のように改正する。
第三十四條第一項の表畜産振興審議会の項及び中央生乳取引調停審議会の項中「酪農振興法」を「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に改める。

三月二十二日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は二月十日)
一、原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十八年四月一日印刷

昭和五十八年四月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P